楽天損保の現状 2018

Rakuten 楽天損保

楽天損保の概要（2018年7月2日現在）

名称	： 楽天損害保険株式会社
本社所在地	： 東京都千代田区神田美土代町7番地　住友不動産神田ビル
ウェブサイト	： https://www.rakuten-sonpo.co.jp/
設立	： 1951年2月28日
営業開始	： 1951年3月17日
代表取締役社長	： 添田　智則

この冊子は保険業法第111条、保険業法施行規則第59条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ディスクロージャー誌「楽天損保の現状2018」

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「楽天損保の現状2018」を作成しました。2017年度の業績を中心に当社の経営方針、事業概況、財務状況などをわかりやすくご説明したものです。本誌が当社をより深くご理解いただくうえで、皆様のお役に立てれば幸いです。

目　次

楽天株式会社　代表取締役会長兼社長ごあいさつ …… 3

楽天グループについて …… 4

楽天インシュアランスホールディングスおよび楽天損保について …… 5

Ⅰ　当社の概況および組織 …… 6

1. 代表的な経営指標等 …… 6
2. 経営理念・行動指針・モットー …… 8
3. お客様のための業務運営方針 …… 10
4. 会社の沿革 …… 14
5. 会社の組織・店舗網一覧 …… 17
6. 株主・株式の状況 …… 21
7. 役員の状況 …… 25
8. 会計監査人の状況 …… 31
9. 従業員の状況 …… 32
10. 関連会社 …… 32
11. トピックス …… 33

Ⅱ　当社の運営 …… 34

1. 内部統制システムの基本方針 …… 34
2. リスク管理の体制 …… 37
3. 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任準備金の確認についての合理性および妥当性 …… 39
4. 法令等遵守の体制と勧誘方針 …… 40
5. 社内・社外の監査体制 …… 42
6. 個人情報保護 …… 43
7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 50
8. 利益相反管理方針の概要 …… 51
9. CSR(企業の社会的責任)と社会貢献活動 …… 52
10. 地震保険の普及・啓発 …… 54

Ⅲ　当社の主要な業務の内容 …… 55

1. 取扱い商品(主なもの) …… 55
2. 新商品の開発状況 …… 60
3. 一般的な損害保険の仕組み …… 62
4. 約款 …… 62
5. 保険料 …… 65
6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス …… 66
7. 保険募集について …… 75

Ⅳ　損害保険用語の解説(50音順) …… 79

Ⅴ　業績データ …… 83

1. 当社の主要な業務に関する事項 …… 84
   - 【1】事業の経過および成果等 …… 84
   - 【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移 …… 85
   - 【3】業務の状況を示す指標 …… 86
   - 【4】経理に関する指標 …… 91
   - 【5】資産運用に関する方針と指標等 …… 97
   - 【6】特別勘定に関する指標等 …… 106
   - 【7】責任準備金の残高の内訳 …… 107
   - 【8】期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト） …… 107
   - 【9】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 …… 108
2. 財産の状況 …… 109
   - 【1】計算書類 …… 109
   - 【2】リスク管理債権 …… 128
   - 【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 128
   - 【4】債務者区分に基づいて区分された債権 …… 129
   - 【5】保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率） …… 130
   - 【6】時価情報等 …… 131
   - 【7】その他 …… 134
3. 当社およびその子会社等の概況 …… 135
   - 【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成 …… 135
   - 【2】子会社に関する事項 …… 135

「安心」を
届ける保険で、
人々と社会に
活力を。

ごあいさつ

楽天は、1997年の創業以来、イノベーションを起こすことでその歩みを進めてきました。現在、国内外においてEコマースをはじめ、トラベル、デジタルコンテンツ、通信などのインターネットサービス、さらにFinTech（金融）の分野においても、クレジットカード、銀行、証券、電子マネーなど様々なサービスを提供しています。これらのサービスを、楽天会員を中心としたメンバーシップを軸に有機的に結び付けることで、他にはない独自の「楽天エコシステム（経済圏）」を形成しています。

保険グループにおきましては、2018年7月に新たに設立した「楽天インシュアランスホールディングス」のもと、生命保険・損害保険・ペット保険を提供する3つの会社、そして対面販売・ネット販売を取り扱う2つの保険代理店と、幅広い業態を揃えています。お客さまのご要望にきめ細かくお応えし、最先端のテクノロジーを取り入れながら、人々と社会をエンパワーメントすることを目指しています。

「楽天インシュアランスホールディングス」は、お客さまの日々の暮らしや大切な人を想う気持ちに寄り添いながら、質の高い商品・サービスの提供に、一丸となって取り組んでまいります。今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

楽天株式会社
代表取締役会長兼社長

楽天の保険グループは、イノベーションを通じて人々と社会をエンパワーメントすることを目指し、満足度の高い保険商品・サービスを提供します。

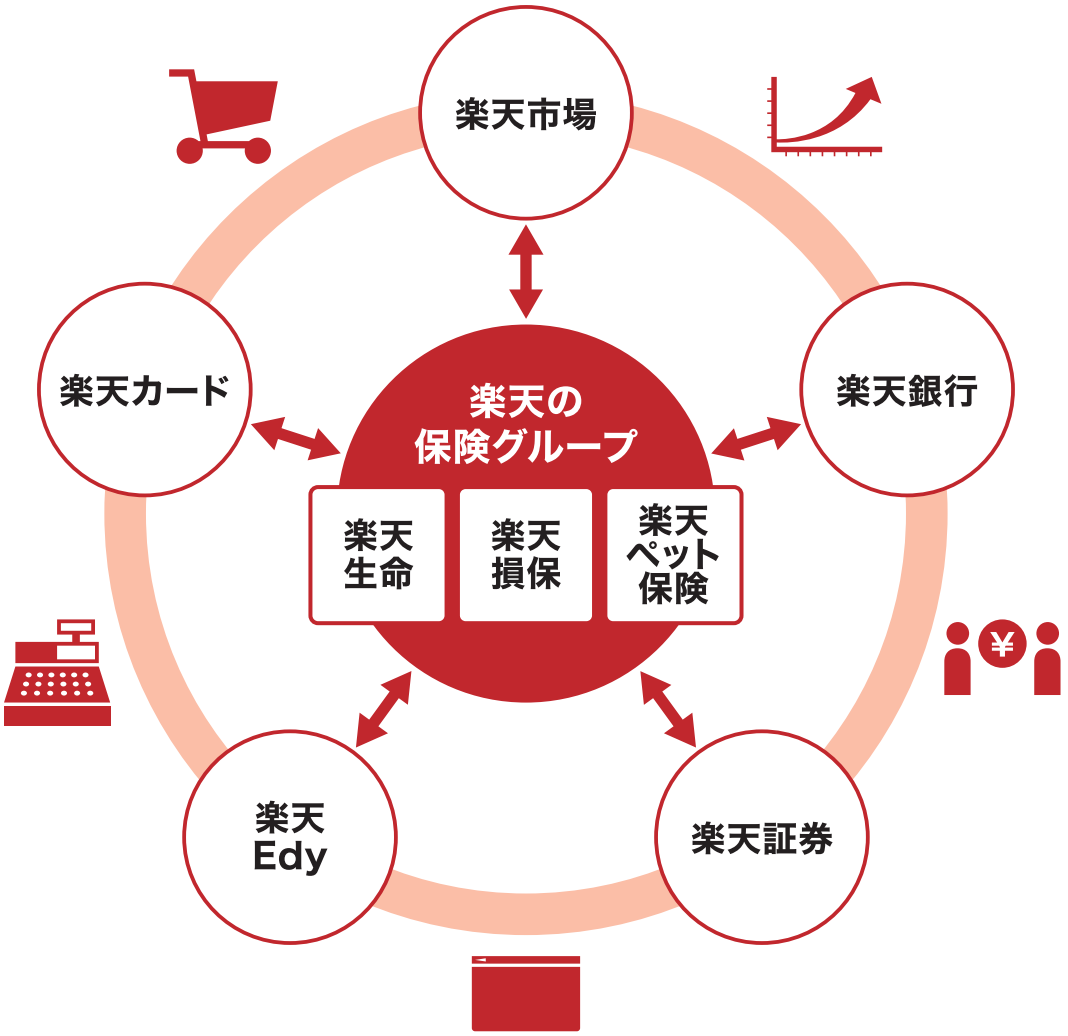

楽天生命保険株式会社
代表取締役社長
新開 保彦

楽天少額短期保険株式会社
代表取締役社長
澤谷 昭義

楽天損害保険株式会社
代表取締役社長
添田 智則

楽天インシュアランス
ホールディングス株式会社
代表取締役社長
橋谷 有造

楽天インシュアランスホールディングスについて

楽天インシュアランスホールディングス株式会社は、楽天の保険グループ（楽天生命保険株式会社・楽天損害保険株式会社・楽天少額短期保険株式会社、および保険代理店の楽天インシュアランスプランニング株式会社・株式会社楽天アンセルインシュアランス）を統括する会社です。上記各社が統一的・迅速・的確に意思決定を行い、お客さまにより良いサービスを提供するため2018年7月に設立されました。

同ホールディングスのもと、楽天損保をはじめとする各社は相互にシナジーを創出しつつ革新的なイノベーションを実現し、一層の成長を目指しています。

楽天損保について

旧·朝日火災海上保険株式会社は、設立67年目にあたる2018年に、楽天の完全子会社「楽天損保」として生まれ変わりました。良質で真摯なサービス体制を通じ、特色ある火災保険や自動車保険を提供しています。

今後は楽天の保険グループにおける中核事業の一つとして、Eコマースをはじめとする楽天のさまざまなビジネスと協業を深め、革新的で創造的なサービスをお客さまに提供する損害保険会社を目指してまいります。

Rakuten
楽天損保

1 代表的な経営指標等

(単位:百万円)

項目 ＼ 年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	31,703 (▲6.79%)	31,506 (▲0.62%)	32,196 (2.19%)	36,619 (13.74%)	37,005 (1.05%)
経常収益	84,000	88,862	90,157	99,136	91,387
保険引受利益	▲1,973	710	▲1,254	▲2,955	▲10,978
経常利益 (対前期増減率)	3,288 (200.06%)	8,188 (148.99%)	1,578 (▲80.72%)	1,454 (▲7.88%)	▲3,947 (▲371.45%)
当期純利益 (対前期増減率)	313 (▲30.22%)	1,035 (230.54%)	486 (▲53.05%)	555 (14.20%)	▲3,125 (▲662.97%)
正味損害率	64.96%	69.38%	62.77%	53.92%	60.70%
正味事業費率	48.27%	46.30%	45.63%	48.35%	49.19%
資本金の額 (発行済株式総数)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	31,578	43,896	43,743	38,325	33,267
総資産額	396,062	401,894	379,358	368,905	346,204
積立勘定資産額	22,853	20,912	18,719	17,976	15,304
責任準備金残高	336,194	321,936	304,614	289,431	267,215
貸付金残高	7,234	7,233	7,262	7,259	255
有価証券残高	337,331	369,848	339,109	319,398	259,788
単体ソルベンシー・ マージン比率	586.6%	687.0%	666.4%	731.6%	694.5%
その他有価証券評価差額金	16,578	37,956	30,991	25,757	21,673
リスク管理債権の合計額	—	—	—	—	—
配当性向	25.37%	5.70%	13.55%	11.35%	—%
従業員数	552名	520 名	518 名	515 名	546 名

(注1) **正味収入保険料**：保険契約者（お客様）から引き受けた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、当社から他の保険会社に支払った保険料（出再保険料）を控除した正味の保険料のことで、一般事業会社の売上高に相当するものです。

(注2) **正味損害率**：正味収入保険料に対して支払った「保険金+損害調査費」の割合を示す比率です。

(注3) **正味事業費率**：正味収入保険料に対して支払った保険会社の事業上の経費の割合を示す比率です。経費の内訳としては、人件費、物件費、税金、各種拠出金、代理店手数料、集金費などが含まれ、損害調査に係る経費は除かれます。

(注4) **保険引受利益**：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費、満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した残余（利益）です。

(注5) **経常利益**：正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

(注6) **当期純利益**：税引前当期純利益から法人税及び住民税、法人税等調整額を控除した残余（利益）です。

(注7) **単体ソルベンシー・マージン比率**：ソルベンシー・マージンは日本語では「支払余力」と訳されます。ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える危険の発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の割合を示す指標です。1999年4月から導入された早期是正措置では、この指標を一つの基準として行政当局は損害保険会社に対して経営の改善命令等を出すことになっています。

(注8) **総資産額**：保険会社が保有する現金・預金、有価証券、貸付金、固定資産等の資産の合計であり、貸借対照表の資産の部合計の値です。

(注9) **純資産額**：総資産額から、保険契約準備金や各種引当金等の負債を控除した保険会社の正味の資産額のことで、貸借対照表の純資産の部合計の値です。

(注10) **その他有価証券評価差額金**：「その他有価証券」の時価評価により生じた評価差額から税相当額を控除した金額です。

(注11) **リスク管理債権**：リスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分けられており、「回収の可能性に注意を必要とする債権」のことをいいます。

■正味収入保険料の推移

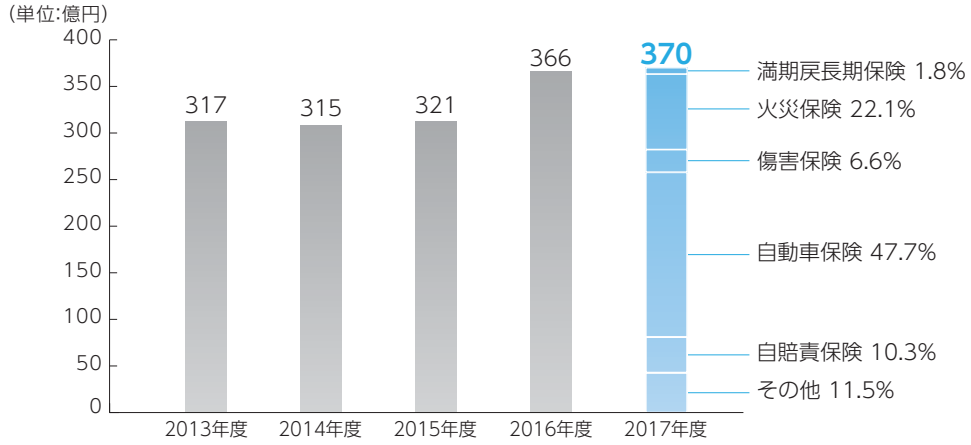

■総資産の推移

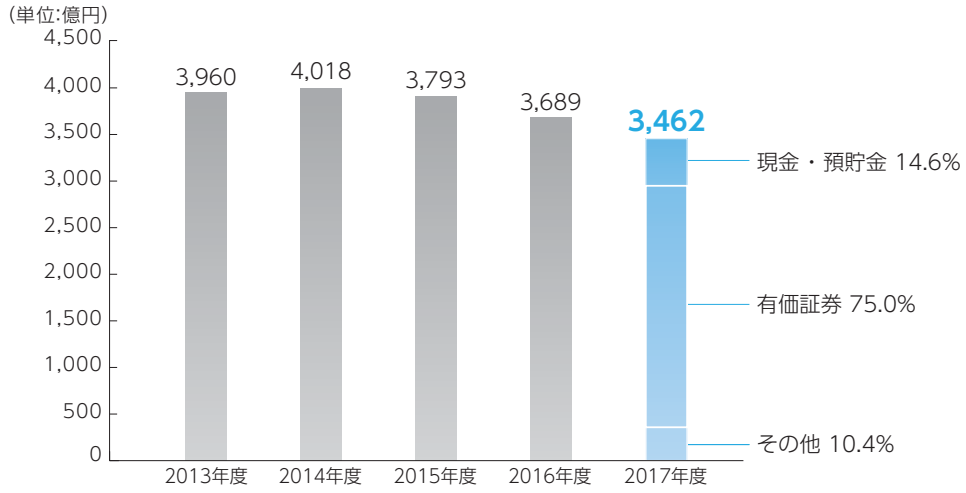

■利息および配当金収入の推移

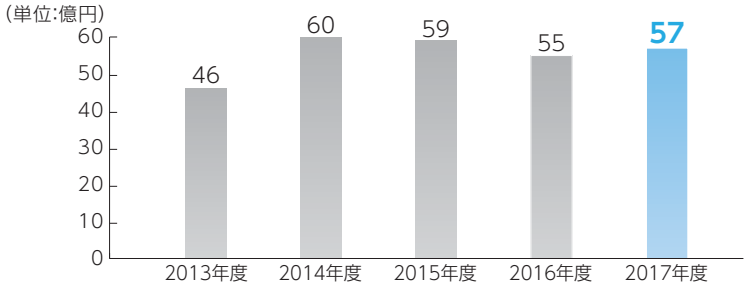

■責任準備金の推移

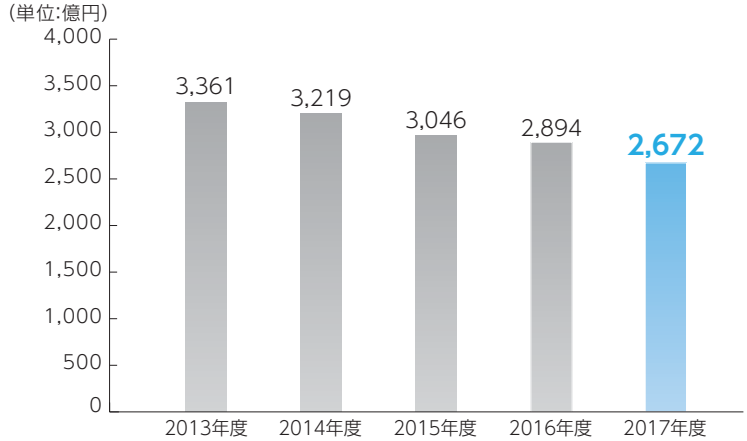

2 経営理念・行動指針・モットー

【1】経営理念

当社は、損害保険のプロフェッショナルとして、お客様へ良質なサービスをご提供することで、お客様からより信頼される企業として成長し、社会の発展に貢献するために、「経営理念」を定めています。

■ 私たちは損害保険事業を通じて、
お客様が心から満足し感動するサービスを提供します。

■ 私たちは損害保険事業を通じて、
社員の人材育成に努め、創造性をもって成長します。

■ 私たちは損害保険事業を通じて、
より信頼される企業として誠実に行動し、社会に貢献します。

【2】行動指針

当社は、「経営理念」を実現するための行動のあり方を指し示すものとして、「行動指針」を定めています。

■ 「わかりやすい説明」「真心のこもった事故対応」を実践し、「お客様の声は宝物」と受け止め、質の高いサービスをお客様に提供します。

■ 自由闊達な企業風土のなかで、人格と個性を尊重し、品格と教養を高め、高い倫理観と創造性をもって行動します。
また、代理店の皆様の良きパートナーとして、互いに信頼し相互の発展を図ります。

■ 損害保険事業の社会的責任と公共的使命を踏まえ、個人情報保護、反社会的勢力への対処、情報開示などコンプライアンスを尊重し、適正な企業活動を行います。

【3】モットー

当社は、行動すべきことを一言で象徴的に表す言葉として、「モットー」を定めています。

■ 私たちのモットーは「FACE TO FACE」です。

3 お客様のための業務運営方針

1 損害保険のプロフェッショナルとして、お客様の立場になって、誠実・公正に業務を行います。
2 お客様のニーズを把握し、お客様にふさわしい商品とサービスを提供し続けます。
3 お客様が納得してご契約できるよう、商品とサービスの説明を丁寧かつわかりやすく行います。
4 事故に遭われたお客様に対して、迅速かつ適切に保険金のお支払いをします。
5 お客様の利益を不当に害することのないよう、適切に業務を行います。
6 お客様の立場で行動するために、継続的に教育を行うとともに、適切な管理体制を整備します。

お客様のための業務運営方針と主な取組内容

≪運営方針1≫
損害保険のプロフェッショナルとして、お客様の立場になって、誠実・公正に業務を行います。

<主な取組内容>

□ 「経営理念」、「行動指針」、「モットー」を定めています。

当社は、損害保険のプロフェッショナルとして、お客様へ良質なサービスをご提供することで、お客様からより信頼される企業として成長し、社会の発展に貢献するために、「経営理念」を定めています。

また、経営理念を実現するための行動のあり方を指し示すものとして、「行動指針」と「モットー」を定めています。

【経営理念】
・ 私たちは損害保険事業を通じて、お客様が心から満足し感動するサービスを提供します。
・ 私たちは損害保険事業を通じて、社員の人材育成に努め、創造性をもって成長します。
・ 私たちは損害保険事業を通じて、より信頼される企業として誠実に行動し、社会に貢献します。

【行動指針】
・ 「わかりやすい説明」「真心のこもった事故対応」を実践し、「お客様の声は宝物」と受け止め、質の高いサービスをお客様に提供します。
・ 自由闊達な企業風土のなかで、人格と個性を尊重し、品格と教養を高め、高い倫理観と創造性をもって行動します。また、代理店の皆様の良きパートナーとして、互いに信頼し相互の発展を図ります。
・ 損害保険事業の社会的責任と公共的使命を踏まえ、個人情報保護、反社会的勢力への対処、情報開示などコンプライアンスを尊重し、適正な企業活動を行います。

【モットー】
私たちのモットーは「FACE TO FACE」です。

□ お客様の立場を正しく理解するために、お客様のご不満の声を社内で共有しています。

当社に寄せられました「お客様の声」は、本社内に設置している「お客様相談センター」で一元管理しています。このうち、お客様のご不満の声は、お受けした翌日にお客様相談センターから関係役員へ配信しています。当社は、お客様のご不満の声を通じて、お客様の立場や考え方を真摯に受け止め、正しく理解することで、業務品質の向上に役立てています。

□ お客様の声を経営に活かす体制を構築しています。

定期的に「苦情報告会」を開催しています。苦情報告会は、実際にあったお客様のご不満の声から、お客様との信頼回復と、速やかな業務品質の向上を実現するにはどうすべきかを議論しています。

また、四半期ごとに、お客様のご不満の声について集計・分析を行い、その結果を取締役会に報告しています。取締役会では、こうしたお客様のご不満の声について、社外を含む取締役全員が真剣に受け止め、どのようにしてお客様のご不満を満足に変え、当社への更なる信頼へとつなげていくのかを議論をしています。

この他、保険証券をお送りしたお客様や保険金をお支払いしたお客様に対してアンケートを実施し、そのご意見を当社商品やサービスの改善・向上につなげています。

□ お客様の声への取組を公表しています。

お客様の声に基づく具体的な対応例や改善例を、当社ホームページやディスクロージャー誌で公表しています。

□ 法令等遵守に係る基本方針を定めています。

当社では、法令等の遵守を経営の最重要課題と位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」を定めています。

【法令等遵守に係る基本方針】
1 法令等を遵守します。
法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行います。
2 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。
損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。
3 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

≪運営方針2≫
お客様のニーズを把握し、お客様にふさわしい商品とサービスを提供し続けます。

<主な取組内容>
□ 経営陣や本社管理部門が直接代理店やお客様の元を訪問し、積極的にお客様のニーズを把握しています。
「お客様のニーズは、直接お客様に聞かなければわからない。」を合言葉に、取締役社長を筆頭に役員や本社管理部門の責任者が全国の代理店やお客様の元を訪問し、様々なお話を伺っています。このお話の中からお客様のニーズを汲み取り、次回の商品やサービスの改定、開発に役立てています。

□ お客様に支持していただける商品を販売しています。
真にお客様のためを考えて商品を開発した結果、お客様の支持を得て、第三者機関にトップの評価をしていただけるようになりました。
【具体的な商品例】
1 自動車保険(商品名:ASAP6)
J.D. パワー「2017年度日本自動車保険新規加入満足度調査<代理店系保険会社部門>」で第1位※を受賞
※出典:J.D. パワー 2017年日本自動車保険新規加入満足度調査。
当部門の調査対象は専門代理店や車の販売店などの保険代理店をベースに事業を展開する保険会社。直近の自動車保険(任意保険)の契約が、新規もしくは他社からの切替であった契約者3,384名から回答を得た結果。japan.jdpower.com
2 住宅向け火災保険(商品名:ホームアシスト)
「価格.com保険アワード」2017年版と、2018年版の火災保険の部で2年連続総合第1位を受賞

□ お客様のニーズに合致しない商品はご提供しません。
お客様のニーズに合致した商品に経営資源を集中させるために、商品数を絞り込んでいます。それにより、今まで以上に、常にお客様のニーズを把握し、お客様にふさわしい商品とサービスをご提供できる環境を整えています。

□ 変化するお客様のニーズに合わせて、迅速かつ柔軟に商品改定を行っています。
お客様のニーズや情報をいち早く次回の改定に取り入れるために、商品の改定頻度を高めています。

≪運営方針3≫
お客様が納得してご契約できるよう、商品とサービスの説明を丁寧かつわかりやすく行います。

<主な取組内容>
□ 当社では、お客様に乗合代理店で保険のご相談をすることを積極的にお勧めしています。
代理店は、「専属代理店」と「乗合代理店」の2種類があります。専属代理店では、1つの保険会社の商品しか扱えません。乗合代理店では、2つ以上の保険会社の商品を扱えます。当社は、改正保険業法の趣旨をふまえ、お客様が複数の保険会社の商品を比べて、その中から選んだ商品が最もご納得してご契約していただけると考えています。こうしたいわゆる比較推奨型代理店への乗合を進めた結果、2018年3月末の全損害保険会社の専属・乗合代理店数の割合は、専属代理店が約75%、乗合代理店が約25%に対して、当社の専属・乗合代理店数の割合は、専属代理店が約30%、乗合代理店が約70%と圧倒的に乗合代理店の割合が大きくなっています。今後も、お客様が複数の保険会社の商品を比較検討できる、乗合代理店の割合を増やしてまいります。

□ お客様からご意向を的確に把握し、お客様へ商品に関する必要な情報を正確にお伝えしています。
お客様の抱えていらっしゃるリスクやお望みの補償内容などをお客様としっかりと対話することによって把握し、適切な保険商品とそのプランをご提案・ご説明できるよう、継続的に代理店に対する教育・指導を実施しています。また、代理店が募集する際は、お客様に対して、「保険商品の内容を理解するために必要な事項」や「お客様に対して注意喚起すべき事項」、「お客様に参考となるべき事項」を、重要事項説明書等を使用して丁寧にご説明しています。これに加えて、乗合代理店では、特定の保険会社の商品を推奨する場合、なぜその商品を推奨するのか、その理由を説明しています。
なお、ご高齢のお客様とのご契約時には、ご意向の把握等に関して、お客様の状況を考慮し、きめ細やかに対応しています。

□ お客様に商品のご説明をする代理店をサポートする体制が充実しています。
1 代理店サポートセンター
代理店がお客様に商品のご説明をする際に、わからないことがあった場合でも、問合せをすればいつでもサポートをする「代理店サポートセンター」を本社内に設置しています。代理店を迅速にサポートすることで、お客様に安心をお届けしています。
2 代理店指導チーム
代理店がお客様とご契約のお手続きを行った後に発生する各種事務処理について、本社および大阪支店内に設置している「代理店指導チーム」が、直接代理店とやりとりし、事務処理のスピードアップを図ることで、お客様の安心につなげています。

□ ご契約の際に使用する各種ツールをわかりやすくしています。
ご契約のしおり、商品パンフレットなど商品をお客様へご説明する各種ツールについて、お客様の立場になって、見やすさを重視したものにしています。
主力商品の自動車保険「ASAP6」と住宅向け火災保険「ホームアシスト」の2商品は、より商品の内容や特長をわかりやすくご理解いただくために、インフォグラフィック動画をYouTubeで公開しています。

□ お客様がご契約内容を定期的に把握できるように、年1回、ご契約内容の一覧表をお送りしています。
お客様が複数の保険にご加入されている場合でも、それぞれの契約内容がわかるように、年1回、「ご契約のお知らせ」というご契約内容の一覧表をお送りしています。また、「ご契約のお知らせ」では、お客様の住所変更などのお申し出も受け付けています。

≪運営方針4≫
事故に遭われたお客様に対して、迅速かつ適切に保険金のお支払いをします。

<主な取組内容>
□ 「楽天損保あんしんコール」により、大規模災害時に多くのお客様へ安心をお届けしています。
「楽天損保あんしんコール」は、大規模な自然災害が発生した場合などにおいて、当社から直接被害地域のお客様へお見舞いと被害状況確認や事故の受付の連絡を行うサービスです。多くのお客様へ素早く、積極的に安心をお届けしています。

□ 事故受付をしたお客様への連絡頻度を高めています。
事故に遭われてしまったお客様へのお電話として、「ホットコール」、「セカンドコール」、「経過コール」、「解決コール」、「書類受取コール」の5つのコールを徹底しています。この5つのコールを頻度高く行うことで、お客様の事故時や解決までの不安なお気持ちを少しでも和らげたいと考えています。

□ 24時間365日、夜間・休日も安心の社員対応を行っています。
万一の事故の際、何でも相談できるフリーダイヤル窓口「あんしんダイヤル」を設置し、①24時間365日あんしん事故受付、②土日祝日もあんしん初期対応、③事故現場であんしん電話対応のハイクオリティサービス「あんしん3(スリー)」を実施しています。「あんしんダイヤル」には、社員が常駐していますので、例えば、自動車事故の場合、24時間365日いつでもレンタカーの手配、病院や修理工場への連絡などがすぐにできますし、お客様に代わって電話で事故の相手方に今後の対応についてご説明することもできます。

□ 土日祝日の損害サービスセンターの通常営業を行います。
今以上にお客様への連絡密度と保険金のお支払いスピードを向上させるために、2017年10月から、平日だけでなく、土日祝日においても損害サービスセンターの通常営業を行っています。

≪運営方針5≫
お客様の利益を不当に害することのないよう、適切に業務を行います。

<主な取組内容>

□ 利益相反管理方針を定めています。

当社は、「利益相反管理方針」に則り、全役職員がこれを遵守することによって、お客様の利益が不当に害することのないように、利益相反の管理に努めます。

【利益相反管理方針】

楽天損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することによりお客様の利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

1 利益相反取引

「利益相反取引」とは、⑴当社または当社のグループ会社(以下、「当グループ」といいます。)とお客様の間、または⑵当グループのお客様相互間において、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

3 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客様を保護します。

・情報遮断措置の実施 ・取引条件または方法の変更、取引の中止 ・利益相反に係るお客様への開示

4 利益相反管理体制

当社は、コンプライアンス業務部担当役員を利益相反管理統括者とし、コンプライアンス業務部を利益相反管理部署とします。

本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。

また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

□ 定期的に社員教育を実施しています。

全役職員が、お客様の利益を不当に害する取引とは何かを正確に把握し、その管理を行うために、コンプライアンス業務部が定期的に利益相反に関する試験を実施し、周知徹底を図っています。

≪運営方針6≫
お客様の立場で行動するために、継続的に教育を行うとともに、適切な管理体制を整備します。

<主な取組内容>

□ 役職員に「経営理念」等を浸透させています。

この「お客様のための業務運営方針」の根幹は、当社の「経営理念」、「行動指針」、「モットー」であり、これらを記載したクレドカードを全役職員に配付しています。お客様の立場で行動することを、日々の業務に取り入れて浸透を図っています。

□ 社員に高度の専門性と企業倫理を保持させるために、資格取得を義務付けています。

経営職以下の社員には、昇格するために金融機関の社員として身につけるべき必要な資格を職位ごとに決めています。これにより、業務経験を重ねると同時に、高度の専門性と企業倫理を身に着けさせるようにしています。

□ 定期的にコンテストを開催して、業務スキル向上に努めています

営業社員と損害サービス社員を対象に、お客様や代理店の立場になった考え方の強化、商品知識の向上、対話力の強化、業務効率アップを目的としたコンテストを開催しています。

□ 役職員のみならず、代理店に対しても継続的に教育を行っています。

「お客様が心から満足し感動するサービス」を提供するためには、より一層の従業員の能力アップが不可欠との考え方から、本社人事総務部内に従業員教育に特化した楽天損保アカデミー「略称RSA(Rakuten Sonpo Academy)」を設置しています。このRSAが、役職員に対して継続的に教育研修を行っています。

保険の募集を委託している代理店(募集人)に対しては、商品改定や新商品の発売のタイミングだけではなく、定期的に代理店会を開催しています。研修講師は、営業社員だけではなく、本社管理部門社員も務めるほか、個別に代理店へ訪問して研修を行っています。

4 会社の沿革

当社は、1951年2月28日、野村證券、大和銀行（現りそな銀行）、第一銀行（現みずほ銀行）、そのほか財界人および有力各社の発起により、資本金5,000万円をもって設立、登記されました。同年3月17日、火災、海上および運送保険の事業免許をうけ、朝日火災海上保険株式会社として営業を開始しました。

以後当社は、積極的活動と経営の効率化により着実な発展を続け、2018年3月30日、楽天株式会社の子会社となり、同年7月2日付で、「楽天損害保険株式会社」に社名変更しました。

■当社の現状（2018年3月末日現在）

本店の所在地 **（2018年7月2日現在）**			東京都千代田区神田美土代町7番地
設立年月日			1951年2月28日
営業拠点数 **（2018年7月2日現在）**		本支店 オフィス サービスセンター サービスオフィス	26ヶ所 1ヶ所 7ヶ所 3ヶ所
代理店			2,065店
従業員			546名
資本金			51億5,315万円
総資産			3,462億円
発行済株式総数（2018年7月2日現在）		普通株式	16,891,288株
株主（2018年7月2日現在）	楽天インシュアランスホールディングス株式会社		100%

1951年	2月	創立総会を日本工業倶楽部で開催 尾上登太郎、初代社長に就任。発行済株式総数100万株、資本金5,000万円。本社を東京都千代田区大手町2-2 野村ビル6階に設置（2月28日登記）
	3月	火災・海上・運送保険事業免許取得
	3月	朝日火災海上保険株式会社として営業開始（3月17日）
1952年	3月	本社を東京都千代田区神田鍛冶町2-10 上野ビルへ移転
1953年	12月	新資本金1億円に（100万株を増資、発行済株式総数200万株）
1954年	3月	自動車保険事業免許取得
	3月	傷害保険・信用保険事業免許取得
1955年	12月	自動車損害賠償責任保険事業免許取得
1961年	3月	創立10周年を迎える
1965年	1月	新資本金2億5,000万円に（300万株を増資、発行済株式総数500万株）
	2月	鉄道保険部と合体
1969年	11月	満期戻長期保険事業免許取得、ペットネーム「朝日の貯蓄保険」として販売開始
1971年	3月	創立20周年を迎える
1973年	4月	新代理店制度発足にともない、代理店講習の自社教育体制を確立・実施
1975年	12月	創立25周年を記念して朝日火災代理店企業共済組合設立
	12月	自家用自動車保険「PAP」認可
1981年	3月	創立30周年を迎える
1987年	10月	新資本金13億3,000万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数600万株）
1988年	9月	子会社として「朝日火災ビジネス・サービス株式会社」設立
	10月	新資本金24億500万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数700万株）
1989年	4月	オンラインネットワーク完成
1991年	3月	創立40周年を迎える
1994年	4月	満期戻総合保険「スーパージャンプ」販売開始
1997年	11月	新資本金25億235万円に（第三者割り当てにより33万株を増資、発行済株式総数869万株）
1999年	11月	ホームページ開設
2000年	7月	ロードアシスタンスサービス開始
	9月	代理店専用ホームページ「AG−NET」開設
2001年	3月	創立50周年を迎える
	4月	新代理店制度実施
	4月	申込書の代理店オンライン計上開始
	4月	「コンプライアンス推進室」設置
2002年	7月	満期戻総合保険「スーパージャンプ W30型」販売開始
2003年	1月	「医療総合保険」「がん保険」販売開始
	6月	「お客様相談センター」設置
	8月	「勧誘方針」改定
2004年	1月	ホームサポートサービス「生活救急車」開始
	7月	「行動規範」作成
	9月	リスク細分型自動車総合保険「ASAP（アサップ）」販売開始
	10月	「e−JIBAI」稼働開始
2005年	4月	家庭総合保険「ホームアシスト」販売開始
	4月	「プライバシーポリシー」作成
	11月	「業法第一条の誓い」制定

2006年	5月	「内部統制システムの基本方針」策定
	5月	次期システム構築プロジェクト開始
	6月	本社を東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビルに移転
	12月	「保険金等支払管理委員会」設置
2007年	4月	次世代育成支援対策法認定マーク 「くるみん」取得
	9月	意向確認書面制度開始
2008年	10月	「ALM委員会」設置
	11月	商品専門試験制度開始
2009年	3月	事業者総合賠償責任保険「CGL」販売開始
	3月	「海外旅行保険」販売開始
	3月	新資本金50億315万円に（第三者割り当てにより208万4千株を増資、発行済株式総数:普通株式869万株、甲種優先株式208万4千株）
	4月	「勧誘方針」改定
	4月	「反社会的勢力対応マニュアル」策定
	6月	新資本金51億5,315万円に(第三者割り当てにより60万株を増資、発行済株式総数:普通株式929万株、甲種優先株式208万4千株)
	7月	「利益相反管理方針」策定
	10月	「経営理念」「行動指針」改定、「モットー」制定
2010年	2月	ホームページで自動車保険Web約款の掲載開始
	4月	自動車保険において保険料後払い方式の導入
	9月	自動車保険フリート契約者向けドライブレコーダー特約販売開始
2011年	3月	創立60周年を迎える
	3月	「地震保険相談ダイヤル」開設（東日本大震災被災者支援）
	4月	火災保険において保険料後払い方式の導入
	4月	「安心コールセンター」開設（東日本大震災被災者支援）
	5月	野村ホールディングス株式会社の連結子会社となる
	10月	「損害保険募集人一般試験」開始
2012年	4月	建設工事保険「建築ものがたり」販売開始
	8月	ビジネス総合補償特約付普通火災保険 「ビジネス総合保険」販売開始
	11月	事業者総合賠償責任保険「BGL」、「ビジバイ」販売開始
2013年	10月	傷害総合保険「天使のお守り」販売開始
	10月	自己株式31万9,736株を消却（発行済株式総数:普通株式897万264株、甲種優先株式208万4千株）
2014年	3月	家庭総合保険「ホームアシスト ラクラクWEB試算」リリース
	4月	全保険種目で24時間365日の事故受付開始
	4月	ホームページ全面リニューアル
	8月	家庭総合保険申込書の代理店WEBオンライン計上開始
	10月	自動車保険承認請求書の代理店WEBオンライン計上開始 個人用自動車保険「ASAP ラクラクWEB試算」リリース
	11月	個人用自動車保険の免責金額設定プラン「スマートチョイス」販売開始
2015年	10月	「自動車保険ハイクオリティサービス・あんしん3」サービス開始
	10月	賃貸居住者専用火災保険「リビングアシスト総合保険」販売開始
	12月	ホームページ等で「ホームアシストWEB動画」配信開始
2016年	2月	ホームページ等で自動車保険長期契約「ASAP6」WEB動画配信開始
	4月	自動車保険長期契約「ASAP6」販売開始
2017年	3月	プロゴルファー穴井詩選手とスポンサー契約締結
	4月	子会社を「株式会社みらいの保険」へ社名変更
	4月	満期戻火災保険「スーパージャンプ」販売開始
2018年	3月	楽天株式会社の子会社となる
	7月	「楽天損害保険株式会社」へ社名変更

5　会社の組織・店舗網一覧

【1】当社の組織（2018年7月2日現在）

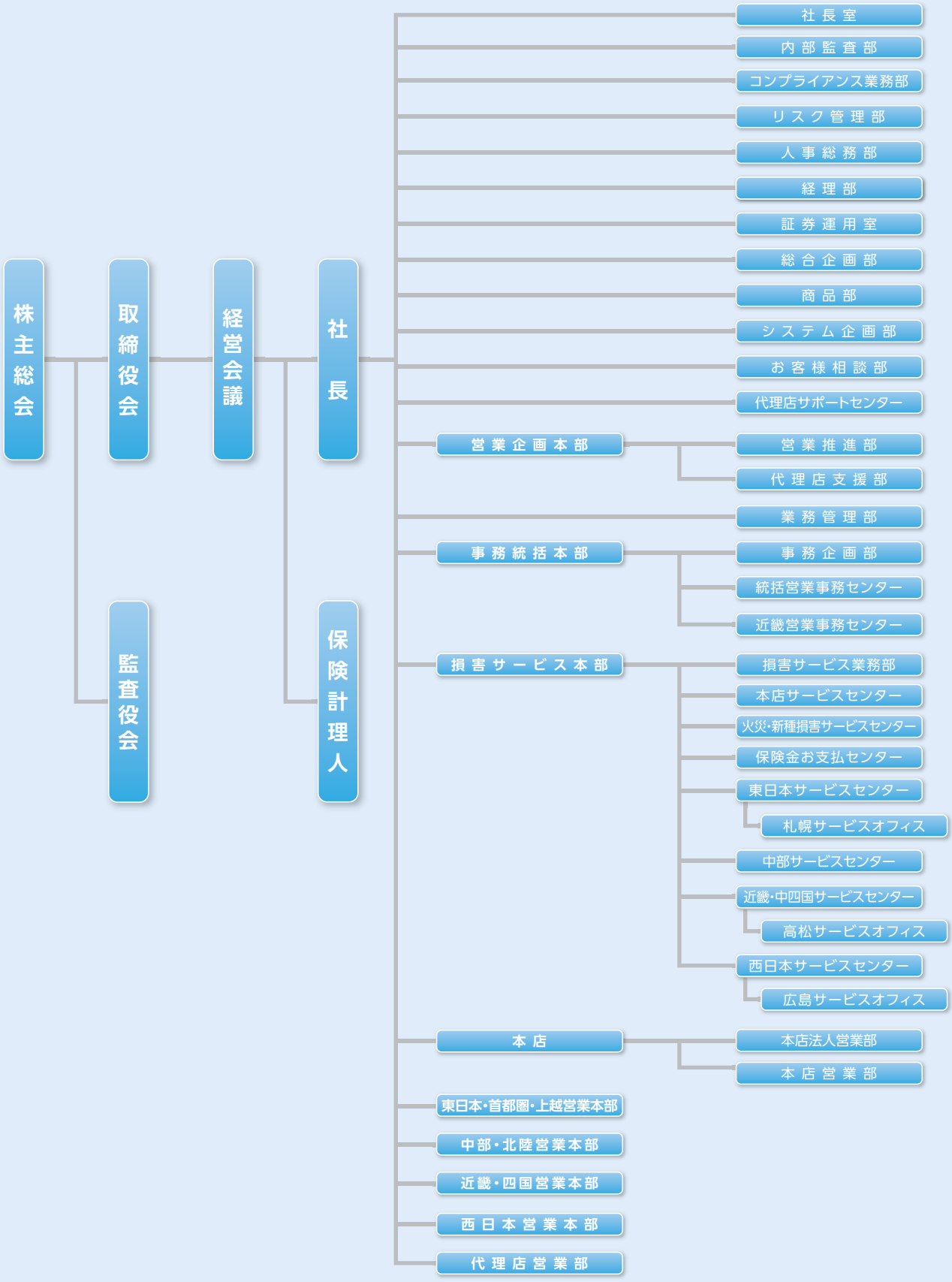

【2】営業体制（2018年7月2日現在）

営業ネットワーク

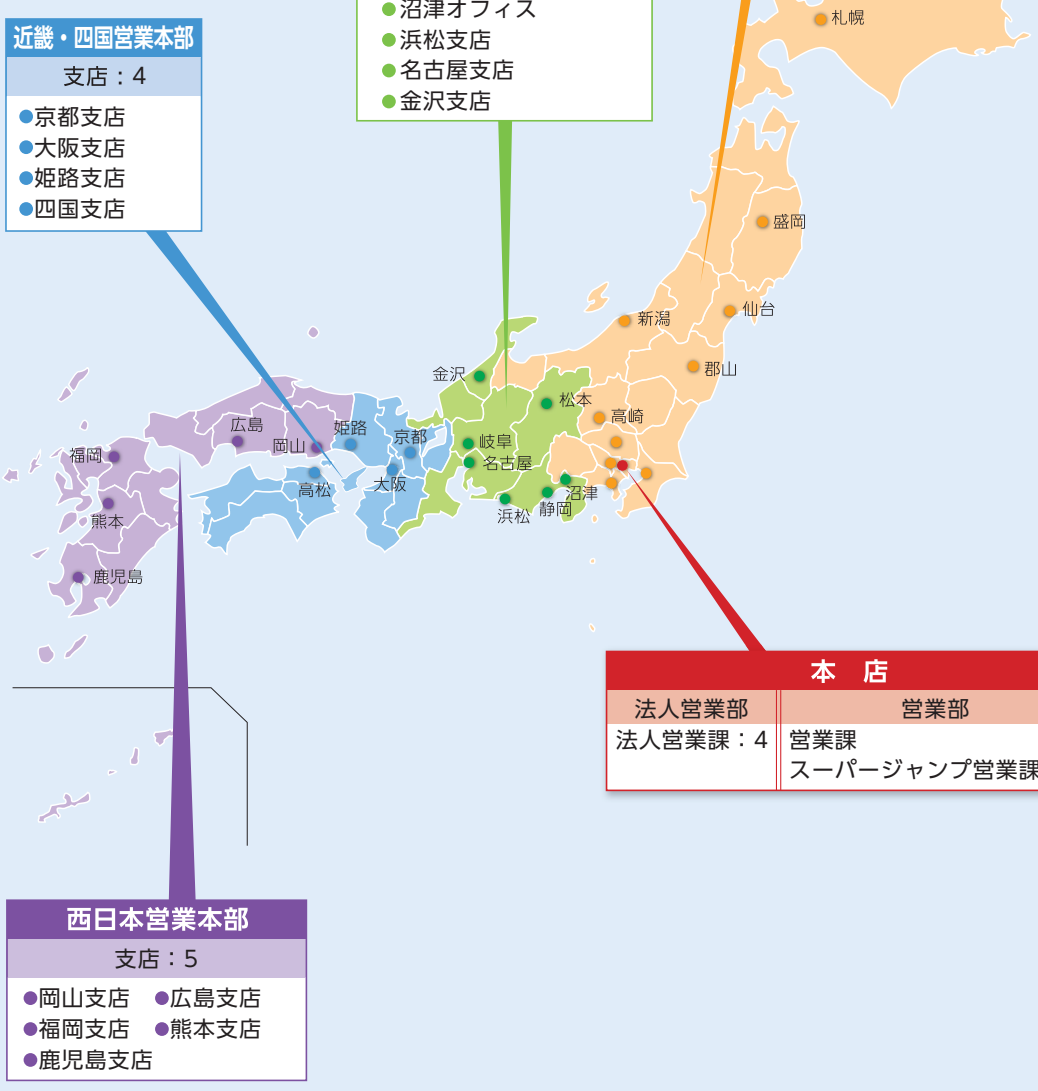

東日本・首都圏・上越営業本部
支店：10
- 札幌支店
- 北東北支店
- 仙台支店
- 郡山支店
- 高崎支店
- さいたま支店
- 千葉支店
- 新宿支店
- 横浜支店
- 新潟支店

中部営業本部
支店：6　オフィス：1
- 松本支店
- 岐阜支店
- 静岡支店
- 沼津オフィス
- 浜松支店
- 名古屋支店
- 金沢支店

近畿・四国営業本部
支店：4
- 京都支店
- 大阪支店
- 姫路支店
- 四国支店

本　店

法人営業部	営業部
法人営業課：4	営業課：3 スーパージャンプ営業課：1

西日本営業本部
支店：5
- 岡山支店
- 広島支店
- 福岡支店
- 熊本支店
- 鹿児島支店

【3】店舗網一覧

※サービスセンター・サービスオフィス併設店

■国内営業店舗数本支店26、オフィス1

（2018年7月2日現在）

本 店※

〒101−8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL.03（3294）2111

東日本・首都圏・上越営業本部

札幌支店※
〒060−0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1−1 日本生命札幌ビル
TEL.011（231）7321

北東北支店
〒020−0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通8−17 明治安田生命盛岡駅前ビル
TEL.019（653）3051

仙台支店※
〒980−0014 宮城県仙台市青葉区本町2−3−10 仙台本町ビル
TEL.022（221）7621

郡山支店
〒963−8002 福島県郡山市駅前2−5−12 郡山野村證券ビル
TEL.024（923）4065

高崎支店
〒370−0052 群馬県高崎市旭町44−2 旭町ビル
TEL.027（322）3739

さいたま支店
〒330−0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2−35 大宮MTビル
TEL.048（644）7744

千葉支店
〒260−0028 千葉県千葉市中央区新町3−13 千葉TNビル
TEL.043（246）6236

新宿支店
〒163−0536 東京都新宿区西新宿1−26−2 新宿野村ビル
TEL.03（3343）4576

横浜支店
〒231−0015 神奈川県横浜市中区尾上町4−52 横浜野村證券ビル
TEL.045（641）8612

新潟支店
〒951−8068 新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215−7 新潟野村證券ビル
TEL.025（225）1700

中部・北陸営業本部

松本支店
〒390−0815 長野県松本市深志2−5−2 県信松本深志ビル
TEL.0263（32）9374

岐阜支店
〒500−8813 岐阜県岐阜市明徳町10 杉山ビル
TEL.058（263）3191

静岡支店
〒420−0857 静岡県静岡市葵区追手町1−6 日本生命静岡ビル
TEL.054（253）3151

沼津オフィス
〒410−0801 静岡県沼津市大手町5−6−7 ヌマヅスルガビル
TEL.055（954）1522

浜松支店
〒430−0936 静岡県浜松市中区大工町125 セキスイハイム鴨江小路ビルディング
TEL.053（454）8396

名古屋支店※
〒460−0003 愛知県名古屋市中区錦2−19−6 名古屋野村證券第二ビル
TEL.052（231）4461

金沢支店
〒920−0031 石川県金沢市広岡1−1−35 金沢第二ビル
TEL.076（233）2884

※サービスセンター・サービスオフィス併設店

近畿・四国営業本部

京都支店
〒600−8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 四条烏丸ビル
TEL.075（211）4221

大阪支店※
〒530−0004 大阪府大阪市北区堂島浜1−2−1 新ダイビル
TEL.06（7639）1300

姫路支店
〒670−0902 兵庫県姫路市白銀町24 みなと銀行第一生命共同ビルディング
TEL.079（281）3535

四国支店※
〒760−0023 香川県高松市寿町2−2−7 いちご高松ビル
TEL.087（821）5581

西日本営業本部

岡山支店
〒700−0901 岡山県岡山市北区本町2−5 ちゅうぎん駅前ビル
TEL.086（225）0505

広島支店※
〒730−0031 広島県広島市中区紙屋町2−1−22 広島興銀ビル
TEL.082（247）2431

福岡支店※
〒810−0001 福岡県福岡市中央区天神2−14−8 福岡天神センタービル
TEL.092（712）3311

熊本支店
〒860−0804 熊本県熊本市中央区辛島町3−20 NBF熊本ビル
TEL.096（324）2332

鹿児島支店
〒892−0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1−10 鹿児島中央ビル
TEL.099（222）8141

【5】海外ネットワーク

該当ありません。

6 株主・株式の状況

【1】基本事項

① 定時株主総会開催時期	毎年6月中
② 決算期日	毎年3月31日
③ 株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
④ 基準日	毎年3月31日
⑤ 公告掲載新聞	日本経済新聞
⑥ 上場取引所名	非 上 場

【2】定時株主総会議案等

第68回定時株主総会

第68回定時株主総会が、2018年6月28日に開催され、以下のとおり報告ならびに決議されました。

ア 報告事項

第68期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告、計算書類の内容を報告しました。

イ 決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

本件は原案のとおり、承認可決され、監査役会設置会社に移行いたしました。

第2号議案 取締役5名選任の件

本件は原案のとおり、添田智則(重任)、橋谷有造、斉藤光洋、穂坂雅之、並木哲也(以上新任)の5氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 監査役3名選任の件

本件は原案のとおり、角谷洋一、森本大介、金澤浩志(以上新任)の3氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 退任取締役および監査等委員である取締役に対する役員退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は原案のとおり、承認可決され、退任取締役および監査等委員である取締役に対する役員退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給することといたしました。

【3】株式分布状況

①所有者別状況

ア　普通株式

(2018年3月31日現在)

所有者区分	株主数（人）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
政府・地方公共団体	0	0	0.00
金融機関	0	0	0.00
証券会社	0	0	0.00
その他の法人	3	8,462,404	94.34
外国法人	0	0	0.00
個人その他	84	507,860	5.66
合　計	87	8,970,264	100.00

イ　甲種優先株式

(2018年3月31日現在)

所有者区分	株主数（人）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
その他の法人	1	2,084,000	100.00
合　計	1	2,084,000	100.00

②所有数別状況

ア　普通株式

(2018年3月31日現在)

所有数区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（%）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
1単元未満	48	55.17	14,769	0.16
1単元以上5単元未満	35	40.23	69,599	0.78
5単元以上10単元未満	1	1.15	9,000	0.10
10単元以上50単元未満	1	1.15	24,200	0.27
50単元以上100単元未満	0	0.00	0	0.00
100単元以上500単元未満	1	1.15	414,976	4.63
500単元以上1000単元未満	0	0.00	0	0.00
1000単元以上	1	1.15	8,437,720	94.06
合　計	87	100.00	8,970,264	100.00

イ　甲種優先株式

(2018年3月31日現在)

所有数区分	株主数（人）	株主総数に対する割合(%)	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
1000単元以上	1	100.00	2,084,000	100.00
合　計	1	100.00	2,084,000	100.00

①地域別状況

ア　普通株式

（2018年3月31日現在）

地域区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（%）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
北海道	0	0.00	0	0.00
東　北	3	3.45	968	0.01
関　東	47	54.02	8,917,272	99.41
中　部	18	20.69	28,036	0.31
近　畿	14	16.09	21,837	0.24
中　国	4	4.60	1,667	0.02
四　国	0	0.00	0	0.00
九　州	1	1.15	484	0.01
外　国	0	0.00	0	0.00
合　計	87	100.00	8,970,264	100.00

【4】大株主

①普通株式

（2018年7月2日現在）

株主の氏名または名称	住　所	各株主の持株数（千株）	発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合（%）
楽天インシュアランス ホールディングス株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	16,891	100

（注）自社が保有する自己株式数は414千株です。

【5】配当政策

当社は、長期安定的な経営基盤を確立するため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対して安定した配当を行うことを基本方針としています。

【6】資本金の推移

(単位:百万円)

年月日	増資額	増資後資本金	摘　要
1951年　2月26日	―	50	設立
1953年　12月16日	50	100	有償　第三者割当
1965年　1月 1日	150	250	有償　第三者割当
1987年　10月 1日	1,080	1,330	有償　第三者割当
1988年　10月 1日	1,075	2,405	有償　第三者割当
1997年　11月 7日	97	2,502	有償　第三者割当
2009年　3月26日	2,500	5,003	有償　第三者割当
2009年　6月19日	150	5,153	有償　第三者割当

【7】最近の新株発行状況

種　類	発行年月日	発行株式数(千株)	発行総額(百万円)	摘　要
普通株式	1987年　10月 1日	1,000	2,160	有償 第三者割当（14人） 1,000,000株 発行価額2,160円　資本組入額1,080円
普通株式	1988年　10月 1日	1,000	2,150	有償 第三者割当（28人） 1,000,000株 発行価額2,150円　資本組入額1,075円
普通株式	1988年　11月 1日	600	30	無償 株主割当（1:0.1）　600,000株
普通株式	1990年　2月 1日	760	38	無償 株主割当（1:0.1）　760,000株
普通株式	1997年　11月 7日	330	194	有償 第三者割当（1人）　330,000株 発行価額590円　資本組入額295円
甲種優先株式	2009年　3月26日	2,084	5,001	有償 第三者割当（1人）　2,084,000株 発行価額2,400円　資本組入額1,200円
普通株式	2009年　6月19日	600	300	有償 第三者割当（2人）　600,000株 発行価額500円　資本組入額250円

【8】最近の社債発行

該当ありません。

7 役員の状況

■取締役および監査役

（2018年7月2日現在）

役 名	氏 名 （生年月日）	略 歴	担 当
取締役会長	穂坂（ほさか） 雅之（まさゆき） （1954年7月31日）	1980年 4月 オリックス･クレジット株式会社入社 2003年 12月 楽天株式会社パーソナルファイナンス事業準備室長 2005年 5月 同社執行役員 2006年 2月 楽天クレジット株式会社（現 楽天カード株式会社）代表取締役社長 2007年 3月 同社取締役副会長 2009年 4月 同社代表取締役社長（現任） 2011年 10月 楽天セールスソリューション株式会社取締役 2012年 4月 楽天カードサービス株式会社取締役 2012年 6月 楽天銀行株式会社取締役（現任） 楽天証券株式会社取締役（現任） 2012年 11月 楽天生命保険株式会社取締役（現任） 2013年 2月 アールビジネスサポート株式会社代表取締役社長 楽天株式会社常務執行役員 2013年 3月 楽天インシュアランスプランニング株式会社取締役（現任） 2013年 5月 楽天Edy株式会社代表取締役社長 Rakuten Card USA, Inc. President（現任） 2014年 1月 楽天株式会社副社長執行役員 2014年 3月 同社代表取締役副社長執行役員 2014年 6月 台灣樂天信用卡股份有限公司董事（現任） Rakuten Payment Services S.A. （現 Rakuten Europe Bank S.A)Director 2014年 7月 楽天ペイメント株式会社取締役 2014年 12月 Rakuten Reinsurance Europe S.A. Director 2016年 4月 楽天株式会社代表取締役副会長執行役員（現任） 2016年 5月 楽天Edyオペレーション株式会社 （現 楽天Edy株式会社）代表取締役社長 2017年 3月 アールビジネスサポート株式会社取締役（現任） 2018年 6月 当社取締役会長（現任） 2018年 7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社取締役会長（現任）	—
取締役副会長 執行役員	橋谷（はしや） 有造（ゆうぞう） （1965年11月24日）	1992年 1月 アメリカンホーム保険会社入社 2010年 4月 同社日本における代表者社長 2014年 4月 アメリカンホーム医療･損害保険株式会社代表取締役社長 2015年 1月 楽天株式会社入社 2016年 1月 楽天生命保険株式会社取締役 2016年 2月 同社取締役副社長執行役員 2016年 3月 楽天インシュアランスプランニング株式会社取締役（現任） 2016年 6月 楽天生命保険株式会社代表取締役社長 2016年 11月 株式会社楽天アンセルインシュアランス取締役（現任） 2017年 3月 Rakuten Reinsurance Europe S.A. Director（現任） 2017年 4月 楽天株式会社執行役員（現任） 2018年 4月 もっとぎゅっと少額短期保険会社 （現 楽天少額短期保険株式会社）取締役会長（現任） 2018年 6月 楽天生命取締役会長（現任） 当社取締役副会長執行役員（現任） 2018年 7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）	内部監査部

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
取締役社長 執行役員 (代表取締役)	添田 智則 (そえだ とものり) (1957年8月4日)	1981年 4月 野村證券株式会社入社 2005年 4月 同社執行役公共法人部長 2010年 6月 当社取締役副社長 2011年 6月 当社取締役社長 2018年 6月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2018年 7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社取締役(現任)	人材開発
取締役	並木 哲也 (なみき てつや) (1969年3月18日)	1992年 8月 AIU保険会社(現　AIG損害保険株式会社)入社 1996年 8月 チューリッヒ保険会社入社 2012年 11月 楽天株式会社入社 楽天インシュアランスプランニング株式会社出向マーケティング部長 2013年 7月 同社代表取締役社長(現任) 2013年 10月 楽天生命保険株式会社取締役(現任) 2015年 12月 Rakuten Reinsurance Europe S.A. Director(現任) 2018年 6月 当社取締役(現任)	—
取締役 執行役員	斉藤 光洋 (さいとう こうよう) (1970年4月2日)	1999年 1月 ソニー損害保険株式会社(ソニーインシュアランスプランニング株式会社)入社 2002年 1月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 2006年 1月 新日本有限責任監査法人入所 2010年 11月 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社入社 2016年 10月 楽天生命保険株式会社入社 2017年 4月 同社執行役員 2017年 8月 楽天株式会社保険事業戦略部(兼務) 2018年 4月 当社執行役員 2018年 6月 当社取締役執行役員(現任) 2018年 7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社執行役員(現任)	経理部
監査役(常勤)	角谷 洋一 (すみや よういち) (1962年1月5日)	1984年 4月 株式会社エル・シー・エー入社 1989年 10月 野村企業情報株式会社入社 1992年 12月 当社入社 2006年 6月 当社経理部長 2012年 4月 当社執行役員経理部長 2016年 4月 当社執行役員 2016年 6月 当社取締役・監査等委員 2018年 6月 当社監査役(常勤)(現任)	—
社外監査役	森本 大介 (もりもと だいすけ) (1976年4月10日)	2001年 10月 第一東京弁護士会入会 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 2007年 6月 米国ノースウエスタン大学・ロースクールLL.M.(法学修士号)取得 2007年 7月 Kirkland & Ellis法律事務所シカゴオフィス勤務 2007年 9月 Kirkland & Ellis法律事務所ロサンゼルスオフィス勤務 2008年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2008年 9月 西村あさひ法律事務所に復帰 2011年 1月 西村あさひ法律事務所パートナー就任(現任) 2015年 6月 株式会社増進会出版社社外取締役(現任) 楽天生命保険株式会社監査役(現任) 2015年 11月 株式会社ZEホールディングス取締役(現任) 2018年 6月 当社社外監査役(非常勤)(現任)	—

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
社外監査役	金澤（かなざわ）　浩志（こうじ） (1979年4月20日)	2004年 10月　大阪弁護士会入会 弁護士法人中央総合法律事務所入所 2010年　4月　第一東京弁護士会に登録替 2012年　5月　ノースウェスタン大学ロースクール (Northwestern University School of Law) (米国イリノイ州)LL.M.卒業(LL.M. with honors) 2012年　8月　米国Barack Ferrazano Kirschbaum & Nagelberg LLP (Chicago) 勤務 2012年 11月　ニューヨーク州司法試験合格 Rodyk & Davidson LLP (Singapore)勤務 2013年　8月　ニューヨーク州弁護士登録 2014年　1月　金融庁監督局総務課勤務(国際監督室、 法令等遵守調査室、政策課併任) 2016年　1月　弁護士法人中央総合法律事務所復帰 2017年　6月　東京大学公共政策大学院主催「金融資本市場のあり方に関する産官学フォーラム」メンバー 2018年　6月　当社社外監査役(非常勤)(現任)	—

(注)森本大介および金澤浩志は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

当社は執行役員制度を導入しています。　執行役員は次のとおりです。

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
常務執行役員	松下（まつした）　春喜（はるき） (1959年2月2日)	1981年　4月　野村證券株式会社入社 2002年　4月　同社研修部長 2011年　3月　当社執行役員 2011年　6月　当社取締役総合企画部長 2013年　4月　当社常務取締役総合企画部長兼リスク管理部長 2014年　4月　当社常務取締役 2016年　4月　当社専務取締役 2018年　6月　当社常務執行役員(現任)	証券運用室
常務執行役員	本田（ほんだ）　泰章（ひろあき） (1962年7月18日)	1985年　4月　野村證券株式会社入社 2009年　4月　同社執行役員営業部門マーケティング担当 2011年　4月　同社執行役員営業部門営業企画兼ファイナンシャル・アドバイザー担当 2013年　4月　当社常務執行役員首都圏営業本部長 2013年　6月　当社常務取締役首都圏営業本部長 2014年　4月　当社常務取締役首都圏営業本部長兼東日本営業本部長 2015年　4月　当社常務取締役首都圏営業本部長兼東日本営業本部長兼上越・北陸営業本部長 2016年　4月　当社専務取締役営業企画本部長 2018年　6月　当社常務執行役員営業企画本部長(現任)	—

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
常務執行役員	山田（やまだ）　貴好（きよし） (1956年11月2日)	1981年　4月　朝日生命保険相互会社入社 2005年　4月　同社検査部長 2012年　6月　キャリアビジネス株式会社常務取締役業務部長 2014年　4月　当社執行役員総合企画部長 2015年　6月　当社取締役総合企画部長 2016年　4月　当社常務取締役総合企画部長兼 コンプライアンス業務部長 2017年　4月　当社専務取締役 2018年　6月　当社常務執行役員(現任)	総合企画部 人事総務部
上席執行役員	田中（たなか）　武臣（たけおみ） (1971年6月26日)	1995年　4月　第一生命保険相互会社入社 2000年　8月　モニターグループ入社 2005年 12月　AIG株式会社入社 2006年 12月　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 2015年　8月　楽天生命保険株式会社入社 2016年 12月　楽天株式会社保険事業戦略部 2018年　1月　楽天生命保険株式会社執行役員 2018年　4月　当社執行役員 2018年　6月　当社上席執行役員(現任) 2018年　7月　楽天インシュアランスホールディングス株式会社 取締役執行役員(現任)	—
上席執行役員	酒井（さかい）　将平（しょうへい） (1973年11月15日)	1996年　4月　野村證券株式会社入社 2004年 11月　UBS証券株式会社入社株式本部金融商品部ディレクター 2006年　4月　ウェル・フィールド証券株式会社入社取締役副社長 2008年　4月　オリックス証券株式会社入社企業金融部次長 2010年　5月　楽天株式会社入社 アイリオ生命保険株式会社 (現 楽天生命保険株式会社)出向 2017年　1月　楽天生命保険株式会社戦略本部本部長(現任) 楽天株式会社保険事業戦略部(兼務) 2018年　4月　当社執行役員 2018年　6月　当社上席執行役員(現任)	—
上席執行役員	町田（まちだ）　尚隆（ひさたか） (1962年5月22日)	1985年　4月　AIU保険会社入社 2001年　1月　同社パーソナルプロパティ部部長 2003年　9月　同社パーソナルライン本部AVP本部長 2007年　4月　AIGジャパン・ホールディングス株式会社出向 パーソナルラインリージョナルオフィスAVP 2017年　1月　楽天生命保険株式会社戦略本部(現任) 楽天株式会社　保険事業戦略部(兼務) 2018年　4月　当社執行役員 2018年　6月　当社上席執行役員(現任)	商品部
上席執行役員	稲田（いなだ）　行祐（こうすけ） (1980年7月4日)	2007年　9月　日比谷総合法律事務所入所 2008年　5月　金融庁監督局保険課課長補佐 2010年　6月　弁護士法人中央総合法律事務所入所 2013年　9月　Catlin(London, 現LX Catlin)出向 2016年 12月　AIGジャパン・ホールディングス株式会社入社 Assistant General Counsel 2017年　9月　楽天生命保険株式会社経営企画部担当部長 2018年　4月　当社執行役員 2018年　6月　楽天少額短期保険株式会社執行役員(現任) 2018年　6月　当社上席執行役員(現任) 2018年　7月　楽天インシュアランスホールディングス株式会社 執行役員(現任)	—

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
上席執行役員	こばやし　えいいちろう 小林　栄一郎 (1969年11月4日)	1993年　4月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社入社 2000年　2月　AIU保険会社(現 AIG損害保険株式会社)入社 2002年 12月　アメリカンホーム保険会社出向 2004年　5月　同社横浜テレマーケティングセンター所長 2004年 11月　同社大阪テレマーケティングセンター所長 2006年　2月　同社コーポレートマーケティング部 マーケティング1課課長 2007年 12月　同社アライアンス推進部部長 2011年　5月　同社傷害・火災保険金サービス部部長 2014年　4月　同社医療保険金サービス部部長 2016年 10月　楽天生命保険株式会社リスク管理部 担当部長(現任) 2018年　3月　楽天株式会社保険事業戦略部(兼務) 2018年　4月　当社執行役員 2018年　6月　当社上席執行役員(現任)	リスク管理部
上席執行役員	すずき　まもる 鈴　木　　守 (1962年11月7日)	1985年　4月　野村證券株式会社入社 2012年　7月　同社証券業務サポート部担当部長 2012年 10月　当社執行役員 2013年　4月　当社執行役員本店長 2013年　6月　当社取締役本店長 2015年　4月　当社常務取締役本店長 2016年　4月　当社常務取締役首都圏営業本部長兼東日本 営業本部長兼上越・北陸営業本部長 2018年　4月　当社常務取締役東日本・首都圏・上越営業本部長 2018年　6月　当社上席執行役員東日本・首都圏・上越営業 本部長(現任)	代理店営業部
上席執行役員	かわかつ　りゅうたろう 川勝　龍太郎 (1962年2月1日)	1984年　4月　野村證券株式会社入社 2008年　4月　同社甲府支店長 2011年　4月　同社富山支店長 2013年　4月　同社金融市場マーケティング部長 2016年　4月　当社執行役員本店長 2016年　6月　当社取締役本店長 2017年　4月　当社常務取締役本店長 2018年　6月　当社上席執行役員本店長(現任)	—
上席執行役員	いのうえ　ひとし 井上　日登志 (1964年1月2日)	1987年　4月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年　1月　同社営業担当部長 2006年　1月　同社金融事業第三事業部長 2007年　1月　同社理事金融事業第三事業部長 2007年　8月　同社理事システム製品事業営業担当 2008年　7月　同社執行役員金融事業担当 2012年　5月　株式会社ベルシステム24入社執行役員CRM 事業本部副本部長兼金融事業部長 2015年 12月　パクテラ・テクノロジー・ジャパン株式会社入社 常務執行役員新規事業開発本部長 2017年 12月　当社常務執行役員 2018年　6月　当社上席執行役員(現任)	営業企画本部 デジタル戦略 システム企画部

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
執行役員	伊勢（いせ）　幸三（こうぞう） (1954年9月30日)	1973年　4月　野村證券株式会社入社 2004年　7月　同社総務部長 2009年　4月　野村不動産株式会社執行役員 2012年　4月　同社取締役兼常務執行役員 2015年　4月　同社顧問 2015年　7月　当社参与 2016年　4月　当社執行役員事務統括本部長 2017年　4月　当社常務執行役員事務統括本部長 2018年　4月　当社常務執行役員 2018年　6月　当社執行役員(現任)	代理店サポートセンター お客様相談部(共管) 業務管理部(共管)
執行役員	平野（ひらの）　雅一（まさかず） (1961年5月29日)	1986年　4月　当社入社 2007年　3月　当社本店営業第一部長 2012年　4月　当社執行役員中部営業本部長 2016年　6月　当社取締役中部営業本部長 2018年　4月　当社取締役事務統括本部副本部長 2018年　6月　当社執行役員事務統括本部副本部長(現任)	—
執行役員	植田（うえだ）　紘之（こうじ） (1967年1月6日)	1989年　4月　当社入社 2010年　4月　当社名古屋支店長 2013年　4月　当社執行役員近畿営業本部長 2014年　4月　当社執行役員近畿・四国営業本部長 2016年　4月　当社執行役員近畿・四国営業本部長兼 西日本営業本部長 2016年　6月　当社取締役近畿・四国営業本部長兼 西日本営業本部長 2018年　4月　当社取締役中部・北陸営業本部長、名古屋支店長 2018年　6月　当社執行役員中部・北陸営業本部長、 名古屋支店長(現任)	名古屋支店
執行役員	片山（かたやま）　晋治（しんじ） (1966年2月16日)	1988年　4月　当社入社 2009年　6月　当社システム企画部長 2013年　4月　当社福岡支店長 2014年 10月　当社西日本営業本部長 2015年　4月　当社執行役員西日本営業本部長 2016年　4月　当社執行役員損害サービス本部長、損害サービス業務部長 2016年　6月　当社取締役損害サービス本部長、損害サービス業務部長 2017年　4月　当社取締役損害サービス本部長 2018年　6月　当社執行役員損害サービス本部長(現任)	—
執行役員	毛利（もうり）　裕司（ゆうじ） (1962年3月30日)	1985年　4月　野村證券株式会社入社 2006年 12月　同社信託銀行事業部長 2011年 12月　同社信託銀行・保険事業部長 2017年　4月　当社執行役員コンプライアンス業務部長 2017年　6月　取締役コンプライアンス業務部長 2018年　6月　当社執行役員コンプライアンス業務部長(現任)	コンプライアンス業務部 お客様相談部(共管) 業務管理部(共管)

役　名	氏　名 (生年月日)	略　歴	担　当
執行役員	小田（おだ）　浩司（こうじ） (1962年9月28日)	1986年　4月　野村證券株式会社入社 2004年　7月　同社さいたま支店長 2008年　7月　同社名古屋支店ウェルス・マネジメント部長 2011年　4月　同社大阪支店ウェルス・マネジメント部長 2014年　4月　同社本店金融マネジメント部長 2017年　4月　当社出向 執行役員大阪支店長 2018年　4月　当社執行役員近畿・四国営業本部長兼 西日本営業本部長、大阪支店長(現任)	大阪支店
執行役員	栗原（くりはら）　英俊（ひでとし） (1963年8月29日)	1986年　4月　野村證券株式会社入社 2010年　6月　野村證券株式会社大阪総務部長 2013年　7月　同社オペレーションセンター部長 2017年　4月　当社執行役員事務統括本部副本部長、 統括営業事務センター長 2018年　4月　当社執行役員事務統括本部長、統括営業事務 センター長(現任)	—
執行役員	羽石（はねいし）　仁志（ひとし） (1958年12月18日)	1981年　4月　野村證券株式会社入社 2000年　6月　同社富山支店長 2010年　4月　同社業務管理部長 2011年　7月　同社名古屋ライフプラン・サービス部長 2016年　8月　髙木証券株式会社入社常務執行役員 2017年 12月　当社執行役員事務統括本部副本部長(現任)	—

8　会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏　名　ま　た　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員　三浦　昇 指定有限責任社員・業務執行社員　山野　浩	26	—

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

9 従業員の状況

【1】従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与

（2018年3月31日現在）

区分	従業員
従業員数	546名
平均年齢	43.2歳
平均勤続年数	12.3年
平均年間給与	6,188千円

（注1） 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、休職者および臨時従業員は含みません。
（注2） 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含みます。

【2】採用方針

優秀な人材の確保と育成が当社の発展の源であると位置づけ、次のような人材を求めています。

- 柔軟な発想を持ち、新たな価値を生み出すことのできる人材
- 細心にして大胆に挑戦する、フロンティアスピリッツが旺盛な行動力のある人材
- 知識を知恵に昇華し、お客様のために考え抜ける人材

【3】研修・教育制度

「自ら気づき、考え、学び、成果を出せる社員」の育成を目指し、入社後1ヶ月間の新入社員本社集中研修、OJT、集合研修を実施しています。また、さらなる人材強化を目指し、通信研修や資格取得制度の拡充を図っています。

また、社員教育に特化した楽天損保アカデミー（略称RSA:Rakuten Sonpo Academy）を設置し、「お客様が心から満足し感動するサービス」を提供するための実働部隊として教育研修を実施し、社員一人ひとりのクオリティを上げるとともに、能力アップを図っています。

【4】福利厚生

法律で定められている社会保険などの福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

- 慶弔金・見舞金支給制度
- 財形貯蓄制度
- 企業型確定拠出年金制度
- 会社所有・提携の保養施設
- 単身赴任者帰宅旅費補助制度
- 不妊治療等休暇制度
- 総合福祉団体定期保険加入
- 運動・文化活動補助（各種クラブ活動）
- 社員共助会融資制度
- 資格取得補助制度
- 上乗せ健康診断制度
- インフルエンザ予防接種費用補助制度

10 関連会社

会社名	本店所在地	設立年月日	主な業務内容	資本金	当社出資比率
株式会社 みらいの保険	東京都千代田区 内神田1丁目 14番5号	1988年9月29日	事務代行、損害保険および生命保険代理業務	100百万円	100%

11　トピックス

【1】朝日火災海上保険株式会社から楽天損害保険株式会社へ

2018年1月29日、楽天株式会社は、当社を完全子会社化することを目的として、当社の株式の公開買付けを発表しました。同日、当社は、楽天株式会社によるこの公開買付けが、今後の当社の更なる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、賛同の意を表明しました。この公開買付けの結果、当社は3月30日付で楽天株式会社の子会社※になりました。

そして、当社は、金融庁の認可および関連法令上必要とされる諸手続きを完了し、社名を「朝日火災海上保険株式会社」から「楽天損害保険株式会社」へ変更して、7月2日より新社名での営業を開始いたしました。

当社は、1951年3月から67年以上にわたり、日本国内において代理店チャネルを中心に営業を行ってまいりました。今後は、楽天グループとして、独自の会員基盤である「楽天エコシステム」を持つ楽天株式会社との緊密な協力関係のもとで、インターネットサービスとの親和性が高い商品ラインナップの拡充などを通じ、一層の成長を目指します。また、伝統的な代理店ビジネスと革新的なインターネットサービスの融合による新しい損害保険会社を目指して、社員一丸となって取り組んでまいります。

※その後、株式売渡請求を経て、4月24日付で楽天株式会社の完全子会社化。株式移転により、7月2日付で楽天インシュアランスホールディングス株式会社の完全子会社化。

【2】「ホームアシスト」が価格.com保険アワード火災保険の部で2年連続総合第1位を獲得

当社の住宅向け火災保険「ホームアシスト」は、価格.com保険アワード2017年版と2018年版で2年連続総合第1位を獲得しました。新築割引の適用により、特に築年数の浅い物件の保険料を抑えられることや、個人賠償責任補償特約の限度額が無制限になったことで、高額な賠償金に対する備えも可能といった点などが評価されました。

【3】J.D. パワー「2017年度日本自動車保険新規加入満足度調査<代理店系保険会社部門>」で第1位を受賞

当社は、顧客満足度に関する国際的な専門機関である、株式会社J.D.　パワー　アジア・パシフィック（以下、「J.D.　パワー」といいます。）が行った「2017年日本自動車保険新規加入満足度調査」の代理店系保険会社部門において、第1位を受賞しました。

当社は、お客様の立場になってお客様に満足していただける商品を開発したいと考え、2016年4月に自動車保険を一新させました。そして、この真にお客様のためになる自動車保険のご案内を、全国のお客様や代理店の皆様へ、丁寧に繰り広げています。今回のJ.D. パワーの調査結果は、この当社の取り組みを評価していただいた結果と考えています。これからも引き続き、当社ならではのノウハウと独自の商品力で、お客様や代理店の皆様のご要望にお応えしていきます。

1　内部統制システムの基本方針

当社は、「内部統制システムの基本方針」について下記のとおり決定し、業務の適正を確保するための体制を構築しています。

経営理念の実現を目的として、下記の内部統制システムの基本方針（13項目）を定めています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、コンプライアンスについて、経営の最重要課題と位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」「勧誘方針」を定めています。

コンプライアンス推進のための体制としては、コンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を、その下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また、各営業本部に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス業務部を設けています。

指針としては「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、「コンプライアンス・プログラム」を作成し、役職員に徹底しています。

社内通報制度（「コンプライアンス・ホットライン」）を設けて、社内の自浄作用を促しています。

役職員の職務について、内部監査部は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令等および社内の諸規程に従い適切に行われているかを基本に、各部門に対して、内部監査実施要領に基づき監査を実施しています。その結果については、親会社、取締役社長、取締役会、監査役会、経営会議、コンプライアンス業務部会およびコンプライアンス業務部に報告をしています。

2. 反社会的勢力等への体制

反社会的勢力等による不当要求等に対して、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」、「法令等遵守に係る基本方針」、社内マニュアル等に明文の根拠を設け、組織全体として対応しています。具体的には、市民社会の秩序や安全、役職員の安全を確保するために、警察等外部の専門機関との緊密な連携関係の構築を通じて、一切の不当要求の拒絶を行います。

3. 顧客保護等に関する体制

当社は、お客様の苦情（お客様の声）を宝物として受け止め、対応する組織としてお客様相談部を設置しています。お客様相談部は、日々の苦情（お客様の声）を毎日、関係役員にメール配信するほか、当該苦情の発生原因を分析し、速やかに対応を実施しています。苦情は、毎月月初に発生状況を本社各部室業務進捗報告で社内へ通知し、四半期毎に発生、原因、対策を分析し取締役会、経営会議および各種リスク管理委員会等へ報告される体制を構築しています。

また、ご契約のあったお客様、保険金支払いのあったお客様へアンケートを実施し、業務改善に役立てています。

保険金等の支払いやお客様からの苦情事例等については、外部の医師、弁護士を委員とする「保険金等支払管理委員会」で審議する体制を構築しています。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できます。

5. 財務報告の適正性を確保する体制

財務報告については、「有価証券報告書等の適正性に関する規程」を制定し、財務文書の適正性を確保しています。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク全般の把握とその管理体制の強化のために、リスク全般を統括する組織として、「統合的リスク管理委員会」を設置し、取締役会および経営会議へ定期的に報告を行っています。取締役会および経営会議は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応策等を検討しています。

統合的リスク管理委員会の下部組織として「保険引受リスク管理委員会」「資産運用リスク管理委員会」「事務リスク管理委員会」「システムリスク管理委員会」「その他リスク管理委員会」の5つの委員会を設置し、各種リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。また、会社全体のリスク管理統括部署としてリスク管理部を設けています。リスク管理体制を具体的に推進するために、「リスク管理基本方針」および「統合的リスク管理方針」の下に「統合的リスク管理規程」を策定し、実行しています。

さらに、資産運用リスク、保険引受リスクなどのリスク管理の高度化を図るため、統合的リスク管理委員会内に「ALM（資産、負債の総合管理）分会」を設置しています。

7. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会では、経営会議、内部監査結果、コンプライアンス委員会および統合的リスク管理委員会の審議結果を参考に重要事項の意思決定が速やかに行われる体制を構築しています。

取締役の職務の執行にあたっては、毎年度初めに、「業務方針」を定めるとともに、適正な予算の編成と執行を行い、全社的な業務の効率化を実施しています。

また、「職務権限規程」、「事務分掌規程」により取締役の権限および責任の範囲の明確化を行っています。

8. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社の内部統制に関して責任を負う役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えています。管理の実効性を高めるため、子会社の取締役、執行役員及びこれらのものに相当するもの（本項において「取締役等」といいます。）使用人の職務の執行に係る当社への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について盛り込んだ「子会社管理規程」を定め、コンプライアンス業務部および総合企画部はこれらを横断的に推進し、管理しています。また、内部監査部は子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の有効性を検証しています。

9. 監査役会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、ならびに当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項および当該取締役および使用人に対する指示の実効性に関する事項

現在、監査役会の職務を補助すべき取締役は配置していません。また、監査役会の職務を補助すべき専属の使用人は配置していませんが、人事総務部が監査役の業務補助をすることとしています。

当該使用人の人事については、担当取締役と監査役会が意見交換を行ったうえで決定します。

当該使用人は、監査役会の職務を補助する職務に関し、監査役会の指揮命令のみに服するものとなります。

10. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役会は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会および統合的リスク管理委員会などの重要な会議に出席（または議事録を閲覧）するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。また、必要に応じて直接役職員より報告を受けます。

さらに、取締役は、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社へ著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行うこととしています。

加えて、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人は、当社の監査役会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、速やかに適切な報告を行います。

11. 監査役会へ報告をした者が不利な取扱を受けないようにするための体制

当社は、社内通報制度（「コンプライアンス・ホットライン」）を設けており、当社役職員からの報告を受けています。かかる「コンプライアンス・ホットライン」は通報者の保護を絶対としており、通報者が通報することによって不利な取扱を受けないようにしています。

また、当社は、当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人が、当社の監査役会へ報告を行ったことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

12. 監査役が行う監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。

また、監査役会が外部専門家を独自に利用した場合には、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担します。

13. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役会は、内部監査部、会計監査人から監査内容等について報告を受けるとともに、緊密な連係を保ちます。

内部統制のための
組織体制概略図

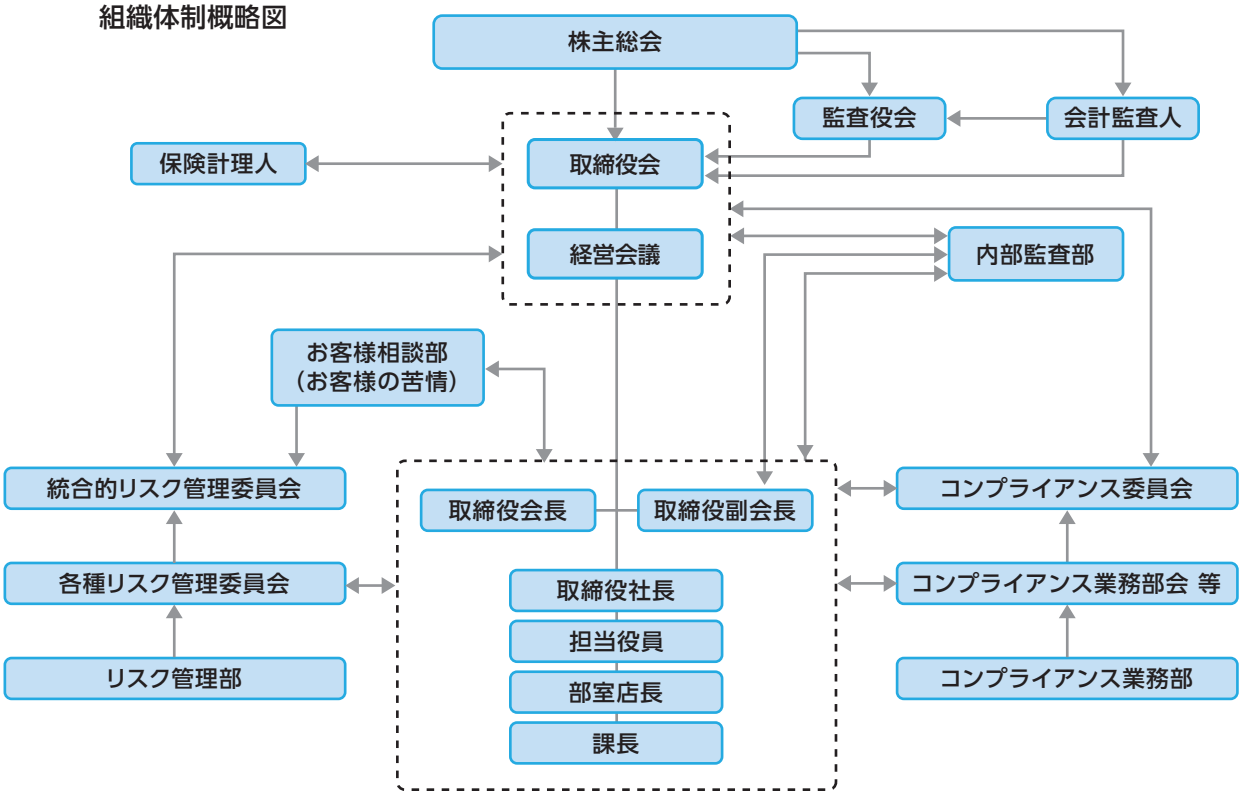

（注）上記体制図は概略図であり、上図に示すほか、「監査役会」は内部監査部と連携を図り、コンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会等重要な会議に出席（議事録の閲覧）する、業務部門を往査するなどして全体的連携をもつ。「内部監査部」は監査役会、コンプライアンス業務部会、統合的リスク管理委員会と連携をもつ。社内の自浄作用を促す「コンプライアンス・ホットライン」は、通報者の保護を絶対とし、コンプライアンス業務部で受ける通報内容は厳重に保管される。

2 リスク管理の体制

保険事業をとり巻く経営環境の中で、様々なリスクを的確に把握、管理していくことが、経営の重要課題となっています。このため、リスク全般の把握とその管理体制を強化するために様々なリスクを統合して管理するリスク管理部を設置し、各「リスク管理委員会」とそれらを横断的に統括した「統合的リスク管理委員会」で実効性のあるリスク管理を行っています。

【1】リスクの種類とリスク管理の方法

当社では、保険事業に係るリスクを以下のように分類し、各々のリスクに係る業務を所管する統括部門を事務局とする各リスク管理委員会で、リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
保険引受リスク管理委員会	保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスク	保険事故の発生状況、金利動向、経済情勢などをふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測などを実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立、再保険手配を実施しています。 あわせて、保険引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。 なお、再保険に関する方針などは次ページに記載のとおりです。※
資産運用リスク管理委員会	市場リスク	①金利の変動により収益が減少したり、キャッシュフローが不安定化するリスク ②株価等の変動により資産価値が下落するリスク ③為替相場の変動により損失を被るリスク	運用資産の残高・含み損益状況の把握に努めるとともに、リスク限度額を具体的に定め、バリュー・アット・リスク法によるリスク量の計測などを行うことにより、リスクの適切な管理に努めています。 また、通常の市場変化を超える動きが発生した場合の損失額の検証として、ストレステストを定期的に実施し、その結果と資本との比較を行っています。
	信用リスク	与信先の財政状況悪化などにより、資産価値が下落ないし消滅し、当社が損失を被るリスク	個別取引に際しては、厳正に信用リスクを分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。 また、厳格な資産の自己査定により適切な償却、引当を行っています。
	流動性リスク	予期せぬ資金流失により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく不利な価格での資産売却を余儀なくされることにより当社が損失を被るリスク	新契約、解約、満期などの資金移動に関する情報収集・分析に努め、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢に留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境などを注視しています。

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
事務リスク管理委員会	事務リスク	当社の役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当社が不利益を被るリスク	各業務分野について、事務手順・ルールなどに関するマニュアルの整備を行うとともに、所属部署における自主点検・内部監査部による内部監査などを参考に事務の改善、事務水準の向上に努めています。
システムリスク管理委員会	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、セキュリティ対策の不備、不正使用などが原因となって当社が損失を被るリスク	内部管理およびリスク管理の状況を把握し、また経営方針の戦略目標に沿ったシステムを稼働します。 また、顧客情報に関しては、「システムリスク管理規程」に基づき、厳正な取扱いを徹底しています。
その他リスク管理委員会	その他リスク	経営リスク、風評リスク、労務リスク、子会社リスク、パンデミックリスク等、当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスク	当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスクの発生状況等を把握し、リスクに応じた対策を策定しています。

※再保険について

(1) 再保険を付す際および再保険を引き受ける際の方針
再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しており、再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っていません。

(2) 再保険の調達方法
再保険会社から直接調達する方法と再保険ブローカー経由で調達する方法を併用しています。

(3) 主要な集積リスクである地震災害リスクおよび台風災害リスクについて
①地震や台風などの集積リスクを軽減する仕組みとして再保険スキームがあり、取引内容・条件などを定めた再保険契約を再保険会社との間で締結しています。これはあらかじめ再保険会社との間で一定期間の再保険が円滑に履行されるよう取り交わされるもので、これにより多数の契約が継続的・自動的に再保険処理されます。
②地震災害リスクの再保険として、保険契約の一定割合を自動的に出再する形態や損害について一定の保有損害額に達するまでは当社が負担し、損害がこれを超過した場合にその超過損害を再保険会社が負担する形態の再保険を設定しています。出再上限額設定にあたって、個々のリスクの集積状況を地区別に把握・管理し、外部機関によるモデリングデータも勘案しつつ、関東大震災クラスを想定した再保険を設定しています。
③台風災害リスクの再保険形態や出再上限額設定についても地震災害リスクと同様に行っており、伊勢湾台風クラスを想定した再保険を設定しています。

【2】リスク管理の体制

当社では前述のように各リスク管理委員会を設置するとともに、主要リスクごとに主管部署を定めて管理しています。そして、リスク全般を統括する組織として、リスク管理部を事務局とする「統合的リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

また、ALM（資産と負債の総合管理）を行う組織として、リスク管理部を事務局とする統合的リスク管理委員会（ALM分会）を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応などを検討することにしています。

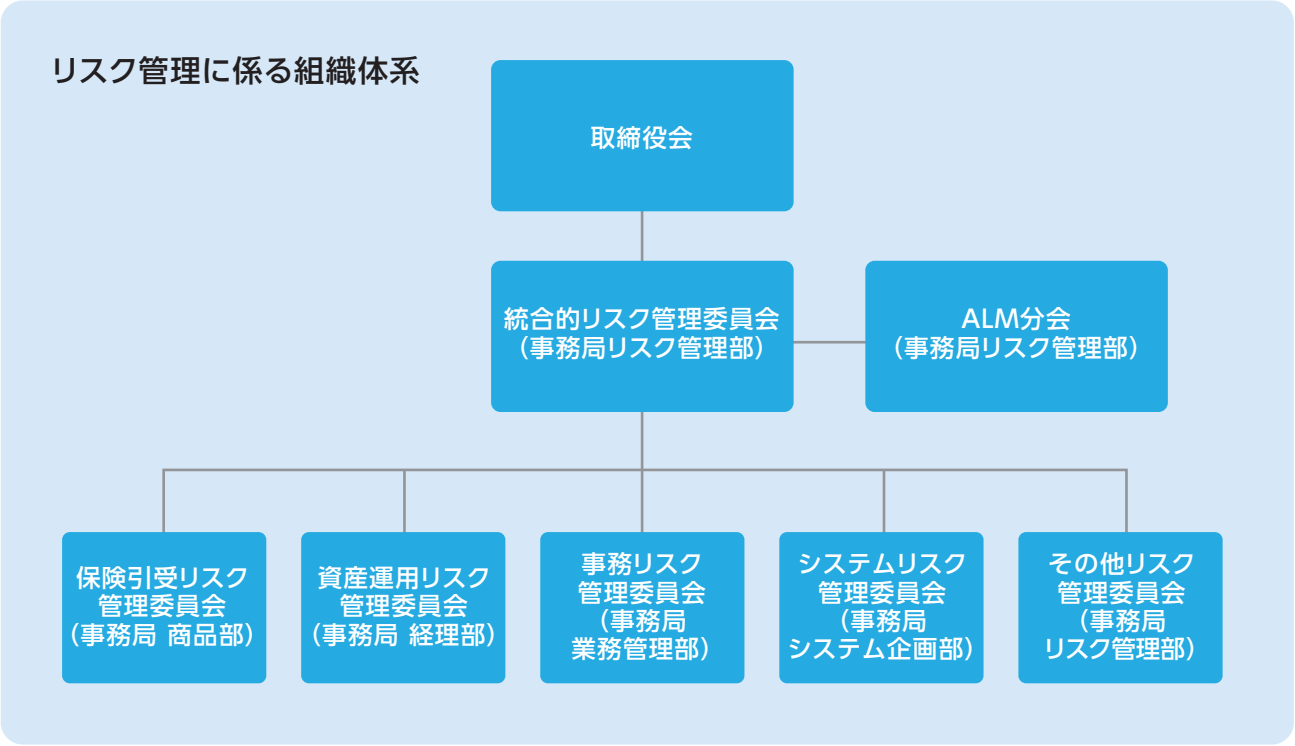

3 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任準備金の確認についての合理性および妥当性

【1】第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野に係る保険商品（注1）は医療政策などの外的要因の影響を受けやすく、保険期間が長期に亘ることから将来の保険事故の発生に関し不確実性を有しています。

この不確実性に対する適切な責任準備金を積み立てるため、保険事故の実績に応じた検証として、ストレステスト（注2）および負債十分性テスト（注3）を行っています。

（注1）第三分野に係る保険商品
第三分野に係る保険商品とは、一般的には医療保険やがん保険、介護保険のような疾病や傷害による保険金や治療のための給付金が支払われる保険商品をいいます。
当社においてストレステストおよび負債十分性テストの対象となる保険商品は、介護費用保険および長期所得補償保険となります。

（注2）ストレステスト
ストレステストとは、保険商品の販売に際し、あらかじめ設定した事故発生率に基づく将来の支払保険金予測値と、販売後の支払保険金の実績に基づく将来の支払保険金予測値とを比較し、前者が後者を上回っているかを確認するテストをいいます。後者が前者を上回る場合は危険準備金Ⅳ（第三分野に係る保険商品の保険リスクに備える危険準備金）を積み立てることとしています。

（注3）負債十分性テスト
負債十分性テストとは、ストレステストにおいて危険準備金Ⅳを積み立てた場合に、支払保険金に加え、事業費なども考慮に入れた収支分析を行い、将来において資産が負債である保険料積立金を上回っているかを確認するテストをいいます。負債が資産を上回る場合は追加責任準備金を積み立てることとしています。

【2】ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

ストレステストにおける危険発生率は、当社の支払保険金の実績に基づき、将来10年間に見込まれる支払保険金のリスクに関する99%をカバーできる水準とし、負債十分性テストにおける危険発生率は97.7%をカバーできる水準としています。また、負債十分性テストにおける事業費率および保険契約継続率などは当社の実績に基づき合理的かつ妥当なものとしています。

【3】テストの結果

2017年度決算における検証の結果、危険準備金Ⅳ（第三分野に係る保険商品の保険リスクに備える危険準備金）2百万円、追加責任準備金273百万円を積み立てています。

4 法令等遵守の体制と勧誘方針

（1） 当社では、法令等遵守（コンプライアンス）について、経営の最重要課題と位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」として次のとおり定めています。

■ 法令等遵守に係る基本方針

1. 法令等を遵守します。

法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行います。

2. 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。

損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。

3. 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

また、企業として自覚と責任ある行動を徹底するため、「行動指針」を定めています。（4ページ参照）

(2)　当社では、「勧誘方針」を定めて、適正な金融商品の販売、勧誘に努めています。

【楽天損保の勧誘方針】

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、楽天損害保険株式会社の金融商品の勧誘方針を定めています。

1　保険商品の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な保険販売を心がけます。またお客様に重要な事項について正しくご理解していただけるように適切な説明を行うよう努めてまいります。

2　お客様の保険に関する知識、経験、保険加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めてまいります。

3　保険商品のご説明やご契約の際には、お客様の立場に立って、時間、場所等について十分に配慮するよう心がけます。

4　保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めてまいります。

5　万が一保険事故が発生した場合の、保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速かつ的確に手続きが行われるよう努めてまいります。

6　お客様からのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、商品の開発、販売方法等に活かしてまいります。

7　お客様へ適正な勧誘・販売を行うため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修・指導に取組みます。

8　お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客様にご理解いただけるよう努めてまいります。

9　【お問い合わせ】ご相談・お問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いします。

楽天損害保険株式会社（お客様相談センター）

0120-115-603
受付時間　平日　午前9時～午後5時
○年末年始は除きます。
○携帯電話・PHSからもご利用できます。

（2018年7月2日改定）

（3） 当社では営業店、営業事務センター、サービスセンター、本社管理・業務部門に「コンプライアンス責任者」を配置し、コンプライアンスを徹底するとともに、社員のコンプライアンス・マインドを向上することに努めています。
　同時に、本部コンプライアンス委員会事務局長を「コンプライアンス推進担当者（コンプライアンス・オフィサー）」として、社員または所属する代理店に対し、コンプライアンスの教育・管理・指導を行うことにし、法令等遵守態勢を着実に確立するように努めています。

（4） 当社では、社内のコンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」とその下部組織として本社内に「コンプライアンス業務部会」を、また各営業本部に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「コンプライアンス業務部」を設けています。

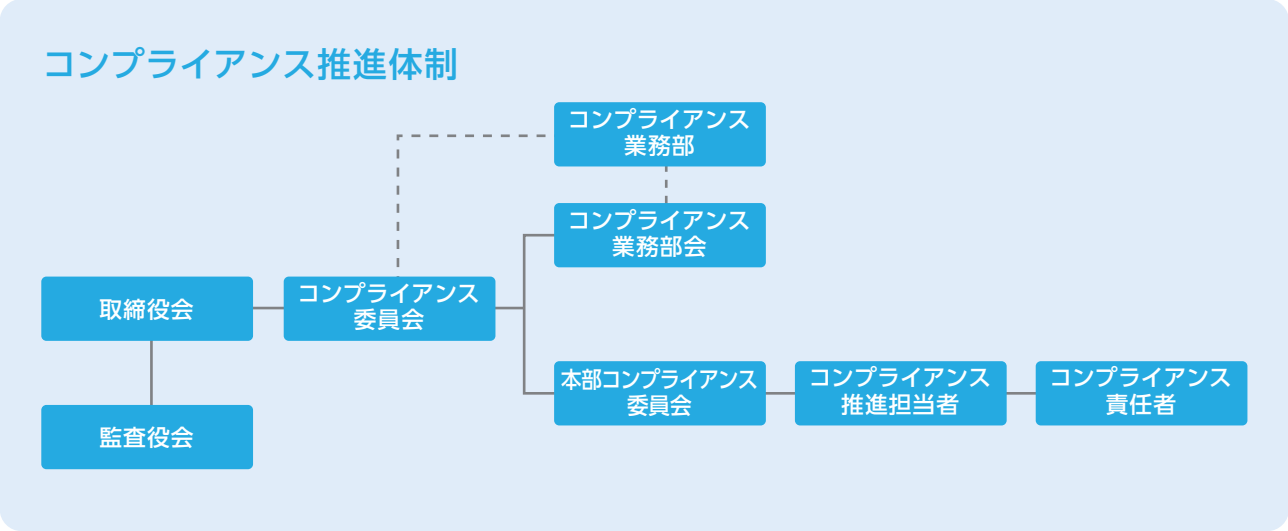

（5） コンプライアンス態勢を具体的に推進するために、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を柱とした当社の「行動指針」や遵守すべき法令、違法行為および不正行為を発見した場合の対処を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員へ徹底しています。

（6） 全社員対象の「コンプライアンス研修」や「コンプライアンス・Web学習」などの研修を実施しており、こうした研修を通して、コンプライアンスの実践の浸透に取り組んでいます。

5　社内・社外の監査体制

（1） 当社は、法令などに基づき業務全般に亘る監査体制を整えています。
　社内の監査役会監査、および社外監査として「新日本有限責任監査法人」による会計監査、システム監査などを定期的に行っています。

（2） 当社は、社内監査を「内部監査部」が行っています。
　社内監査は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令などおよび当社の諸規定に従い適切に行われているかを基本に、各部門および代理店に対して、原則として年1回行っています。その結果については、親会社、取締役社長、取締役会、監査役会、コンプライアンス業務部会、コンプライアンス業務部に報告しています。
　社内監査の目的は、過誤の是正および不正の防止をはかり、また、業務の正常な運営・改善を指導して、経営方針を確実にかつ効率的に実現させることにあります。

6 個人情報保護

個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、下記のとおり「当社の個人情報に関する取扱いについて」を策定しています。また、「個人情報保護マニュアル」を制定し、施行しています。

当社の個人情報に関する取扱いについて
（当社のプライバシーポリシー）
当社の個人情報保護に関する基本方針

2018年7月2日

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者および当社代理店等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直を行い、改善いたします。

＊特定個人情報以外の個人情報および匿名加工情報の取扱いについては、下記「第1　個人情報の取扱いについて」をご覧ください。
＊特定個人情報の取扱いについては、下記「第2　特定個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

第１　個人情報の取扱いについて
（1）個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

当社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

（2） 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記⑸、⑹、⑺に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。
また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

①当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については損害査定業務を含みます。）を行うため。当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。
・損害保険およびこれらに付帯・関連するサービス

②当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため

③他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

④市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため

⑤その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

（3） 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

①当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
・法令に基づく場合
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
・当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記⑸グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記⑹情報交換制度等をご覧ください。）
・国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記⑺国土交通省への個人データ提供をご覧ください。）

②当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

（4） 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

・保険契約の募集・損害調査に関わる業務
・保険業務の事務処理、印刷・発送に関わる業務
・情報システムの保守・運用に関わる業務

(5) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社、当社のグループ会社および提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

①個人データの項目:[例:住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容]

②管理責任者:当社

※当社のグループ会社および提携先企業は下記(15)をご覧ください。

(6) 情報交換制度等

①損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)または損害保険料率算出機構のホームページ(http://www.giroj.or.jp)をご覧ください。

②代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(損害保険会社が共同利用する制度について)をご覧ください。

(7) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ(http://www.jibai.jp)をご覧ください。

(8) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

（9）センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 法令等に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（10）ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの営業課店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口および取扱営業課店にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

（11）個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記（14）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

（12）個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記（14）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

（13） 匿名加工情報の取扱い

①匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

②匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

（14） お問い合わせ窓口

当社は、個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

[当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。]

当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

楽天損害保険株式会社　お客様相談センター

所 在 地：〒136-0071 東京都江東区亀戸1-5-7 錦糸町プライムタワー
電　　話：☎**0120-115-476（フリーダイヤル）**
（受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く）
ホームページアドレス: https://www.rakuten-sonpo.co.jp

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

■ お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所 在 地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階
電　　話：**03-3255-1470**
（受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く）
ホームページアドレス: http://www.sonpo.or.jp

（15） 会社一覧

上記（5）に記載の弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

①グループ会社

株式会社みらいの保険

②提携先企業

個人データを当社が提供している提携先企業はございません。

第２　特定個人情報の取扱いについて

特定個人情報とは個人番号および特定個人情報のことをいいます。

（1）特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

（2）特定個人情報の取扱い、利用の範囲

当社では、取得した特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取扱います。当社における利用の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

（ア）法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合
① 保険取引に関する支払調書等の作成事務
② 報酬・料金等、不動産使用料、不動産等の譲受け対価の支払調書作成事務
③ 役職員（含む扶養家族）の所得の源泉徴収票作成事務、雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金、国民年金の各種届出等の事務

（イ）法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。
① 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

（3）特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

（4）安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

(5) お問い合わせ窓口

当社の特定個人情報の取扱いに関するご質問、苦情・相談等につきましては、下記までお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

楽天損害保険株式会社　お客様相談センター

所 在 地：〒136-0071 東京都江東区亀戸1-5-7 錦糸町プライムタワー
電　　話：**0120-115-476（フリーダイヤル）**
（受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く）
ホームページアドレス: https://www.rakuten-sonpo.co.jp

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

■ お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所 在 地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階
電　　話：**03-3255-1470**
（受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く）
ホームページアドレス: http://www.sonpo.or.jp

7 反社会的勢力への対応に関する基本方針

反社会的勢力への対応については「反社会的勢力への対応」に関する基本方針を次のとおり定めています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 方針の目的

行動指針および法令等遵守に係る基本方針に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断および不当要求等に対する拒絶を行い、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適正性かつ健全性を確保することを目的とする。

2. 基本方針

（1）組織としての対応
反社会的勢力への対応について、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役の下、組織として対応し、また、全役職員の安全を確保する。

（2）外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

（3）取引を含めた関係の遮断
反社会的勢力とは、業務上の取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（4）有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面からの法的対応を行う。

（5）裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力からの不当要求が当社の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供などの利益供与は絶対に行わない。

8 利益相反管理方針の概要

2009年7月に「利益相反管理方針」を策定し、公表しています。

[利 益 相 反 管 理 方 針]

楽天損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することによりお客様の利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

1. 利益相反取引

「利益相反取引」とは、（1）当社または当社のグループ会社（以下「当グループ」といいます。）とお客様の間、または（2）当グループのお客様相互間において、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客様を保護します。

・情報遮断措置の実施
・取引条件または方法の変更、取引の中止
・利益相反に係るお客様への開示

4. 利益相反管理体制

当社はコンプライアンス業務部担当役員を利益相反管理統括者とし、コンプライアンス業務部を利益相反管理部署とします。

本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。

また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

9　CSR（企業の社会的責任）と社会貢献活動

【1】企業献血の実施

当社は、「より信頼される企業として誠実に行動し、社会に貢献」するという経営理念のもと、役職員全員が主体性をもって社会貢献活動に取り組んでいます。昨年に引き続き2017年度も企業献血を行いました。5月と12月に日本赤十字社にお越しいただき、それぞれ47名、31名の役職員が献血に参加しました。今後も毎年企業献血を行い、継続した社会貢献に努めます。

【2】環境保全活動

環境保護活動の一環として、ペーパーレス化につながるWeb約款を導入し、紙資源やエネルギーの削減を推進しています。

【3】寄付活動

当社は、「損害保険事業を通じて、より信頼される企業として誠実に行動し社会に貢献します。」という経営理念のもと、さまざまな団体への支援や、大規模災害被害地域の被災者への支援を行っています。

2017年度は、2017年7月に発生した九州北部豪雨の被害を受けた福岡県と大分県へ寄付を行いました。

2017年6月には、「地域社会への貢献」や「社会的責任」に関わる日欧の市民やアーティストのグローバルな活動（文化・芸術プログラム）を支援している非営利民間団体「EU・ジャパンフェスト日本委員会」に対し、寄付を行いました。団体の基本方針である、「伝統文化を守ると同時に進化させる活動を支援する」「国境を越えた芸術文化のネットワークの構築と共同の取り組みを支援する」という考えに賛同し、日本の素晴らしい文化・芸術を保護し、後世に伝える一助を担いたいと考え寄付を行いました。

【4】日本損害保険協会の一員としての社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。主な取組みは以下のとおりです。

ア　交通安全対策

①交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

・自動車事故防止対策
　高齢者の交通事故防止施策研究支援、
　自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
・自動車事故被害者支援
　高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
・救急医療体制の整備
　高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
・自動車事故の医療に関する研究支援
・適正な医療費支払のための医療研修等

②交通安全啓発活動

（ア）交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

（イ）自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

（ウ）高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。また、映像コンテンツの公開や、反射材の着用促進など、事故防止の取組みを推進しています。

（エ）飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

イ　防災・自然災害対策

①地域の安全意識の啓発

（ア）小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

（イ）幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

②地域の防災力・消防力強化への取組み

（ア）軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

（イ）防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

（ウ）ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

ウ　犯罪防止対策

①盗難防止の日（10月7日）の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが自動車盗難防止啓発チラシおよびノベルティを配布し、自動車盗難防止対策の必要性を訴えています。

②自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

③不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。

④啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

エ　環境問題への取組み

①自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO_2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

②自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO_2の排出量の抑制を目的として、啓発動画※やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

③エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、ビデオクリップ(DVD)とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

④環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO_2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

オ　保険金不正請求防止に向けた取組み

①保険金不正請求ホットラインの運営

２０１３年１月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

②保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項　人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
第2項　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

③保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

10　地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2016年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

Ⅲ 当社の主要な業務の内容

当社は、損害保険業として、損害保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、損害保険の再保険事業、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

1 取扱い商品（主なもの）

【1】建物や家財に対する損害を補償する火災保険と地震保険

①ホームアシスト（家庭総合保険）

建物や家財等を対象に幅広い補償内容を備えた住宅向けの火災保険です。

[ホームアシストの特長]

1 火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災などの自然災害リスクから盗難や破損・汚損などの日常災害リスクまで、お住まいのリスクを幅広く補償します。
2 建物をご契約の場合は、建物罹災時の仮住まい、水道管凍結時の修理、盗難によるカギの交換なども補償します。
3 ご契約方法は、お客様のニーズに合わせて「ワイド」、「ベーシック」、「エコノミー」、「フリー」の4つのプランから補償内容をお選びいただけます。
4 ご自宅が失火元になった場合に備える類焼損害補償特約など、更なる充実補償もご希望により追加できます。

②リビングアシスト（リビングアシスト総合保険）

家財の補償から日常生活の補償まで幅広い補償内容を備えた賃貸住宅居住者専用の火災保険です。

[リビングアシストの特長]

1 火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災などの自然災害リスクから盗難や破損・汚損などの日常災害リスクまで、家財のリスクを幅広く補償します。
2 大家さんへの賠償責任や日常生活での賠償責任に対しても補償します。また、国内における賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。
3 保険料率は、全都道府県、全構造一律の保険料率で、お客様にわかりやすい火災保険です。
4 ご希望によりご契約を自動的に継続できますので、手続き漏れの心配がありません。

③地震保険

地震保険は、火災保険で補償されない地震・噴火・津波による損害（火災、損壊、埋没、流失）に対して保険金をお支払いする保険です。

専用住宅、店舗併用住宅などの居住用の建物およびその収容家財を対象に、ホームアシスト（家庭総合保険）やリビングアシスト（リビングアシスト総合保険）、後記のスーパージャンプ（満期戻火災保険）などにセットしてご契約いただけます。

【2】満期返れい金がある火災保険

スーパージャンプ（満期戻火災保険）

充実の補償はもちろん、満期返れい金のお楽しみがある一時払火災保険です。

[スーパージャンプの特長]

1 保険期間は5年間、保険料払込方法は一時払の満期返れい金がある火災保険です。
2 建物や家財などを対象に、火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災、水災などの自然災害リスクから盗難や破損・汚損などの日常災害リスクまで、幅広く補償します。
3 万が一、全焼してしまっても、損害保険金に加えて、全損時特別費用保険金をお支払いします。
4 1回の災害でお支払いする保険金が保険金額の全額に満たない限り、何度でも保険金をお支払いし、満期時には満期返れい金をお支払いします。
5 ご契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行うことにより、建物が古くなっても、物価変動があっても、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。

【3】安全なクルマ社会とドライバーのための自動車保険

①ASAP（アサップ）（個人用自動車保険）

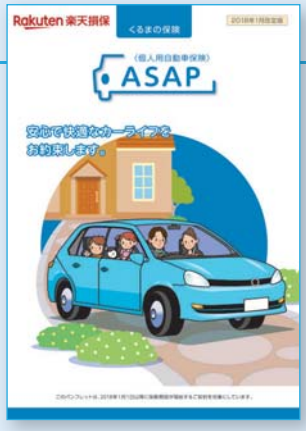

～補償で安心!サービスで安心!
楽天損保のASAPは皆様に安心をご提供します。～

ASAPは、個人のお客様専用の自動車保険です。

自動車を運転される際に必要な対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を基本補償とし、ご希望に応じて車両保険をセットすることもできます。

また、すべてのご契約で充実したロードアシスタンスをご利用いただけます。

[ASAPの特長]

1 保険期間6年以上のASAP6は、お客様にメリットがある自動車保険です。長期契約ですので、多くの契約で1年契約の継続よりも保険料がおトクです。また、事故があっても保険期間中の保険料は変わらないため安心です。さらに、6年の保険期間中において3等級ダウン事故が1件のみであれば、保険期間中のどこで事故があっても次契約において事故有係数は適用されません。（ご契約に適用されている事故有係数適用期間が3年以下の場合）。ASAP6の保険料お支払方法は、一括払、年払、月払、団体扱・集団扱（年払・月払）からお選びいただけます。
2 ASAPには専用割引としてゴールド免許割引があり、適用条件を満たしたお客様は、割安な保険料でご契約いただけます。
3 ASAPは、お車の使用目的（注1）によってリスクを細分化し、お客様に最適な保険料をご提供します。
4 車両保険に車両地震特約（注2）をセットすることで、通常の車両保険では補償されない地震・噴火・津波による車両損害を補償します。
5 ロードアシスタンス特約（注3）により、レッカーけん引費用等を20万円まで補償します。また、「故障時緊急修理サービス」をご利用いただけます。さらにASAP限定のサービスとして、「臨時代替交通費用サービス」、「臨時宿泊費用サービス」および「臨時ペット宿泊費用サービス」もご利用いただけます。

（注1）お車の使用目的には「日常・レジャー使用」、「通勤・通学使用」、「業務使用」の3区分があります。
（注2）「車両地震特約」の正式名称は『地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約』といいます。
（注3）「ロードアシスタンス特約」の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。

②PAP（総合自動車保険）

～お客様の様々なニーズに幅広く対応できる自動車保険～

PAPは、自動車を運転される際に必要な補償を組み合わせてご契約いただける自動車保険です。ご契約される方（個人・法人）やお車の種類（用途・車種）に関わらずご契約いただけます。

また、すべてのご契約で充実したロードアシスタンスをご利用いただけます。（注1）

[PAPの特長]
1. 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険および車両保険の4つの保険を組み合わせてご契約いただけます。
2. 車両保険に車両地震特約（注2）をセットすることで、通常の車両保険では補償されない地震・噴火・津波による車両損害を補償します。
3. ロードアシスタンス特約（注3）により、レッカーけん引費用等を20万円まで補償します。また、「故障時緊急修理サービス」をご利用いただけます。

（注1）一部のフリート契約ではロードアシスタンスを対象外とすることができます。
（注2）「車両地震特約」の正式名称は『地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約』といいます。
（注3）「ロードアシスタンス特約」の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。

③自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自賠法により原則としてすべての自動車が加入する強制保険です。
対人賠償事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

【4】暮らしに大きな安心とゆとりを補償する保険

①パーソナルアシスト（傷害総合保険）

日本国内・国外を問わず、事故によるケガを幅広く補償する傷害保険です。

[傷害総合保険の特長]
1　入院は、日帰り入院から1,000日まで補償、通院も1日目から補償します。
2　傷害事故で介護が必要になった場合は、介護保険金をお支払いします。
3　犯罪被害やひき逃げに遭って死亡した場合や重度の後遺障害が生じた場合は、被害事故補償保険金を上乗せしてお支払いします。
4　天災危険補償特約をセットすることで、地震、噴火、津波によるケガも補償します。
5　個人賠償責任危険補償特約をセットすることで、日本国内・国外を問わず、他人にケガをさせた場合や他人の物を壊した場合に負担する法律上の損害賠償責任も補償します。

【5】ビジネスの発展を支える保険

①企業総合保険

企業向けの火災保険です。火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災、水災、不測かつ突発的な事故による損害をはじめ、罹災によって営業が休止または阻害されたために生じた損失（逸失利益）まで、企業の抱えるさまざまなリスクにより生じた事故による損害に対して保険金をお支払いします。

また、企業のリスク実態に応じて補償内容を限定するなど、リスクを細分化して効率的に補償することを可能とし、企業の所有するすべての物件について包括して補償します。

②ビジネス総合保険（普通火災保険+ビジネス総合補償特約）

店舗、事務所などに使用される建物とこれらに収容される商品、製品、設備、什（じゅう）器などの動産を対象とする火災保険です。従来の商品では水災事故の際、損害の割合に応じて保険金のお支払い条件が異なっていましたが、この保険では損害額の100%を補償します。また、すべての偶然な事故によるガラス損害や、従来補償していなかった不測かつ突発的な事故による損害も補償します。なお、ご希望により水災危険を対象外とすることもできます。

また、空調設備やエレベーターなどの建物付属設備に生じた電気的事故、機械的事故による損害を補償するなど各種特約をセットしてご契約いただけます。なお、ご契約の前に建物のリスク診断をさせていただき、周囲の環境や管理状況が良好であれば、最大15%まで保険料の割引が可能です。

③地震危険拡張補償特約（企業向け地震保険）

事業所、店舗などの企業物件について、火災保険では補償されない地震・噴火・津波による損害（火災、損壊、埋没、流失）に対して保険金をお支払いします。

企業総合保険、店舗総合保険、普通火災保険など、企業財産を保険の対象とするご契約にセットしてご契約いただけます。

④店舗総合保険／普通火災保険

店舗や事務所などに使用される建物とこれらに収容される商品、製品、設備、什（じゅう）器などの動産を対象とする火災保険です。普通火災保険は、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災の事故による損害に対して保険金をお支払いします。店舗総合保険は、普通火災保険の補償内容に加えて、水災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備の事故による水濡れ、盗難などの損害に対しても保険金をお支払いする保険です。

⑤事業者総合賠償責任保険

事業活動に関する様々な賠償責任リスクを補償する保険です。仕事の遂行や所有、使用または管理する施設によって、もしくは、製造または販売した製品などによって、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

⑥建設工事保険

工事現場で発生する不測かつ突発的な事故によって工事対象物などに損害が生じた場合、その復旧費を補償する保険です。また、第三者に対する法律上の損害賠償責任に対して保険金をお支払いするプランもございます。

⑦テナント総合保険

ショッピングセンターや賃貸ビルなどに入居して営業しているテナントの抱えるリスクを総合的に補償する保険です。商品や什器・備品などの動産に生じた火災や盗難をはじめとした偶然な事故による損害、火災などの事故による休業損失、施設内での事故や販売した商品の欠陥により他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害、および火災などの事故により借用施設が損壊した場合に貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

⑧労働災害総合保険

政府労災に対する上乗せ保険です。従業員が業務上または通勤途上において被った労働災害について、事業主が法定外の補償をする場合や法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【6】貨物の安全な輸送を守る運送保険

運送保険

日本国内を自動車、鉄道、航空機などによって輸送される貨物が、輸送中の偶然な事故（火災または輸送用具の衝突、脱線など）によって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2 新商品の開発状況

【1】2017年4月以降の開発状況

実施・販売年月		保険種目	内容
2017年	4月	自動車保険	**個人用自動車保険（ASAP）、総合自動車保険（PAP）改定** 団体扱・集団扱における長期分割払の販売開始
		火災保険	**満期戻火災保険（スーパージャンプ）販売開始** 満期返れい金のある一時払火災保険「満期戻火災保険（スーパージャンプ）」の販売開始
			商品ラインナップの見直し 満期戻総合保険の販売中止
		傷害保険	**商品ラインナップの見直し** 海外旅行保険、施設入場者傷害保険、交通乗用具搭乗中傷害保険、スポーツ団体傷害保険、PTA団体傷害保険、学校契約団体傷害保険、シルバー人材センター団体傷害保険の販売中止
		新種保険	**商品ラインナップの見直し** 自治会活動保険、旅行業者賠償責任保険、会社役員賠償責任保険、個人情報漏えいシールド、居宅介護事業者賠償責任保険、シルバー人材センター賠償責任保険、取引信用保険、金融機関包括補償保険、クレジットカード盗難保険、興行中止保険（旅行変更費用保険）の販売中止
		海上運送保険	**商品ラインナップの見直し** 外航貨物海上保険、内航貨物海上保険、輸出FOB保険、工場加工一貫保険の販売中止
	10月	火災保険	**家庭総合保険（ホームアシスト）改定** 1.建物の建築年に応じた保険料体系の導入 2.併用住宅の引受開始 3.個人賠償責任補償特約の支払限度額を無制限に改定
2018年	1月	自動車保険	**個人用自動車保険（ASAP）、総合自動車保険（PAP）改定** 1.自動ブレーキ割引の新設 2.事故・故障時レンタカー費用補償特約、被害者救済費用補償特約の新設 3.自動車弁護士費用等補償特約、個人賠償責任補償特約、新車取得費用補償特約、他車運転危険補償特約の改定 4.新車割引の割引率を改定
	4月	自動車保険	**個人用自動車保険（ASAP）、総合自動車保険（PAP）改定** 保険料クレジットカード払特約（登録方式）の取扱い開始
			商品ラインナップの見直し 自動車保険（BAP）の販売中止
		火災保険	**家庭総合保険（ホームアシスト）改定** 保険料クレジットカード払特約（登録方式）の取扱い開始
			商品ラインナップの見直し 企業費用・利益総合保険、利益保険、営業継続費用保険の販売中止
		傷害保険	**商品ラインナップの見直し** 国内航空傷害保険、レクリエーション保険、自転車総合保険、学校旅行総合保険、傷害総合保険（天使のお守り）の販売中止
		新種保険	**商品ラインナップの見直し** 企業向け賠償責任保険を「事業者総合賠償責任保険」にリニューアルして販売開始

【2】2015年4月～2017年3月の開発状況

実施・販売年月		保険種目	内　　容
2015年	4月	新種保険	**商品ラインナップの見直し** 航空保険の販売中止
	10月	火災保険	**リビングアシスト総合保険販売開始** 賃貸住宅居住者向け専用の火災保険「リビングアシスト総合保険(リビングアシスト)」の販売開始
			各種火災保険改定 1. 保険料率の改定 2. 普通保険約款の改定 3. 保険契約の継続に関する特約の新設(家庭総合保険) 4. 保険期間を最長10年までとする改定 **商品ラインナップの見直し** 住宅総合保険(セーフティ家財総合保険)の販売中止
2016年	1月	新種保険	**商品ラインナップの見直し** 動産総合保険(家財の味方)の販売中止
	4月	傷害保険	**商品ラインナップの見直し** 積立普通傷害保険、積立家族傷害保険の販売中止
		自動車保険	**個人用自動車保険(ASAP)、総合自動車保険(PAP)改定** 1. 保険料率の改定 2. 長期分割払の新設 3. ゴールド免許割引率を最大15%に改定
	10月	火災保険	**地震保険改定** 家庭総合保険(ホームアシスト)にセットする地震保険における長期年払の販売開始
2017年	1月	火災保険	**地震保険改定** 1. 保険料率の改定 2. 損害区分の細分化

3 一般的な損害保険の仕組み

【1】保険制度

私たちの身の回りには、偶発的な事故や災害によって個人生活や企業活動が阻害され、安定した社会生活が脅されるという危険が常に潜んでいます。さらに、私たちの経済社会が発展すればするほど、その環境変化に応じて新しい多種多様な危険が発生します。

これらの危険や事故による損害から私たちの生活を守るために考えられたのが損害保険制度です。すなわち、同じような危険を感じている人々が多数集まって、あらかじめ所定の金額（保険料）を拠出し、実際に事故が発生し被害を受けた人に対して一定の給付（保険金）を行うことを約束するもので、大数の法則に基づく統計的確率をもとにした経済的救済制度です。

保険会社はこの制度の健全な運営と発展を業とすることによって、個人生活や企業活動の安定に寄与することを目的としています。

【2】保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故によって生ずる損害の補償や人の傷害疾病に基づく一定の給付をすることを約束し、保険契約者がその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。（保険法第2条）

したがって、損害保険契約は双務・有償契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成交付します。これには保険の対象、補償危険、保険金額、保険期間などが記載されています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

【3】再保険

①再保険の仕組みについて

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部または全部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約です。

保険会社は保険契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに充分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることになり、特に航空機・大型船舶・石油化学コンビナートなどの巨額な物件や台風・地震などの自然災害による大きな危険も予測しなければなりません。

このために、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に移転し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

②再保険についての当社の方針

（ア） 再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収できることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しています。

（イ） 再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っていません。

4 約款

【1】約款の位置づけ

保険契約は、すべて約款および特約に基づいて契約され、保険契約申込書に表示された保険種類の約款および特約を承認し、申し込んだ保険契約者は、その内容に拘束されます。

【2】約款に関する情報提供（「ご契約のしおり」、「パンフレット」等の役割）

保険契約の内容についてお客様が十分理解したうえでご契約できるように、主に一般消費者の方がご契約されることが多い商品（満期戻火災、火災、自動車、傷害、地震、自賠責などの各種保険）について、「ご契約のしおり」をご用意しています。

また、各種保険商品については、その保険の内容の主な部分について説明した「パンフレット」のほかに、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」をご用意し、商品の仕組み、補償内容（支払事由、免責事由）、保険料の払込方法および満期返れい金・契約者配当金等の契約概要ならびに告知義務、通知義務、失効、解除、解約および保険会社破綻時の取扱いなどのご注意いただきたい事項についてご理解いただけるよう努めています。

なお、これらの内容のうち主なものは次のとおりです。

① 免責事由

保険金支払いの対象とならない事由です。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しで定められています。

② 告知義務（契約時に、保険契約者または被保険者が、危険に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたもの（告知事項） について事実を正確に告げる義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、危険に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたものに対し、事実を告げなければならないという保険法上の義務をいいます。各保険約款では、保険契約申込書の記載事項として保険会社が告知を求めたものについて、事実を正確に告げなければならない旨を定めています。

③ 通知義務 （保険契約者または被保険者が、契約後に告知事項の内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）

保険契約締結後、告知事項の内容について変更が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を保険会社に通知しなければならない義務をいいます。例えば、火災保険の約款では、建物の構造もしくは用途の変更または家財等の移転などの事実が発生した場合に通知が必要である旨を定めています。

④ 積立型保険における価格変動リスク

積立型保険において、満期返れい金の額が確定している場合、価格変動リスクは生じません。なお、契約者配当金については、剰余が生じた場合に支払われるものであり、その金額もあらかじめ確定しているものではありません。

⑤ 損害保険契約者保護機構

保険会社の経営が破たんした場合に、破たん保険会社の保険契約者を保護するため、保険業法に基づいて設立された組織です。日本国内において損害保険業を営む免許を受けた全保険会社が加入しています。

保険契約者が個人・小規模法人(注1)・マンション管理組合(注2)である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象になります。保険金・解約返れい金・満期返れい金などの補償割合は保険種類によって異なります。（次ページの表を参照）

●補償割合は保険契約毎に異なります。

		保険金支払い	解約返れい金・満期返れい金など
損害保険（下記以外）	**自賠責保険、家計地震保険** ★	**補償割合 100%**	
	自動車保険 ★	**破綻後3ヶ月間は保険金を全額支払（補償割合100%）** 3ヶ月経過後は補償割合80%	**補償割合 80%**
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険　など		
疾病・傷害に関する保険	**短期傷害(注3) 特定海旅(注4)** ★		
	年金払型積立傷害保険(注5) ★ **財産形成貯蓄傷害保険** **確定拠出年金傷害保険**	**補償割合 90%(注6)**	**補償割合 90%(注6)**
	その他の疾病・傷害保険 ★ 上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護（費用）保険　など		**補償割合 90%(注6)** 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。

(注1)「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員または常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含みます。）をいいます。
①日本法人
②その日本における営業所または事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

(注2)「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

(注3・4・5)「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。**「特定海旅」**とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。**「年金払型積立傷害保険」**とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られるなど、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

(注6)「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（2006年4月時点では3%）を常に超えていた保険契約をいいます。（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります。）

【追加引下げ後の補償割合の例】
〔計算式〕90%－（予定利率－基準利率）×5年分×1/2で求められた値となります。
〔計算例〕予定利率5%、基準利率3%の場合…90%－（5%－3%）×5年分×1/2＝補償割合85%（弁済率が下限です。）

※1 ★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。
※2 保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うことになります。
※3 「火災保険」および「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人など」といいます。）以外の者であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
※4 破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
※5 いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引き受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ（http://www.sonpohogo.or.jp/）をご覧ください。

5 保険料

【1】保険料の収受・返還

保険料は、原則として保険契約締結と同時にその全額を領収しますが、保険商品によっては分割払などをご利用いただくことができます。

保険期間の途中で契約が失効したり解除された場合には、規定にしたがって保険料の一部を返還しますが、すでに保険金をお支払いする事故が発生しているときなど、返還できない場合もあります。

積立型保険では、保険契約の満期時に満期返れい金および契約者配当金（運用利回りが予定利率を超えた場合のみ）をお支払いします。

【2】保険料率

お支払いいただく保険料の算出に用いる保険料率は、当社が金融庁から認可取得したものまたは金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合をいい、純保険料率（将来の保険金の支払に充当する部分）と付加保険料率（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充当する部分）で構成されています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については純保険料率および付加保険料率を基準料率として、損害保険料率算出機構がそれぞれ会員保険会社に提供しています。

6 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス

【1】保険金のお支払いについて

万一事故が起きた場合に、的確な事故処理のアドバイスを行い、ご契約者に保険金をスピーディーにお支払いすることが当社の使命であると考え、全国に10ヶ所の拠点を設置し、きめ細かな事故処理サービスに努めています。

保険金のお支払いの仕組み

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、概ね次のようになっています。

①ご契約内容の確認

ご契約者、代理店から事故のご連絡を受けますと、保険契約が保険金支払いの対象となる有効なものであるかどうかを確認します。

②支払い責任の調査

サービスセンターは、必要に応じ事故現場や罹災現場、警察署などへ赴き、また、事故当事者から詳細な事故状況の聴取を行うなどして正確な事故原因の把握に努め、保険金支払いの対象となる事故かどうか、ご契約者側の賠償責任の有無や責任割合についての調査を行います。

③損害額、保険金の算出

被害物件、事故車両の立会調査、修理見積書、診断書、診療報酬明細書などの書類により適正な損害額を算出し、関係当事者（ご契約者、被害者、修理業者、病院など）と打ち合わせを行い保険金の支払い額を決定します。

④保険金のお支払い

あらかじめご提出いただいた保険金請求書類に不備がないかどうかを確認し、上記③で決定した保険金をすみやかにお支払いします。原則的には安全で迅速な銀行口座振り込みにてお支払いしています。なお、お支払い上で疑義が生じた場合は、当社内に設置しております「保険金等支払管理委員会」において社外弁護士・社外医師を交え審査し、適切な保険金のお支払いを行う体制を整えています。

事故発生からお支払いまで

事故のご連絡 → ①ご契約内容の確認 → ②支払い責任の調査 → ③損害額、保険金の算出 → ④保険金のお支払い

【2】事故にかかわるご相談について

時を選ばず発生する事故に対応するため、「楽天損保あんしんダイヤル」では、フリーダイヤルで、24時間365日全国各地のお客様からの事故に関するご連絡・ご相談をお受けしています。

また、サービスセンターの専門スタッフが皆様の不安を解消し信頼にお応えできるよう、誠意ある対応を行い、丁寧で迅速な事故解決に努めています。人身事故等で相手の方との交渉が難航し法律上の知識が必要な場合は、顧問弁護士に相談し解決を図ります。なお、サービスセンターは次ページをご参照ください。

事故のご連絡は
「楽天損保あんしんダイヤル」へ **0120-120-555**

【3】サービスセンター一覧（2018年7月2日現在）

楽天損保ならいつでも、どこでも安心。
万全のサービスを提供します。

札幌サービスオフィス
〒060−0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1−1 日本生命札幌ビル
TEL.011（231）7631

東日本サービスセンター
〒980−0014 宮城県仙台市青葉区本町2−3−10 仙台本町ビル
TEL.022（261）9430

本店サービスセンター
〒102−0074 東京都千代田区九段南2−3−14 靖国九段南ビル
TEL.03（6628）7900

火災・新種損害サービスセンター
〒102−0074 東京都千代田区九段南2−3−14 靖国九段南ビル
TEL.03（6628）7910

保険金お支払センター
〒102−0074 東京都千代田区九段南2−3−14 靖国九段南ビル
TEL.03（6628）7920

中部サービスセンター
〒460−0003 愛知県名古屋市中区錦2−19−6 名古屋野村證券第二ビル
TEL.052（231）4525

近畿・中四国サービスセンター
〒530−0004 大阪府大阪市北区堂島浜1−2−1 新ダイビル
TEL.06（7639）1310

高松サービスオフィス
〒760−0023 香川県高松市寿町2−2−7 いちご高松ビル
TEL.087（821）6860

広島サービスオフィス
〒730−0031 広島県広島市中区紙屋町2−1−22 広島興銀ビル
TEL.082（247）2451

西日本サービスセンター
〒810−0001 福岡県福岡市中央区天神2−14−8 福岡天神センタービル
TEL.092（712）3356

【4】各種サービス

①24時間・365日事故の受付と事故相談サービス

「楽天損保あんしんダイヤル」で、事故の受付とご相談をお受けしています。土日・祝日・夜間を問わず、事故受付後すみやかにレンタカー手配、病院や修理工場への連絡等、初期対応を実施しています。また、事故現場から事故報告があった場合、お客様に代わって相手方へ電話し、今後の事故対応について説明します。

楽天損保あんしんダイヤル
0120-120-555
受付時間：24時間365日
○携帯電話・PHSからもご利用できます。

当社ホームページ(https://www.rakuten-sonpo.co.jp/)からでも自動車事故の事故受付をしています。(24時間365日受付)

②お客様相談サービス

本社内に「お客様相談センター」を設置し、保険商品のご案内やご契約・事故の手続きなどお客様からのお問い合わせやご相談に当社スタッフが直接お応えしています。

また、ご相談、ご要望をいただいた際は、本支店の関連部門と連携を密にし、現地の当社担当者に必要な指示をして、お客様のご要望にお応えできる体制をとっています。

お客様相談センター
0120-115-603
受付時間：平日　午前9時～午後5時
○年末年始は除きます。　○携帯電話・PHSからもご利用できます。

当社ホームページ(https://www.rakuten-sonpo.co.jp/)からでもお客様からのお問い合わせやご相談を受け付けています。(24時間・365日受付)
当社ホームページ「お問い合わせ窓口」内にある「その他のお問い合わせ」にご連絡フォームがございます。

■ 2017年度お客様相談センターの受付状況

自動車保険	火災保険	積立型保険	その他	合計
18,234件 (1,159)	17,541件 (551)	1,757件 (51)	11,036件 (88)	48,568件 (1,849)

※　(　) 内は受付件数のうち、苦情件数

なお、「お客様相談センター」で受付けた苦情の1,849件の内訳は以下のとおりです。

(単位:件)

項目＼年度	2017年 4～6月 第1四半期	2017年 7～9月 第2四半期	2017年 10～12月 第3四半期	2018年 1～3月 第4四半期	2017年度 合計	2016年度
契約・募集	70	70	94	80	314	262
契約の管理	324	338	314	274	1,250	791
保険金支払	70	62	71	73	276	215
個人情報	0	1	1	3	5	6
その他	1	2	1	0	4	9
合計	465	473	481	430	1,849	1,283

③ご契約者サービス

ご契約の種類によりお車に関する情報提供やお車のトラブルに対応するサービス、生活トラブル緊急対応サービスなど、ご契約いただいているお客様へ以下のサービスをご用意しています。

※1 ご契約者サービスは、2017年7月1日現在販売している保険商品に対し、当社がご提供させていただいているものを記載しています。今後、ご契約の保険期間中であっても、当社の都合によりご契約者サービスの追加・変更・廃止をさせていただく場合もございます。あらかじめご了承ください。
※2 各サービスは、当社提携業者が実施しています。
※3 取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用します。

A.カーライフサービス

すべての自動車保険のご契約が対象となります。
●緊急時の24時間営業ガソリンスタンド、宿泊設備のご案内
●緊急時のタクシー・レンタカー・整備工場のご案内
●代替交通手段のご案内

※ご利用料金は、ご利用者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

0120-120-555（受付時間:24時間・365日　携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）

B.ロードアシスタンス

ロードアシスタンスの適用条件は以下のとおりです。

ただし、以下の内容は2014年12月1日以降保険始期のご契約が対象となりますので、2014年11月30日以前保険始期のご契約に対するロードアシスタンスの適用条件等については、当社ホームページ(https://www.rakuten-sonpo.co.jp/)をご確認ください。

■ ロードアシスタンスの適用条件および内容（2014年12月1日以降保険始期のご契約）

保険種類	ノンフリート・フリート区分	条件	搬送・引取費用	故障時緊急修理サービス
ASAP	ノンフリート	ロードアシスタンス特約（自動セット）	1事案につき20万円まで補償	○（対象）
PAP	ノンフリート	ロードアシスタンス特約（自動セット）	1事案につき20万円まで補償	○（対象）
	フリート	ロードアシスタンス特約セットあり	1事案につき20万円まで補償	○（対象）
		ロードアシスタンス特約セットなし(注1)	×（対象外）	×（対象外）

（注1）一部のフリート契約については、セットせずに契約することも可能です。

（用語説明）
・ASAPとは、個人用自動車保険をいいます。
・PAPとは、総合自動車保険をいいます。

●ロードアシスタンス特約

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となった場合に、事故・故障現場から修理工場への搬送（レッカーけん引）費用、落輪時のクレーン作業費用、修理完了後のお車の引取費用を1事案につき20万円を限度に補償します。

なお、ロードアシスタンス特約の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。

●故障時緊急修理サービス

ご契約のお車が故障やトラブルの場合、修理業者を手配し、現場にて30分程度の応急修理軽作業を無料で行います。

<対象となる無料サービス>

①キーの閉じ込み時・紛失時の鍵開け
（現場で鍵開けできる場合に限ります。また二輪自動車・原動機付自転車はサービスの対象外となります。）

②バッテリーあがり時のジャンピング
（ケーブルをつないでスタートさせることをいいます）

③パンク時のスペアタイヤ交換
（チェーン脱着は対象外となります。また、二輪自動車・原動付自転車はサービスの対象外となります。）

④各種オイル漏れ時の補充

⑤冷却水補給

⑥その他現場で対応できる軽作業

⑦ロープ使用程度による落輪引上げ作業
（1m以内）

⑧燃料切れとなった場合に、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料で現場にお届け(注2)
（自宅駐車場および同等と判断できる場所での燃料切れはサービスの対象外となります。）

（注2）電気自動車の電池切れの場合は、レッカーサービスを適用します。

（ご注意）
・②と⑧については、1保険年度につき1回に限ります。
・ロードアシスタンスの詳細は、「ご契約のしおり」の「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」および当社ホームページ（https://www.rakuten-sonpo.co.jp/）に掲載の「ロードアシスタンス規定」をご確認ください。

0120-120-555（受付時間:24時間・365日　携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）
ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天損保あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。
事前にご連絡がない場合、費用の全部または一部がお客様の自己負担となることがありますのでご注意ください。

●各種サービス

ASAPをご契約（2014年12月1日以降保険始期のご契約に限ります。）されているお客様に、以下のサービスをご用意しています。

①臨時代替交通費用サービス
ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能(注3)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合、帰宅のため、または目的地までの代替交通費用を1事案1名につき2万円を限度にお支払します。
・ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラス等の通常の交通費を超過した金額は交通費に含みません。
・タクシー、レンタカーを利用する場合は、1台につき2万円を限度とします。なお、同方向の経路の場合は相乗りとなります。
・費用はお客様にお立て替えいただき、後日精算いたします。

②臨時宿泊費用サービス
ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能(注3)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で帰宅手段がないときは、その日の宿泊費用を1事案1名につき1万円を限度にお支払します。
・旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となりません。
・費用はお客様にお立て替えいただき、後日精算いたします。

③臨時ペット宿泊費用サービス
ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能(注3)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で、ご契約のお車に搭乗中の方が臨時宿泊費用サービスをご利用になるときに、ご契約のお車に搭乗中のペットのペットホテル宿泊費用を1事案につき1万円を限度にお支払します。
・ペットの範囲は、ご利用者の家庭において、愛玩動物または伴侶動物として飼育している犬または猫とします。
・旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となりません。
・費用はお客様にお立て替えいただき、後日精算いたします。

（注3）自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

0120-120-555（受付時間:24時間・365日　携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）
ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天損保あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。
事前にご連絡がない場合、費用の全部または一部がお客様の自己負担となることがありますのでご注意ください。

C.緊急サポートサービス

リビングアシスト（リビングアシスト総合保険）のご契約が対象です。

フリーコール 0800-080-3064（受付時間:24時間・365日　携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）

水廻り・カギ・ガラス・エアコン・給湯器のトラブルにかかわる応急処置に対応いたします。30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。（保険期間中3回までとなります。）なお、部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※一部対象外の契約もあります。

D.ハウスアシスタンスサービス

ホームアシスト（家庭総合保険）およびスーパージャンプ（満期戻火災保険）のご契約が対象です。

0120-120-555（受付時間:24時間・365日　携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）

○以下のご契約のお客様

保険種目	保険期間
ホームアシスト（家庭総合保険）	2017年10月1日以降保険始期のご契約のお客様
スーパージャンプ（満期戻火災保険）	2017年4月1日以降保険始期のご契約のお客様

水廻り・カギ・ガラス・エアコン・給湯器のトラブルにかかわる応急処置に対応いたします。
30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。
※部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となります。

○以下のご契約のお客様

保険種目	保険期間
ホームアシスト（家庭総合保険）	2017年9月30日以前保険始期のご契約のお客様
スーパージャンプ（満期戻総合保険） ニュージャンプ（満期戻総合保険）	2017年3月31日以前保険始期のご契約のお客様
住宅火災保険 住宅総合保険 セーフティ家財総合保険 家財の味方	すべてのお客様

【水廻り・カギ・ガラスの生活トラブル緊急対応サービス】
ご連絡いただければ早急にお客様のもとへお伺いし、修理、部品交換、カギ開錠などに対応いたします。
（例）蛇口水漏れ、トイレのタンク故障、排水・下水のつまり、ガラスの販売・取付、ドア・シャッター・倉庫・トイレ・ロッカー・物置などのカギ紛失時の開錠　など
※対象となるのは保険期間内に保険の対象の所在地で発生したトラブルです。
※費用（出張代、作業代、部品代、ガラス代、キャンセル費用等）はお客様のご負担となります。

④適性診断サービス（個人向け）

お客様の自動車運転適性を診断するペーパーテストなど、安全運転のためのサポートサービスをご利用いただけます。

⑤適性診断サービス（法人向け）

企業等の安全運転管理に関するサポートとして、屋内型運転適性検査機器（ドライブシミュレーター）やペーパーテストにより役職員の方々の自動車運転適性を診断するサービス、車載用映像記録装置（ドライブレコーダー）により車両運行データを分析するサービスなどをご利用いただけます。

⑥お客様に付保内容一覧の配付

毎年1回、個人のお客様（運送保険、自賠責保険、旅行保険、サイクルアシスト（傷害総合保険）、契約方式が「団体契約」の傷害保険・新種保険および保険期間が一年未満のご契約を除く）に、ご契約状況をご確認いただくための「ご契約のお知らせ」をご提供しています。

★中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関をご紹介します。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）**0570−022808**

※IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。
（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

名称	直通電話	名称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）のお支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。

同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（http://www.jibai-adr.or.jp/）をご参照ください。

公益財団法人　交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヶ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（http://www.jcstad.or.jp/）をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。

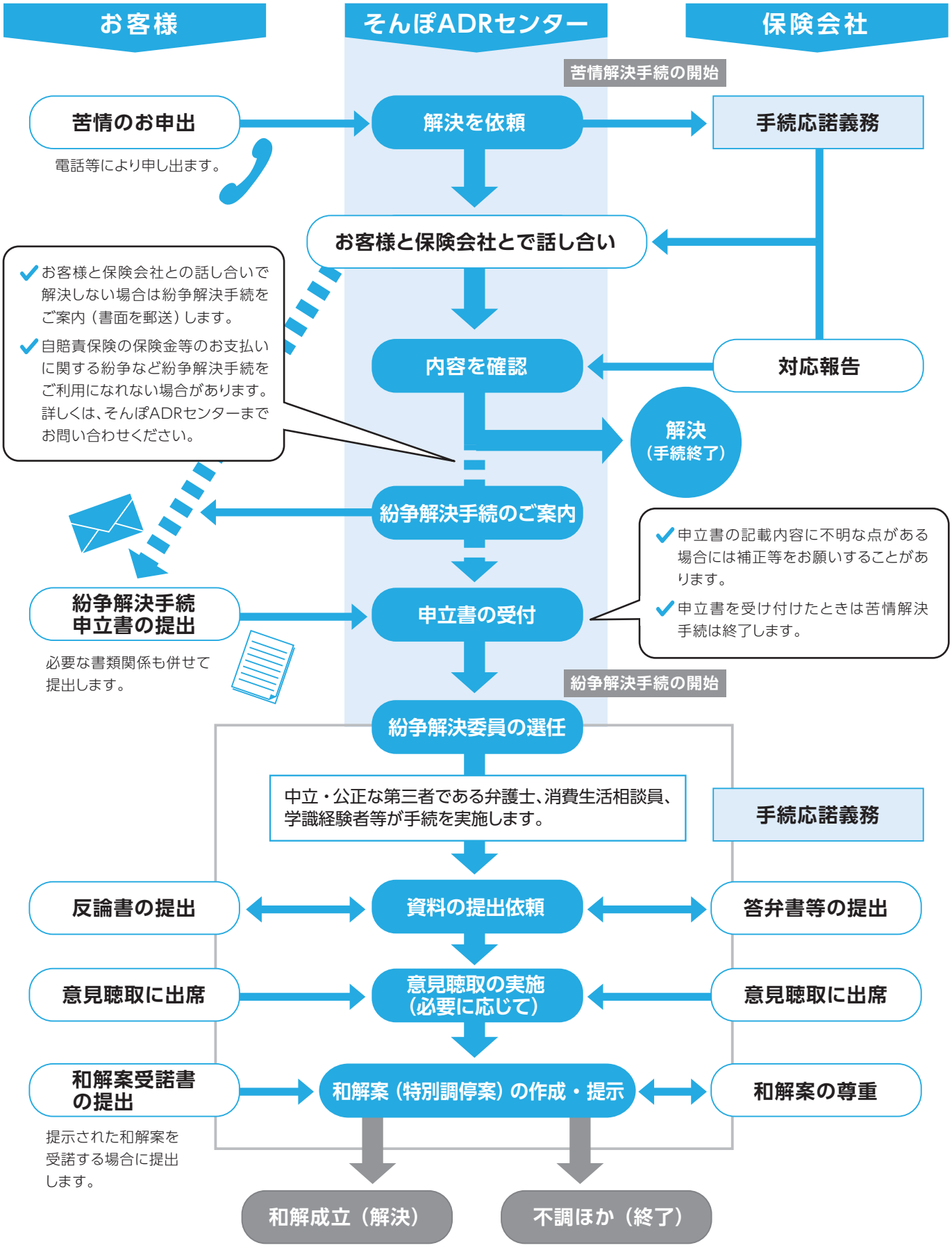

7 保険募集について

【1】契約締結のしくみ

①加入の申込み

損害保険の募集を行うことができる者は、保険業法により次の者と定められています。

・損害保険会社の役員および使用人
・財務局等への登録を受けた損害保険代理店およびその役員、使用人
・財務局等への登録を受けた保険仲立人およびその役員、使用人

当社の損害保険の大部分は、当社と損害保険代理店委託契約を結び、財務局等への登録を受けた損害保険代理店によって取扱われています。

損害保険代理店は契約募集にあたって、あらかじめ「代理店の商号、名称または氏名」を名乗り、楽天損保の代理店であることを明らかにした上で保険会社を代理してお客様との間で損害保険契約の加入申込みを受け、契約を締結します。したがいまして、当社代理店とご締結いただいて有効に成立した契約につきましては、当社と直接ご契約されたものとなります。

②ご契約手続きについて

当社社員または代理店は、お客様への保険商品の勧誘にあたって、金融商品販売法に基づく「勧誘方針」により、各種法令等を遵守し適正な保険販売を心がけるとともに、募集人の権限等を明確にした上で、保険商品の内容をお客様に正しくご理解いただけるようにお客様のご意向を把握し、パンフレット等を活用してご提案する商品の説明を行います。

ご加入はお客様のご判断でお決めいただき、その際に「契約概要」と「注意喚起情報」の書面をお渡しして重要事項をご説明します。この書面は、お客様に知っていただくべき特に重要な事項が記載されているものですので、必ずお読みいただくよう口頭で説明します。

その後、ご契約の締結前には確認用のチェックシートなどを利用して、告知に関する事項およびお申込み内容がこれまでに把握したご意向に沿っているかをご確認していただきます。なお、医療系の商品の場合は被保険者と面談して告知の重要性を説明し、ご本人から告知をいただきます。

お客様に重要事項説明書（兼クーリングオフ説明書）の受領および個人情報の取扱いに同意を得て申込書にご契約申込みのご署名（法人の場合には記名、押印）をいただき、お客様の保険料のお支払いと引換えに、原則として当社所定の保険料領収証を発行します。後日、保険証券が届きましたら、ご契約内容をお確かめいただきます。

万一、記載内容が事実と相違している場合や1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は、当社お客様相談センターまたは取扱代理店へご連絡ください。

ご契約手続きの主な流れ

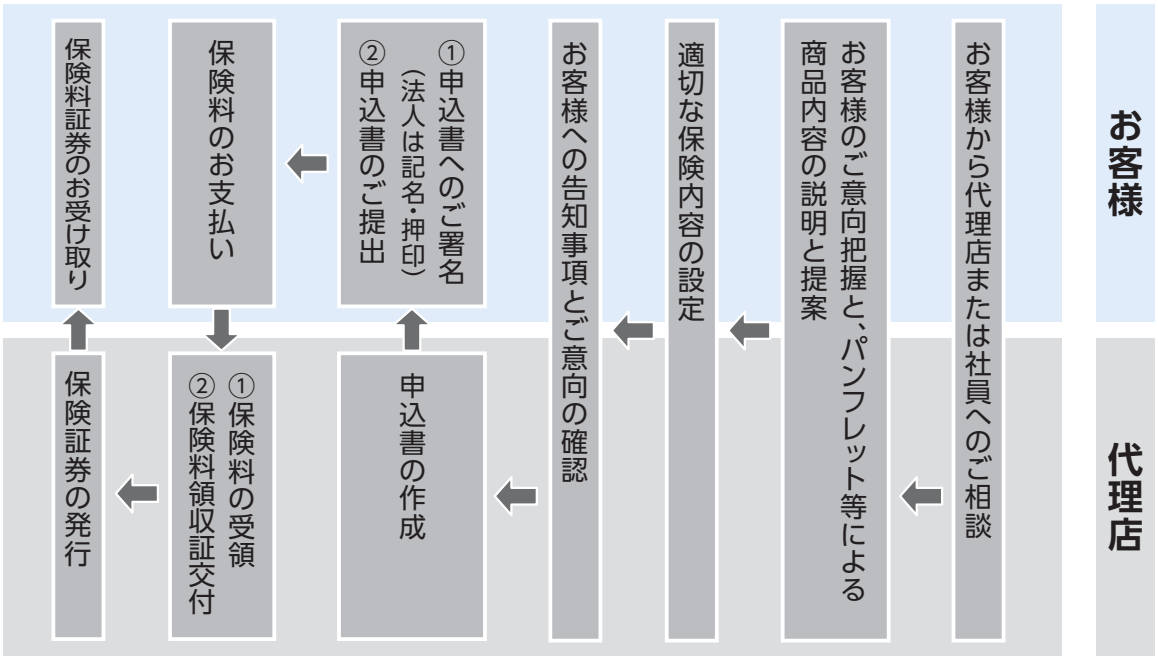

③クーリングオフ制度

「クーリングオフ制度」とは、契約者保護の観点から保険契約を締結した後であっても、一定の期間内であれば、**契約者より当社宛に書面で通知することにより、**契約申込みの撤回または契約解除を行うことができる制度です。

保険の場合、「クーリングオフ制度」が適用されるのは、ご契約をお申し込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明書を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内で、ご契約者が個人、かつ、保険期間が1年を超える長期保険契約など、一定の条件を備えた保険契約が対象となります。（営業または事業のための保険契約、法人が締結した保険契約、自賠責保険などにはこの制度は適用されません。）

【2】契約内容の確認に関する取組みの概要

保険業法においては、お客様ニーズの把握から保険契約の締結に至る募集行為における、きめ細やかな対応の実現に向けた積極的なお客様への対応として、「意向把握義務」および「情報提供義務」が定められています。

そのため、保険契約を締結する前に、お客様の抱えるリスクや、それを踏まえた保険のニーズを的確に把握した上で、ニーズに沿った適切な保険商品を選定・提案し、これらの意向確認として、「保険契約申込書内のご確認欄」または「ご契約確認シート」を使用して、お客様が申込みを行おうとする保険商品がご意向に合致しているか確認を行っています。

また、適正な契約募集のための代理店教育教材として、火災・自動車・傷害保険については「個社教育A単位テキスト」を作成し、eラーニングによる代理店の教育研修を実施しています。

【3】代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約書」に基づき、保険会社に代わって、契約者と保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的業務としています。

最も重要な仕事は、多様化するご契約者のニーズに的確に対応して充実した保険サービスを提供し、あらゆる危険からご契約者を守ることにあります。

当社では的確なお客様対応ができる代理店体制づくり、教育に力を入れており、代理店の質の向上、代理店網の拡充を積極的に推進しています。代理店の主な業務は次のとおりです。

- ◆保険相談（コンサルタントの役割）
- ◆保険契約の勧誘（商品設計）、重要事項の説明、お客様のご意向確認、告知の受領、契約の締結
- ◆保険料の算出、申込書の受付、保険会社への契約報告
- ◆保険料の領収、領収証の発行・交付
- ◆保険料の保管、保険会社への精算
- ◆保険契約の維持、管理（保険契約内容の異動および解約の手続きを含む）
- ◆契約者からの事故通知の受付、保険会社への報告（保険金請求のための書類の取付）
- ◆その他の保険募集に必要な事項で保険会社が特に指示した業務

また、代理店の体制について、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定、適切な教育・管理・指導、自己点検等の監査、改善に向けた態勢整備を構築するよう指導し、保険募集業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

【4】代理店登録と代理店制度（区分、資格）

①代理店の登録・届出

損害保険の募集を行うためには、財務局等に「損害保険代理店」として登録を受けるか、登録を受けた代理店において「保険募集に従事する役員 ・ 使用人」として届出することが義務づけられています。（保険業法 第276条、第302条）

※登録を受けた損害保険代理店またはその役員もしくは使用人を「損害保険募集人」といいます。

②代理店の運営要件等

保険業法、関係法令などによる損害保険会社の代理店に対する教育義務に基づき、代理店の質の向上を図り、お客様の利益を保護するため、当社が代理店への運営要件等を設け、指導・管理を行っています。

③募集に要する資格

お客様のご契約をお引受するには、以下の必須資格を取得（更新）する必要があります。また、適切な保険募集に資するため、その他の上位資格が設けられ、募集能力の向上を図っています。

ア 必須資格

損害保険募集人は所定の資格を取得する必要があります。募集に要する資格は次のように分かれていますが、資格を取得するには試験に合格することが必要です。

a 損害保険募集人一般基礎単位
b 損害保険募集人一般商品単位

イ その他上位資格

a 商品1級資格
b 損害保険大学課程　専門コース
c 損害保険大学課程　コンサルティングコース

※損害保険大学課程は、損害保険募集人一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、2012年7月より導入されました。

【5】代理店教育

当社は、代理店が保険商品に関する知識を確実に身につけ、お客様のニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、様々な教育を実施しています。

①資格取得のための講習
②業務能力、商品知識の向上を目的とした研修会（eラーニング研修も実施）
③当社所定の研修等の教育

【6】代理店数

2018年3月末現在の当社代理店数は専属代理店556店、自社代理申請代理店329店、他社代理申請代理店1,180店、合計2,065店で、今後も健全かつ適切な代理店育成を促進します。

代理店数の推移

年　度	年度末代理店数	専属代理店	自社代理申請代理店	他社代理申請代理店
2017年度	2,065	556	329	1,180
2016年度	2,611	983	400	1,228
2015年度	3,047	1,358	395	1,294
2014年度	3,168	1,481	413	1,274
2013年度	3,240	1,624	417	1,199

※専属代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社1社と代理店委託契約を締結している代理店
自社代理申請代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社以外の他社とも代理店委託契約を締結している代理店
他社代理申請代理店：他社が代理店登録申請手続きを行い、当社とも代理店委託契約を締結している代理店

【7】外務社員

当社では、損害保険の契約募集に従事することを職能とする外務社員の制度は無く、これによる契約募集は行っていません。

【8】代理店研修生制度

将来の当社専属プロ代理店を養成するため、一定期間研修社員として採用し、代理店を経営するために必要な商品知識、販売技術、経営管理手法などを習得する制度です。

【9】代理店共済制度

代理店の皆様に日々安心して業務に専念していただけるように、代理店企業共済組合を運営しています。これは月々の掛金に応じて退職金や慶弔金の支給を受けられる任意加入の制度です。

Ⅳ 損害保険用語の解説（50音順）

ア行

意向確認
保険契約者のニーズに合致した保険商品販売の体制強化のための取り組みです。保険契約募集時には各種の募集文書を用いて多岐にわたる商品説明や重要事項説明等を行い、保険契約者が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項を、再度ご確認いただくための取り組みのことです。

意向確認書面
購入しようとする保険商品が保険契約者のニーズに合致しているかを確認する書面のことです。

異常危険準備金
大きな災害など巨額な支払いに備えて、毎決算期に地震・自賠責を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるものです。

カ行

価格変動準備金
保険業法第115条で規定されている準備金で、株式などの資産の価格変動による損失に備えるため、その残高の一定割合を決算期末に積み立てます。

過失相殺
損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故
突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などがあげられます。

クーリングオフ
「契約の取り消し請求権」のことです。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に保険会社へ郵送にて通知すれば、保険契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。ただし、営業または事業のための契約等、対象外となる場合もあります。

契約者貸付
積立保険にご加入の場合に、保険契約を解約せずに保険契約者の皆様に一定の限度額内で一時的に資金を融資する制度です。

契約者配当金
積立保険の積立保険料を満期時まで運用し、その成果が予定利率を上回り、剰余が生じた場合に、満期返れい金とあわせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。従って、その配当金の金額はあらかじめ確定されているものではありません。

告知義務
保険を契約する際に、保険契約者または被保険者は保険会社に対し告知事項について事実を正確に申し出る義務、あるいは不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

ご契約のしおり
保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続を行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故

サ行

再調達価額
時価に対する言葉で、保険契約の対象である物（保険をつけた物）と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。火災保険の新価保険や当社の満期戻総合保険（スーパージャンプ）においては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険
保険会社が、その引き受けた保険契約上の責任の全部または一部を危険分散などのために他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価（額）
同様の物を新たに建築または購入するのに必要な金額（再調達価額）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

事業費
保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、営業費および一般管理費、諸手数料および集金費を総称していいます。

自己負担額
一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額。自己負担額を超える損害については、自己負担額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。免責金額ともいいます。

地震保険料控除制度
地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および地方税法上、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の保険契約者（保険料負担者）の所得から差し引かれる制度で、2007年1月より創設されました。なお、これに伴い火災保険等の既存の損害保険料控除制度は、一部の経過措置を除き、廃止されました。

質権設定
保険金請求権の質入れのことを略して「質権設定」といいます。火災保険において多く行われており、保険の対象（例えば、火災保険における建物）の上に担保をもつ者（例えば、抵当権者）の債権保全の手段の一つです。

指定紛争解決機関
2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

支払備金
決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項
保険契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要な事項をいい、保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報のことです。

正味収入保険料
一般の会社の売上げ金額に相当するもので、お客様からいただいた保険料に、再保険に要した保険料を加減し、積立保険の積立部分の保険料を控除したものです。

責任準備金
将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金をいいます。
これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と、大火や航空機の墜落など異常な大災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）の満期返れい金、契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

全損
保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。

ソルベンシー・マージン比率
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害てん補
保険事故によって被保険者に生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険契約者保護機構
損害保険会社の経営が破綻した場合、保険契約者の保護を破綻保険会社に代わって引受ける制度。1996年に創設された「保険契約者保護基金制度」をさらに一歩進めたもので、1998年12月1日に発足。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

損害保険大学課程
「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指すために創設された制度です。専門知識を習得するための「専門コース」と、専門コースの認定取得者が、実践的な知識・業務スキルを習得するための「コンサルティングコース」の2種類の学習コースがあります。

損害保険募集人一般試験
保険会社から委託を受けた代理店およびその役員・使用人の方が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明を行えるよう、2011年10月から「損害保険募集人試験」と「商品専門試験（研修含む）」の2つの試験が統合し、新たに「損害保険募集人一般試験」として実施しております。
これから代理店登録または募集人届出をされる方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験です。

損害保険料率算出機構
「損害保険料算出団体に関する法律」に基づき、設立された「自動車保険料率算定会」と「損害料率算定会」が、契約者および会員などに対して、より質の高いサービスをより低コストで提供できる体制を実施するために、2002年7月1日に組織統合し、「損害保険料率算出機構」として発足しました。業務としては（1）火災、傷害、自動車、介護費用の各保険の参考純率の算出と提供、（2）自賠責保険と地震保険の基準料率の算出と公告、（3）自賠責保険（共済含む）に係る損害調査、（4）政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託等があげられます。

損害率
損害保険会社が受領した保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したもので保険会社の収益性がわかります。

タ行

第三分野
第三分野とは、生命保険固有の分野と損害保険固有の分野の、いずれにも属さないその中間に位置する傷害・疾病・介護に関する保険商品の分野をいいます。

大数の法則
サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を極めて多くすれば、6分の1に近づきます。このように、個々に見れば偶然な事柄でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

超過保険・一部保険
保険金額（契約金額）が、保険の対象である物の実際の価値（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいます。
また、保険金額が保険価額を下回る保険のことを一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。（後段部分については「比例配分による保険金支払い」の項をご参照ください。）

重複保険
一つの保険の対象物（同一の被保険利益に限る）について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務
保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。例えば、火災保険約款では建物の種類・性能、用法、面積の変更や家財等を他の場所に移転するなどの事実が発生した場合には、通知するように定めています。

積立勘定
積立保険（貯蓄型保険）および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険
火災保険、傷害保険等の補償機能に加え、満期時に満期返れい金が支払われる長期の保険です。

特約
普通保険約款の規定に追加、補充、変更等をする約款のことをいいます。

ハ行

被保険者
保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益
ある物（例えば建物）に偶然な事故が発生することにより、ある人（例えば建物の所有者）が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係（この例では所有者利益）を被保険利益といいます。損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益の存在が前提となります。

比例配分による保険金支払い
損害が発生したとき、保険金額（保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う金額の最高限度額）が保険価額（保険の対象としたものの評価額）を下回っている場合には、その不足している割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。例えば、5,000万円をかけて新築した建物に4,000万円の保険をかけましたが、火災が起こり、1,000万円の損害を受けました。
この場合に支払われる保険金は

$$1{,}000\text{万円} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}^{※}}$$

$$=1{,}000\text{万円} \times \frac{4{,}000\text{万円}}{5{,}000\text{万円}} =800\text{万円になります。}$$

※店舗総合保険、ビジネス総合保険の場合は、保険価額×80%で計算します。
従って、支払われる保険金は

$$1{,}000\text{万円} \times \frac{4{,}000\text{万円}}{5{,}000\text{万円} \times 0.8} =1{,}000\text{万円になります。}$$

分損
保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務付けられている保険
「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）があります。

保険価額
保険の対象である物の実際の価値で、通常は時価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）をいいますが、保険種目によっては、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準として保険価額を評価することもあります。

保険期間
保険の契約期間で、保険会社が責任を負う期間のことです。その期間中に保険事故が発生した場合に保険会社は保険金を支払います。ただし、一般的には、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われません。

保険金
保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

保険金額
保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額で、保険契約に際して保険会社と保険契約者との間で定めた金額をいいます。

保険契約者
保険会社に保険の申し込みをする人のことです。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする契約もあります。

保険契約準備金
保険契約に基づき保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則によって決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金および支払備金があります。

保険契約の解除
法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。なお、重大事由による解除の場合、重大事由が生じた時から解除された時までに発生した保険事故について、保険金は支払われません。

保険契約の失効
すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故（戦争、暴動など）によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

保険契約申込書
保険を契約する際に保険契約者が署名または記名・捺印し、保険会社に提出する所定の書類のことです。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険申込書を用意しています。

保険事故
保険契約により、保険会社は偶然な一定の事故によって生じた損害に対して保険金を支払うことを保険契約者に約束しますが、この保険金支払いを約定している事故を保険事故といいます。具体的には火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券
保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する文書です。

保険の目的（保険の対象）
保険をつける対象のことをいいます。例えば、火災保険の場合の建物や家財、自動車保険の場合の自動車がこれにあたります。

保険引受利益
正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査に要した費用、満期返れい金などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。

保険約款
保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、同一種類の保険契約に共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約においてそれを変更、補充するための特別約款、特約条項があります。

保険料
被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭をいいます。

保険料即収の原則
保険契約時に保険料の全額を保険会社が領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率
保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。例えば保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル(‰)」と表現されることがあります。

マ行

マリン・ノンマリン
マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険（船舶保険と貨物海上保険）をいいますが、通常、運送保険も含まれています。ノンマリンは「ノンマリン・インシュアランス」の略で、マリン以外の保険、すなわち火災保険・自動車保険・傷害保険などをいいます。

満期返れい金
満期戻総合保険（スーパージャンプ）などの積立保険において、保険期間が終了し、保険料全額の払い込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者に支払う金銭をいい、その金額は契約時に定められています。

免責
保険金をお支払いできない場合です。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払義務を負いますが、特定の事柄が生じた時は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故です。（「地震保険」等、商品により担保される場合があります。）

免責金額
保険契約者の自己負担額のことをいいます。保険会社は一定金額以下の小損害については保険金を支払わないと定めることがありますが、一定の金額に達した損害については、免責金額（自己負担額）を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

免責条項
保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

元受保険
再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する全ての保険をさす場合があります。

元受保険料
元受保険契約により、保険会社が領収する保険料をいいます。

ヤ行

予定利率
積立保険の積立保険料部分については、満期返れい金を一定の率で割り引いて保険料を算出しています。この割引に用いられる計算利率を予定利率といいます。なお、実際の運用利回りが予定利率を上回った場合には契約者配当金として満期返れい金に上乗せして支払われることがあります。

Ⅴ 業績データ

1.当社の主要な業務に関する事項

【1】事業の経過および成果等……84
【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移…85
【3】業務の状況を示す指標……86
① 保険料・1人当たり保険料……86
② 解約返戻金……86
③ 保険引受利益……87
④ 保険金・損害率……87
⑤ 再保険……88
⑥ 未収再保険金……89
⑦ 事業費率……89
⑧ 保険契約に関する指標等ー契約者配当金……90
⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合…90
【4】経理に関する指標……91
① 支払備金の額および責任準備金の額……91
② 責任準備金積立水準……91
③ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動……92
④ 貸倒引当金およびその他の引当金の期末残高および期中の増減額……93
⑤ 貸付金償却の額……93
⑥ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）……94
⑦ 事業費（含む損害調査費）……95
⑧ 有価証券売却損益および評価損……95
⑨ 減価償却費明細表……96
⑩ 固定資産処分損益明細表……96
⑪ リース取引……97
【5】資産運用に関する方針と指標等……97
① 資産運用方針……97
② 預貯金……97
③ 資産運用の概況……97
④ 利息配当収入の額および運用利回り（インカム利回り）……98
⑤ 資産運用利回り（実現利回り）……98
⑥（参考）時価総合利回り……99
⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り……99
⑧ 商品有価証券……99
⑨ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比……100
⑩ 保有有価証券利回り……100
⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高……101
⑫ 業種別保有株式の額……102
⑬ 貸付金の残存期間別の残高……102
⑭ 担保別貸付金残高……102
⑮ 使途別の貸付金残高および構成比……103
⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合……103
⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合……103
⑱ 貸付金地域別内訳……104
⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高……104
⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高…104
㉑ 支払承諾の残高内訳……105
㉒ 支払承諾見返の担保別内訳……105
㉓ 長期性資産……105
㉔ 公共関係投融資（新規引受ベース）……105
㉕ 住宅関連融資……106
㉖ 各種ローン金利（一般貸付標準金利…長期プライムレート）……106
【6】特別勘定に関する指標等……106
【7】責任準備金の残高の内訳……107
【8】期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）……107
【9】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表……108
① 自動車……108
② 傷害……108
③ 賠責……108

2.財産の状況

【1】計算書類……109
① 貸借対照表……109
② 損益計算書……119
③ キャッシュ･フロー計算書……122
④ 株主資本等変動計算書……124
⑤ 1株当たり配当等……127
⑥ 1株当たり純資産額……127
⑦ 従業員1人当たり総資産……127
【2】リスク管理債権……128
【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況……128
【4】債務者区分に基づいて区分された債権……129
【5】保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）……130
【6】時価情報等……131
① 有価証券……131
② 金銭の信託……133
③ デリバティブ取引関係……134
【7】その他……134

3.当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成……135
【2】子会社に関する事項……135

1 当社の主要な業務に関する事項

【1】事業の経過および成果等

当事業年度における世界経済は、米国を中心に足下では雇用情勢・所得環境の改善が続いたことに加え、企業収益の回復に連動して設備投資にも持ち直しの動きがみられるようになり、全体としては緩やかな回復基調が続いております。日本経済におきましては、海外経済の回復を背景に輸出の増加が続くとともに、個人消費を中心とした内需の持ち直しもみられ、景気は回復基調を維持しております。一方で、海外政治動向による経済情勢の不透明感は緩和しつつあるものの、中国経済成長率の鈍化や北朝鮮情勢など地政学リスクの高まりによる景気下振れへの懸念材料は依然として残っております。

このような情勢のもと、当社は、2017年4月からスタートさせた中期経営計画に従い、「比較推奨型代理店」を重点販売チャネルとして、自動車保険と火災保険を中心に更に営業を強化いたしました。その結果、自動車保険は2016年度と比べて22%を超える増収、火災保険は2016年度と比べて14%を超える増収と、いずれも高水準の元受正味保険料の伸びを記録いたしました。同業他社と大きく差別化を図った商品が、徐々にお客様に認められつつあると感じています。

そして、2018年3月30日、弊社は楽天株式会社の連結子会社になりました。今後は、独自の会員基盤である「楽天エコシステム」を持つ楽天株式会社との緊密な協力関係のもとで、インターネットサービスとの親和性が高い商品ラインナップの拡充などを通じ、一層の成長が見込めると考えています。また、伝統的な損害保険と革新的なインターネットサービスの融合による新しい損害保険会社を目指して、社員一丸となって取り組んでまいります。

当事業年度における業績の概要は、以下のとおりです。

正味収入保険料は、火災保険の過年度契約出再による影響と満期戻保険の商品改定に伴う減収要因があったものの、自動車保険が新規獲得台数増加の効果により増収したため、前期比386百万円増の37,005百万円となりました。

正味支払保険金は、自動車保険の保有契約の増加に伴う影響と台風損害等による自然災害の影響で、前期比2,521百万円増の20,845百万円となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は前期比238百万円増の9,686百万円となりました。この結果、正味収入保険料から正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除した収支残高は、前期から2,825百万円悪化し、3,658百万円の損失となりました。これに収入積立保険料、満期返戻金、支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受利益は、前期比8,022百万円減の10,978百万円の損失となりました。

利息及び配当金収入は前期比142百万円増の5,717百万円となりました。

有価証券売却益は前期比927百万円増の3,287百万円となりました。また、有価証券評価損は前期比492百万円減の29百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常収益は前期比7,749百万円減の91,387百万円、経常費用は前期比2,348百万円減の95,334百万円、経常損失は3,947百万円となりました。これに特別損失として資産価格が下落するリスクに備えるために価格変動準備金へ395百万円繰り入れ、その他法人税及び住民税、法人税等調整額を減じた当期純損失は3,125百万円となりました。また、ソルベンシー・マージン比率は前期の731.6%から694.5%となりました。

決算のしくみ（単位:百万円）

保険引受収益	**82,559**
正味収入保険料	37,005
収入積立保険料	20,529
積立保険料等運用益	2,798
その他	22,226

資産運用収益	**8,555**
利息及び配当金収入	5,717
有価証券売却益	5,029
積立保険料等運用益振替	▲2,798
その他	606
その他経常収益	**272**

保険引受費用	**83,644**
正味支払保険金	20,845
損害調査費	1,616
諸手数料及び集金費	8,515
満期返戻金	50,790
その他	1,876

資産運用費用	**1,878**
有価証券売却損	1,741
有価証券評価損	29
その他	107
営業費及び一般管理費	**9,748**
（うち保険引受に係る営業費及び一般管理費）	9,686
その他経常費用	**63**

経常収益	**91,387**
経常費用	**95,334**
経常利益	**▲3,947**
特別損益	**▲499**
法人税等	**▲1,321**
当期純利益	**▲3,125**

保険引受収益 82,559 − **保険引受費用 83,644** − **保険引受に係る営業費及び一般管理費 9,686** + **その他収支 ▲206** = **保険引受利益 ▲10,978**

【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目 ＼ 年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	31,703 (▲6.79%)	31,506 (▲0.62%)	32,196 (2.19%)	36,619 (13.74%)	37,005 (1.05%)
経常収益	84,000	88,862	90,157	99,136	91,387
経常利益 (対前期増減率)	3,288 (200.06%)	8,188 (148.99%)	1,578 (▲80.72%)	1,454 (▲7.88%)	▲3,947 (▲371.45%)
当期純利益 (対前期増減率)	313 (▲30.22%)	1,035 (230.54%)	486 (▲53.05%)	555 (14.20%)	▲3,125 (▲662.97%)
正味損害率	64.96%	69.38%	62.77%	53.92%	60.70%
正味事業費率	48.27%	46.30%	45.63%	48.35%	49.19%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	4,675 (2.14%)	6,015 (28.66%)	5,943 (▲1.20%)	5,575 (▲6.19%)	5,717 (2.55%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.30%	1.72%	1.82%	1.76%	1.99%
資産運用利回り (実現利回り)	2.78%	3.32%	2.07%	2.38%	3.29%
信託報酬	—	—	—	—	—
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	—	—	—	—	—
信託財産額	—	—	—	—	—
資本金の額 (発行済株式総数)	5,153 (普通株式 9,290千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)	5,153 (普通株式 8,970千株 甲種優先株式 2,084千株)
純資産額	31,578	43,896	43,743	38,325	33,267
総資産額	396,062	401,894	379,358	368,905	346,204
積立勘定資産額	22,853	20,912	18,719	17,976	15,304
責任準備金残高	336,194	321,936	304,614	289,431	267,215
貸付金残高	7,234	7,233	7,262	7,259	255
有価証券残高	337,331	369,848	339,109	319,398	259,788
単体ソルベンシー・ マージン比率	586.6%	687.0%	666.4%	731.6%	694.5%
自己資本比率	7.97%	10.92%	11.53%	10.39%	9.61%
1株当たり純資産額	2,952.74円	4,391.48円	4,468.12円	3,866.61円	3,303.91円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	6.00円(普通株式) (—) 48.00円(甲種優先株式) (—)	6.00円(普通株式) (—) 48.00円(甲種優先株式) (—)	6.00円(普通株式) (—) 48.00円(甲種優先株式) (—)	6.00円(普通株式) (—) 48.00円(甲種優先株式) (—)	一円(普通株式) (—) 一円(甲種優先株式) (—)
1株当たり当期純利益	23.65円	105.34円	44.28円	52.84円	▲364.80円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	18.05円	60.14円	28.50円	32.75円	一円
配当性向	25.37%	5.70%	13.55%	11.35%	—%
従業員数	552名	520名	518名	515名	546名

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【3】業務の状況を示す指標

① 保険料・1人当たり保険料

a.正味収入保険料

(単位:百万円)

種目＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)
火　災	4,925	15.3	▲3.5	8,573	23.4	74.1	8,169	22.1	▲4.7
傷　害	2,734	8.5	▲4.6	2,730	7.5	▲0.1	2,426	6.6	▲11.1
自動車	12,875	40.0	3.7	14,348	39.2	11.4	17,643	47.7	23.0
自動車損害賠償責任	4,429	13.8	3.2	4,236	11.6	▲4.4	3,816	10.3	▲9.9
満期戻長期	1,835	5.7	20.7	1,946	5.3	6.1	671	1.8	▲65.5
その他	5,397	16.7	1.6	4,784	13.0	▲11.4	4,277	11.5	▲10.6
合　計	32,196	100.0	2.2	36,619	100.0	13.7	37,005	100.0	1.1

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

b.元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位:百万円)

種目＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)
火　災	18,808	23.8	23.9	14,898	18.7	▲20.8	16,928	25.5	13.6
傷　害	3,490	4.4	▲6.0	3,168	4.0	▲9.2	2,795	4.2	▲11.8
自動車	13,233	16.7	3.4	14,721	18.5	11.2	18,099	27.3	22.9
自動車損害賠償責任	3,839	4.9	2.3	3,531	4.4	▲8.0	2,805	4.2	▲20.5
満期戻長期	33,833	42.8	17.3	38,320	48.1	13.3	21,089	31.8	▲45.0
その他	5,814	7.4	0.5	5,109	6.3	▲12.1	4,575	7.0	▲10.5
合　計	79,019	100.0	12.8	79,749	100.0	0.9	66,294	100.0	▲16.9
従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)	152		13.2	154		1.5	121		▲21.6

(注1) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
(積立型保険の積立保険料部分を含みます。)
(注2) 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)=元受正味保険料(含む収入積立保険料)÷従業員数

② 解約返戻金

(単位:百万円)

種目＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
火　災	975	686	738
傷　害	186	279	206
自動車	222	270	328
自動車損害賠償責任	183	175	176
満期戻長期	2,565	3,049	2,969
その他	114	86	75
合　計	4,247	4,547	4,494

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

③ 保険引受利益

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
保険引受収益	86,053	92,665	82,559
保険引受費用	78,551	86,026	83,644
営業費及び一般管理費	8,622	9,448	9,686
その他収支	▲133	▲146	▲206
保険引受利益	▲1,254	▲2,955	▲10,978

(注1) 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
(注2) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

④ 保険金・損害率

a.正味支払保険金

(単位:百万円)

種目＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比(%)	正味損害率(%)		構成比(%)	正味損害率(%)		構成比(%)	正味損害率(%)
火　災	3,981	21.0	84.1	3,613	19.7	43.4	4,532	21.7	56.2
傷　害	1,230	6.5	50.1	1,098	6.0	45.5	911	4.4	44.9
自動車	7,301	38.6	62.0	7,703	42.0	59.7	9,851	47.3	62.4
自動車損害賠償責任	3,541	18.7	82.4	3,409	18.6	83.1	3,263	15.7	87.5
満期戻長期	542	2.9	32.4	383	2.1	22.4	479	2.3	78.6
その他	2,331	12.3	45.9	2,115	11.6	47.4	1,807	8.6	44.7
合　計	18,928	100.0	62.8	18,324	100.0	53.9	20,845	100.0	60.7

(注1) 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
(注2) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

b.元受正味保険金

(単位:百万円)

種目＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
		構成比(%)	元受正味損害率(%)		構成比(%)	元受正味損害率(%)		構成比(%)	元受正味損害率(%)
火　災	4,349	22.3	24.0	10,270	40.8	69.6	5,324	24.3	31.8
傷　害	1,297	6.7	49.7	1,125	4.5	44.8	929	4.2	44.5
自動車	7,408	38.0	61.1	7,868	31.3	59.3	10,243	46.7	63.0
自動車損害賠償責任	3,532	18.1	94.9	3,294	13.1	96.4	3,104	14.1	113.3
満期戻長期	603	3.1	32.7	436	1.7	23.1	508	2.3	63.3
その他	2,294	11.8	42.1	2,173	8.6	45.6	1,845	8.4	42.7
合　計	19,485	100.0	44.6	25,169	100.0	61.6	21,955	100.0	51.5

(注1) 元受正味損害率=(元受正味保険金+損害調査費)÷元受正味保険料
(注2) 2016年度において、火災の元受正味保険金と正味支払保険金の主な差額要因は、熊本地震による損害を再保険で回収したためです。

c.正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火　災	84.1	57.7	141.8	43.4	44.9	88.2	56.2	48.9	105.1
傷　害	50.1	64.9	115.0	45.5	60.5	106.0	44.9	72.3	117.1
自動車	62.0	40.3	102.2	59.7	51.3	111.0	62.4	42.4	104.8
自動車損害賠償責任	82.4	17.5	99.9	83.1	15.1	98.1	87.5	13.8	101.2
満期戻長期	32.4	88.5	120.9	22.4	90.7	113.0	78.6	215.8	294.4
その他	45.9	46.1	92.0	47.4	51.0	98.4	44.7	69.9	114.7
合　計	62.8	45.6	108.4	53.9	48.4	102.3	60.7	49.2	109.9

(注1) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
(注2) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
(注3) 合算率=正味損害率+正味事業費率

d.出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火　災	62.5	77.9	140.4	42.8	49.8	92.6	64.6	55.3	119.9
傷　害	48.8	58.8	107.6	40.1	60.3	100.4	43.3	70.5	113.8
自動車	63.3	40.1	103.5	61.2	53.4	114.5	75.0	44.9	119.8
満期戻長期	35.0	74.0	109.1	21.6	85.6	107.2	34.3	90.4	124.7
その他	43.5	43.8	87.3	40.6	45.7	86.3	38.7	63.6	102.3
合　計	56.4	54.6	111.0	48.5	53.6	102.1	63.2	54.1	117.3

（注1） 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
（注2） 発生損害率=（出再控除前の発生損害額+損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
（注3） 事業費率=（支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
（注4） 合算率=発生損害率+事業費率
（注5） 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
（注6） 出再控除前の既経過保険料=収入保険料−出再控除前の未経過保険料積増額
（注7） 第三分野保険につきましては、販売量が極めて少ないため、傷害保険に含めています。

⑤ 再保険

a.受再正味保険料・受再正味保険金

(単位:百万円)

種目＼年度		2015年度		2016年度		2017年度	
			前年比（%）		前年比（%）		前年比（%）
受再正味保険料	火　災	1,551	33.1	1,724	11.2	1,880	9.0
	傷　害	0	▲100.0	—	—	—	—
	自動車	8	2.6	6	▲16.0	7	5.9
	自動車損害賠償責任	3,458	3.2	3,338	▲3.5	2,995	▲10.3
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	66	▲29.1	24	▲63.1	27	10.7
	合　計	5,085	10.1	5,094	0.2	4,910	▲3.6
受再正味保険金	火　災	228	42.9	339	49.0	413	21.8
	傷　害	—	—	—	—	—	—
	自動車	5	25.8	4	▲19.3	5	8.3
	自動車損害賠償責任	3,541	▲2.8	3,409	▲3.7	3,263	▲4.3
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	101	181.8	18	▲82.0	19	6.6
	合　計	3,876	0.9	3,772	▲2.7	3,701	▲1.9

b.支払再保険料・回収再保険金

(単位:百万円)

種目＼年度		2015年度		2016年度		2017年度	
			前年比（%）		前年比（%）		前年比（%）
支払再保険料	火　災	15,434	37.3	8,049	▲47.8	10,639	32.2
	傷　害	152	▲37.1	101	▲33.8	57	▲43.4
	自動車	366	▲5.8	379	3.6	463	22.1
	自動車損害賠償責任	2,868	2.0	2,633	▲8.2	1,984	▲24.6
	満期戻長期	168	▲7.1	169	0.5	209	23.8
	その他	470	▲14.4	336	▲28.4	315	▲6.4
	合　計	19,460	26.2	11,669	▲40.0	13,670	17.1
回収再保険金	火　災	596	▲62.5	6,997	1,073.1	1,205	▲82.8
	傷　害	66	▲21.4	26	▲59.6	17	▲33.6
	自動車	112	▲53.8	169	51.2	396	133.3
	自動車損害賠償責任	3,532	▲1.3	3,294	▲6.8	3,104	▲5.7
	満期戻長期	61	▲21.0	53	▲12.9	29	▲43.9
	その他	64	▲36.4	75	17.1	57	▲23.9
	合　計	4,433	▲21.9	10,617	139.5	4,811	▲54.7

c.出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2017年度	32社（0社）	93.3%（—%）
2016年度	29社（0社）	75.3%（—%）
2015年度	31社（0社）	91.9%（—%）

（注1） 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含みます。）を対象にしています。
（注2）（ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）
なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

d.出再保険料の格付ごとの割合

年度	A以上	BBB以上	その他（格付なし・不明・BB以下）	合計
2017年度	100.0%（—%）	—%（—%）	—%（—%）	100.0%（—%）
2016年度	99.2%（—%）	0.0%（—%）	0.8%（—%）	100.0%（—%）
2015年度	99.6%（—%）	0.0%（—%）	0.4%（—%）	100.0%（—%）

（注1） 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
〈格付区分の方法〉
①S&P社、またはA.M.Best社の格付を使用しています。この場合、A−以上を「A以上」に区分しています。
②これら2社の格付がない場合は、日本格付研究所の格付は、A−以上を「A以上」に区分し、Moody'sの格付は、A3以上を「A以上」に区分しています。
（注2）（ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）
なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

⑥ 未収再保険金

（単位:百万円）

	年度	2015年度	2016年度	2017年度
1	年度開始時の未収再保険金	177(—)	239(—)	584(—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	841(—)	1,272(—)	1,379(—)
3	当該年度回収等	779(—)	928(—)	1,507(—)
4	1+2−3=年度末の未収再保険金	239(—)	584(—)	455(—)

（注1） 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。
（注2）（ ）内は、 第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

⑦ 事業費率

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
保険引受に係る事業費	14,692	17,706	18,201
（保険引受に係る営業費及び一般管理費）	8,622	9,448	9,686
（諸手数料及び集金費）	6,069	8,258	8,515
正味事業費率	45.6%	48.4%	49.2%

（注） 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料

⑧ 保険契約に関する指標等−契約者配当金

満期戻総合保険では、保険期間が終了し、満期を迎えられたご契約者に対して満期返戻金をお支払いするとともに、所定の計算により剰余が生じた場合には、契約者配当金をお支払いします。

満期を迎えられるご契約者にお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

(2018年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日 ＼ 払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	2018年4月1日から2019年3月31日まで	1,990円	1,330円	1,330円	1,330円	1,330円
6年	2018年4月1日から2019年3月31日まで	1,920円	―	―	―	―

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。
上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を2018年4月満期分(保険期間5年／満期返戻金支払割合20%、保険期間6年／満期返戻金支払割合30%)を例として表示しています。

(2017年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日 ＼ 払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	2017年4月1日から2018年3月31日まで	1,730円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
6年	2017年4月1日から2018年3月31日まで	1,660円	―	―	―	―

(2016年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日 ＼ 払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	2016年4月1日から2017年3月31日まで	930円	840円	840円	840円	840円
6年	2016年4月1日から2017年3月31日まで	1,650円	―	―	―	―
10年	2016年4月1日から2017年3月31日まで	5,210円	2,690円	2,690円	2,690円	2,690円

⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 ＼ 年度	2015年度	2016年度	2017年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

【4】経理に関する指標

① 支払備金の額および責任準備金の額

a.支払備金

（単位:百万円）

種目＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
火　災	1,992	1,469	2,219
傷　害	1,026	862	841
自動車	6,285	6,264	7,474
自動車損害賠償責任	1,382	1,303	1,234
満期戻長期	231	188	180
その他	2,237	2,155	2,043
合　計	13,155	12,244	13,994

b.責任準備金

（単位:百万円）

種目＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
火　災	30,605	32,094	32,478
傷　害	26,308	24,693	27,342
自動車	5,768	6,926	8,271
自動車損害賠償責任	9,608	9,815	9,819
満期戻長期	218,280	201,849	175,147
その他	14,043	14,051	14,155
合　計	304,614	289,431	267,215

② 責任準備金積立水準

区分＼年度		2015年度	2016年度	2017年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または全期チルメル式	平準純保険料式または全期チルメル式	平準純保険料式または全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

（注1） 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

（注2） 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

（注3） 積立率＝（実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金）÷（下記（1）～（3）の合計額）

（1）標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限ります。）

（2）標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

（3）2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

(2017年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額−決算時取崩額
経常利益の減少額	12百万円※ 異常危険準備金残高の取崩額342百万円

(2016年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額−決算時取崩額
経常利益の減少額	119百万円※ 異常危険準備金残高の取崩額180百万円

(2015年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額−決算時取崩額
経常利益の減少額	23百万円※ 異常危険準備金残高の取崩額276百万円

※ 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

④ 貸倒引当金およびその他の引当金の期末残高および期中の増減額

(2017年度)

(単位:百万円)

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	14	0	—	14	0	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	85	87	—	85	87	洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		3,165	156	86	—	3,236	
役員退職慰労引当金		247	97	—	—	344	
賞与引当金		337	344	337	—	344	
価格変動準備金		7,141	395	—	—	7,537	
合　計		10,991	1,082	423	99	11,550	

(2016年度)

(単位:百万円)

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	14	14	—	14	14	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	110	85	22	87	85	洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		2,842	521	198	—	3,165	
役員退職慰労引当金		250	72	74	—	247	
賞与引当金		320	337	320	—	337	
価格変動準備金		6,595	545	—	—	7,141	
合　計		10,133	1,576	616	102	10,991	

⑤ 貸付金償却の額

該当ありません。

⑥ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（2017年度）

（単位:百万円）

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘　要
資　本　金		5,153	—	—	5,153	
うち既発行株式	普通株式	(8,970,264株) 2,652	—	—	(8,970,264株) 2,652	※
	優先株式	(2,084,000株) 2,500	—	—	(2,084,000株) 2,500	
	合　計	(普通株式 8,970,264株 優先株式 2,084,000株) 5,153	—	—	(普通株式 8,970,264株 優先株式 2,084,000株) 5,153	
資本準備金およびその他資本剰余金	資本準備金	4,903	—	—	4,903	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	—	—	—	—	
	合　計	4,903	—	—	4,903	
利益準備金および任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合　計	290	—	—	290	

※ 当期末における自己株式数は、414,976株です。

（2016年度）

（単位:百万円）

区　分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘　要
資　本　金		5,153	—	—	5,153	
うち既発行株式	普通株式	(8,970,264株) 2,652	—	—	(8,970,264株) 2,652	※
	優先株式	(2,084,000株) 2,500	—	—	(2,084,000株) 2,500	
	合　計	(普通株式 8,970,264株 優先株式 2,084,000株) 5,153	—	—	(普通株式 8,970,264株 優先株式 2,084,000株) 5,153	
資本準備金およびその他資本剰余金	資本準備金	4,903	—	—	4,903	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	—	—	—	—	
	合　計	4,903	—	—	4,903	
利益準備金および任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合　計	290	—	—	290	

※ 当期末における自己株式数は、377,826株です。

⑦ 事業費（含む損害調査費）

（単位:百万円）

事業費内訳＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
人件費	4,454	4,841	4,693
物件費	5,207	5,719	6,329
税　金	323	374	348
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	▲21	▲4	▲8
保険契約者保護機構に対する負担金	0	0	0
諸手数料及び集金費	6,069	8,258	8,515
合　計	16,035	19,190	19,879

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

⑧ 有価証券売却損益および評価損

売却益

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
公社債	563	343	63
株　式	346	1,896	4,577
外国証券	1,041	1,338	355
その他	—	306	32
合　計	1,951	3,884	5,029

売却損

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
公社債	9	—	—
株　式	129	105	3
外国証券	483	1,419	1,391
その他	23	—	346
合　計	646	1,524	1,741

評価損

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
公社債	—	—	—
株　式	509	522	13
外国証券	—	—	—
その他	2	0	16
合　計	511	522	29

⑨ 減価償却費明細表

(2017年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建　物	450	40	307	143	68.2%
動　産	318	34	208	109	65.5%
リース資産	8	1	7	0	88.6%
ソフトウェア	4,918	809	1,734	3,184	35.3%
その他	23	—	—	23	—%
合　計	5,719	884	2,257	3,462	

(2016年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建　物	434	16	282	152	65.0%
動　産	309	37	199	110	64.3%
リース資産	8	1	6	2	69.9%
ソフトウェア	3,769	688	1,565	2,203	41.5%
その他	23	—	—	23	—%
合　計	4,545	745	2,053	2,491	

(2015年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建　物	439	15	291	148	66.3%
動　産	392	12	309	82	79.0%
リース資産	47	5	43	4	90.9%
ソフトウェア	3,597	707	1,785	1,812	49.6%
その他	23	—	—	23	—%
合　計	4,500	742	2,429	2,070	

⑩ 固定資産処分損益明細表

固定資産処分益

(単位:百万円)

年度 / 区分	2015年度			2016年度			2017年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	231	—	231	—	—	—	—	—	—
その他の固定資産	—	—	—	1	—	1	—	—	—
合　計	231	—	231	1	—	1	—	—	—

固定資産処分損

(単位:百万円)

年度 / 区分	2015年度			2016年度			2017年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	—	12	12	—	2	2	—	5	5
その他の固定資産	—	0	0	—	0	0	—	1	1
合　計	—	13	13	—	3	3	—	7	7

⑪ リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、該当ありません。

【5】資産運用に関する方針と指標等

① 資産運用方針

資産の運用にあたっては、損害保険会社という公共性の強い性質に鑑み、安全性、流動性を重視しつつ有利な運用に努めています。

② 預貯金

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
郵便振替・郵便貯金	107	621	1,877
当座預金	40	62	63
普通預金	18,821	18,047	48,497
通知預金	—	—	—
定期預金	10	—	—
外貨預金	—	—	—
合　計	18,979	18,731	50,437

③ 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
預貯金	18,979	5.0	18,731	5.1	50,437	14.6
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	339,109	89.5	319,398	86.6	259,788	75.0
貸付金	7,262	1.9	7,259	2.0	255	0.1
土地・建物	162	0.0	166	0.0	157	0.0
運用資産計	365,513	96.4	345,556	93.7	310,638	89.7
総資産	379,358	100.0	368,905	100.0	346,204	100.0

④ 利息配当収入の額および運用利回り（インカム利回り）

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
	収入金額	平均運用額	利回り (%)	収入金額	平均運用額	利回り (%)	収入金額	平均運用額	利回り (%)
預貯金	1	9,673	0.02	0	27,593	0.00	0	29,425	0.00
コールローン	5	6,222	0.08	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	5,898	304,076	1.94	5,560	281,788	1.97	5,703	251,360	2.27
公社債	846	121,047	0.70	641	88,816	0.72	544	61,520	0.89
株　式	829	31,431	2.64	876	30,790	2.85	686	29,034	2.36
外国証券	3,483	140,982	2.47	3,557	150,353	2.37	3,708	146,535	2.53
その他の証券	739	10,615	6.97	485	11,828	4.10	764	14,269	5.36
貸付金	37	7,267	0.51	14	7,267	0.20	13	6,682	0.20
土地・建物	0	157	0.46	0	176	0.16	0	185	0.16
小　計	5,942	327,397	1.82	5,575	316,826	1.76	5,717	287,652	1.99
その他	0	—		0	—		0	—	
合　計	5,943	—		5,575	—		5,717	—	

（注）利回りは $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

なお、時価会計導入を機に、開示利回りのあり方を見直した結果、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする⑤資産運用利回り（実現利回り）を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、⑥時価総合利回りを併せて参考開示しています。

⑤ 資産運用利回り（実現利回り）

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
	資産運用損益等（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り (%)	資産運用損益等（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り (%)	資産運用損益等（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	利回り (%)
預貯金	1	9,673	0.02	0	27,593	0.00	0	29,425	0.00
コールローン	5	6,222	0.08	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	6,727	304,076	2.21	7,537	281,788	2.67	9,460	251,360	3.76
公社債	1,400	121,047	1.16	984	88,816	1.11	608	61,520	0.99
株　式	536	31,431	1.71	2,108	30,790	6.85	5,179	29,034	17.84
外国証券	4,041	140,982	2.87	3,476	150,353	2.31	3,202	146,535	2.19
その他の証券	750	10,615	7.07	968	11,828	8.18	470	14,269	3.30
貸付金	37	7,267	0.51	14	7,267	0.20	13	6,682	0.20
土地・建物	0	157	0.46	0	176	0.16	0	185	0.16
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合　計	6,772	327,397	2.07	7,552	316,826	2.38	9,475	287,652	3.29

（注）利回りは $\frac{\text{資産運用収益+積立保険料等運用益−資産運用費用}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

⑥（参考）時価総合利回り

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り（%）	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り（%）	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	利回り（%）
預貯金	1	9,673	0.02	0	27,593	0.00	0	29,425	0.00
コールローン	5	6,222	0.08	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	▲3,508	356,706	▲0.98	71	324,181	0.02	2,970	286,523	1.04
公社債	1,525	123,031	1.24	353	90,925	0.39	469	62,998	0.74
株　式	2,410	51,797	4.65	135	53,030	0.26	7,935	49,537	16.02
外国証券	▲7,368	167,448	▲4.40	▲1,093	165,409	▲0.66	▲5,976	157,022	▲3.81
その他の証券	▲76	14,428	▲0.53	676	14,815	4.56	542	16,965	3.20
貸付金	37	7,267	0.51	14	7,267	0.20	13	6,682	0.20
土地・建物	0	157	0.46	0	176	0.16	0	185	0.16
金融派生商品	9,369	—	—	▲528	—	—	4,095	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合　計	5,905	380,026	1.55	▲441	359,219	▲0.12	7,081	322,816	2.19

（注）利回りは $\frac{\text{（資産運用収益+積立保険料等運用益−資産運用費用）+（当期末評価差額*−前期末評価差額*）+繰延ヘッジ損益増減}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$ で算出しています。

*税効果控除前の金額による。

⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り

（単位:百万円）

区分＼年度		2015年度		2016年度		2017年度	
			構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
外貨建	公社債	24,431	14.9	25,809	15.7	23,938	17.3
	株　式	—	—	—	—	—	—
	その他	339	0.2	327	0.2	257	0.2
	外貨建資産計	24,771	15.1	26,137	15.9	24,196	17.5
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	公社債（円建外債）	137,207	83.8	136,021	82.6	111,819	81.0
	その他	1,678	1.0	2,490	1.5	2,084	1.5
	円貨建資産計	138,886	84.9	138,511	84.1	113,904	82.5
合　計		163,657	100.0	164,648	100.0	138,100	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り（インカム利回り）	2.47%		2.37%		2.53%	
	資産運用利回り（実現利回り）	2.87%		2.31%		2.19%	
	（参考）時価総合利回り	▲4.40%		▲0.66%		▲3.81%	

⑧ 商品有価証券

該当ありません。

⑨ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
国　債	6,288	1.9	6,767	2.1	2,640	1.0
地方債	7,119	2.1	7,115	2.2	1,026	0.4
社　債	93,568	27.6	73,706	23.1	51,950	20.0
株　式	53,851	15.9	50,351	15.8	49,893	19.2
外国証券	163,657	48.3	164,648	51.5	138,100	53.2
その他の証券	14,623	4.2	16,808	5.3	16,177	6.2
合　計	339,109	100.0	319,398	100.0	259,788	100.0

⑩ 保有有価証券利回り

(単位:%)

区分＼年度		2015年度	2016年度	2017年度
運用資産利回り（インカム利回り）	公社債	0.70	0.72	0.89
	株　式	2.64	2.85	2.36
	外国証券	2.47	2.37	2.53
	その他の証券	6.97	4.10	5.36
	合　計	1.94	1.97	2.27
資産運用利回り（実現利回り）	公社債	1.16	1.11	0.99
	株　式	1.71	6.97	18.07
	外国証券	2.87	2.31	2.19
	その他の証券	7.07	8.18	3.30
	合　計	2.21	2.67	3.76
(参考)時価総合利回り	公社債	1.24	0.39	0.74
	株　式	4.65	0.77	17.90
	外国証券	▲4.40	▲0.66	▲3.81
	その他の証券	▲0.53	4.56	3.20
	合　計	▲0.98	0.02	1.04

（注）各利回りの計算方法については、P98～P99をご参照ください。

⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(2017年度)

(単位:百万円)

区分＼残存期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国　債	—	—	—	—	—	2,640	—	2,640
地方債	299	311	415	—	—	—	—	1,026
社　債	10,627	3,266	8,625	8,796	8,611	12,022	—	51,950
株　式							49,893	49,893
外国証券	22,366	41,861	43,833	21,561	6,392	—	2,084	138,100
その他の証券	—	264	777	—	410	—	14,723	16,177
合　計	33,294	45,704	53,652	30,357	15,413	14,663	66,701	259,788

(2016年度)

(単位:百万円)

区分＼残存期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国　債	—	4,191	—	—	—	2,576	—	6,767
地方債	6,079	299	735	—	—	—	—	7,115
社　債	25,628	12,293	4,486	11,873	6,993	12,431	—	73,706
株　式							50,351	50,351
外国証券	13,057	49,389	56,345	21,736	21,630	—	2,490	164,648
その他の証券	540	—	—	873	200	—	15,195	16,808
合　計	45,305	66,174	61,567	34,483	28,823	15,007	68,037	319,398

(2015年度)

(単位:百万円)

区分＼残存期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国　債	—	—	4,587	498	—	1,202	—	6,288
地方債	—	6,377	319	423	—	—	—	7,119
社　債	11,626	48,076	4,878	5,338	11,181	12,464	—	93,568
株　式							53,851	53,851
外国証券	12,624	40,800	52,692	28,702	27,159	—	1,678	163,657
その他の証券	0	733	—	748	—	—	13,141	14,623
合　計	24,251	95,988	62,477	35,711	38,341	13,667	68,670	339,109

⑫ 業種別保有株式の額

(単位:百万株、百万円)

区分＼年度	2015年度			2016年度			2017年度		
	株数	金額	構成比 (%)	株数	金額	構成比 (%)	株数	金額	構成比 (%)
電気・ガス業	0	58	0.1	—	—	—	—	—	—
陸運業	7	17,124	31.8	6	16,250	32.27	4	17,948	35.97
商　業	6	9,068	16.8	5	7,885	15.66	5	8,354	16.75
電気機器	3	1,018	1.9	0	422	0.84	0	88	0.18
不動産業	3	9,312	17.3	3	8,569	17.02	3	9,282	18.61
金融保険業	2	1,829	3.4	2	1,966	3.91	1	1,341	2.69
その他製品	3	3,050	5.7	1	2,727	5.42	1	2,751	5.51
機　械	3	3,740	6.9	2	3,593	7.14	1	3,959	7.93
輸送用機器業	0	241	0.4	0	265	0.53	0	253	0.51
証券・商品先物取引業	2	570	1.1	2	657	1.31	1	383	0.77
その他	7	7,836	14.6	6	8,013	15.90	4	5,528	11.08
合　計	39	53,851	100.0	31	50,351	100.00	23	49,893	100.00

(注1) 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。
(注2) 空輸業は陸運業に含めています。

⑬ 貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区分＼年度		2015年度	2016年度	2017年度
固定金利	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超	—	—	—
	合　計	—	—	—
変動金利	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	7,000	—
	5年超7年以下	7,000	—	—
	7年超	—	—	—
	合　計	7,000	7,000	—

(注) 約款貸付は含みません。

⑭ 担保別貸付金残高

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
担保貸付	—	—	—	—	—	—
有価証券担保	—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団	—	—	—	—	—	—
指名債権担保	—	—	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—	—	—
信用貸付	7,000	96.4	7,000	96.4	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	7,000	96.4	7,000	96.4	—	—
約款貸付	262	3.6	259	3.6	255	100.0
合　計	7,262	100.0	7,259	100.0	255	100.0
(うち劣後特約付き貸付)	(　—)	(　—)	(　—)	(　—)	(　—)	(　—)

⑮ 使途別の貸付金残高および構成比

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
設備資金	—	—	—	—	—	—
運転資金	7,262	100.0	7,259	100.0	255	100.0
合　計	7,262	100.0	7,259	100.0	255	100.0

⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱　業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	7,000	96.4	7,000	96.4	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・水道等	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅等)	—	—	—	—	—	—
小　計	7,000	96.4	7,000	96.4	—	—
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	262	3.6	259	3.6	255	100.0
合　計	7,262	100.0	7,259	100.0	255	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
大企業	7,000	100.0	7,000	100.0	—	—
中堅企業	—	—	—	—	—	—
中小企業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付合計	7,000	100.0	7,000	100.0	—	—

（注1） 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
（注2） 中堅企業とは(注1)の「大企業」および(注3)の「中小企業」以外の企業をいいます。
（注3） 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
（注4） その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等です。
（注5） 約款貸付は含みません。

⑱ 貸付金地域別内訳

a.国内

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度		2016年度		2017年度	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
首都圏	7,000	100.0	7,000	100.0	—	—
近畿圏	—	—	—	—	—	—
上記以外の地域	—	—	—	—	—	—
合　計	7,000	100.0	7,000	100.0	—	—

（注）約款貸付は含みません。

b.海外

該当ありません。

⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区分＼年度		2015年度	2016年度	2017年度
貸付金	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	7,000	—
	5年超7年以下	7,000	—	—
	7年超	—	—	—
	合　計	7,000	7,000	—

⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
土地	13	13	13
営業用	13	13	13
賃貸用	—	—	—
建　物	148	152	143
営業用	148	152	143
賃貸用	—	—	—
土地・建物合計	162	166	157
営業用	162	166	157
賃貸用	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
リース資産	4	2	0
その他の有形固定資産	82	110	109
合　計	249	279	268

㉑ 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

㉒ 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

㉓ 長期性資産

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
長期性資産	239,900	221,614	193,835

(注) 長期性資産とは責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累計残高をいいます。

㉔ 公共関係投融資(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分＼年度		2015年度	2016年度	2017年度
公社債	国　債	—	—	—
	地方債	6,075	—	—
	政府保証債	4,400	—	—
	小　計	10,476	—	—
貸付	公社・公団	—	—	—
	地方住宅供給公社	—	—	—
	小　計	—	—	—
合　計		10,476	—	—

㉕ 住宅関連融資

(単位:百万円)

区分＼年度	2015年度	構成比（%）	2016年度	構成比（%）	2017年度	構成比（%）
個人向ローン	—	—	—	—	—	—
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給会社	—	—	—	—	—	—
合　計	—	— (—)	—	— (—)	—	— (—)
(参考)貸付金残高	7,262		7,259		255	

(注)「合計」欄の（　）内は総貸付残高に対する比率です。

㉖ 各種ローン金利（一般貸付標準金利…長期プライムレート）

(2017年度) (単位:%)

変更時点	2017.7.11
利率	1.00

(2016年度) (単位:%)

変更時点	2016.7.8	2016.8.10
利率	0.90	0.95

(2015年度) (単位:%)

変更時点	2015.9.10	2016.2.10	2016.3.10
利率	1.10	1.00	0.95

(2014年度) (単位:%)

変更時点	2014.7.10	2014.12.10	2015.1.9	2015.2.10
利率	1.15	1.10	1.05	1.15

【6】特別勘定に関する指標等

該当ありません。

【7】責任準備金の残高の内訳

（2017年度）

（単位:百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火　災	27,756	4,698	14	—	—	9	—	32,478
傷　害	1,663	534	19	2	20,514	255	4,351	27,342
自動車	5,988	2,282	0	—	—	—	—	8,271
自動車損害賠償責任	9,819	—	—	—	—	—	—	9,819
満期戻長期	2,381	1,704	107	—	169,518	1,435	—	175,147
その他	7,914	3,731	7	—	2,084	17	398	14,155
合　計	55,524	12,951	149	2	192,118	1,717	4,750	267,215

（2016年度）

（単位:百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火　災	27,668	4,409	6	—	—	9	—	32,094
傷　害	1,777	454	10	3	22,198	249	—	24,693
自動車	4,904	2,021	0	—	—	—	—	6,926
自動車損害賠償責任	9,815	—	—	—	—	—	—	9,815
満期戻長期	3,053	1,705	58	—	195,614	1,417	—	201,849
その他	8,338	3,581	3	—	2,111	16	—	14,051
合　計	55,558	12,173	79	3	219,923	1,692	—	289,431

（2015年度）

（単位:百万円）

種　目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当準備金等	一号収支分析追加責任準備金	責任準備金合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火　災	26,622	3,970	3	—	—	9	—	30,605
傷　害	1,838	364	6	3	23,854	241	—	26,308
自動車	4,162	1,606	0	—	—	—	—	5,768
自動車損害賠償責任	9,608	—	—	—	—	—	—	9,608
満期戻長期	2,952	1,648	35	—	212,353	1,291	—	218,280
その他	8,482	3,407	1	—	2,135	15	—	14,043
合　計	53,665	10,996	47	3	238,343	1,558	—	304,614

【8】期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位:百万円）

年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2013年度	11,727	6,584	5,952	▲809
2014年度	15,489	9,947	5,400	140
2015年度	11,332	5,858	5,467	6
2016年度	12,108	6,521	4,915	671
2017年度	11,118	6,314	5,107	▲303

（注1） 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
（注2） 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
（注3） 当期把握見積り差額=期首支払備金−（前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

【9】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

① 自動車

(単位:百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	8,152			7,582			7,502			8,155			11,438		
	1年後	7,812	0.958	▲340	7,533	0.994	▲48	7,132	0.951	▲369	8,317	1.020	161			
	2年後	7,742	0.991	▲70	7,472	0.992	▲61	7,182	1.007	50						
	3年後	7,871	1.017	129	7,496	1.003	24									
	4年後	7,810	0.992	▲60												
最終損害見積り額		7,810			7,496			7,182			8,317			11,438		
累計保険金		7,609			6,842			6,484			7,049			6,994		
支払備金		201			653			698			1,267			4,443		

② 傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	1,090			1,357			1,410			1,047			820		
	1年後	1,211	1.112	121	1,328	0.979	▲28	1,301	0.923	▲109	1,021	0.975	▲25			
	2年後	1,213	1.001	1	1,321	0.995	▲7	1,314	1.010	13						
	3年後	1,234	1.017	20	1,345	1.018	24									
	4年後	1,242	1.007	8												
最終損害見積り額		1,242			1,345			1,314			1,021			820		
累計保険金		1,229			1,323			1,195			849			335		
支払備金		12			22			119			171			484		

③ 賠責

(単位:百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	800			817			827			718			597		
	1年後	832	1.040	31	929	1.137	111	876	1.059	49	827	1.152	109			
	2年後	828	0.996	▲3	924	0.995	▲4	887	1.013	11						
	3年後	822	0.992	▲6	913	0.988	▲11									
	4年後	839	1.020	16												
最終損害見積り額		839			913			887			827			597		
累計保険金		800			840			803			706			275		
支払備金		38			72			84			121			321		

(注1) 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
(注2) 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
(注3) 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

2 財産の状況

【1】計算書類

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目＼年度	2015年度(2016年3月31日現在)		2016年度(2017年3月31日現在)		2017年度(2018年3月31日現在)	
	金　額	構成比(%)	金　額	構成比(%)	金　額	構成比(%)
(資産の部)						
現金及び預貯金	18,979	5.00	18,731	5.08	50,437	14.57
現　金	(—)		(—)		(0)	
預貯金	(18,979)		(18,731)		(50,437)	
有価証券	339,109	89.39	319,398	86.58	259,788	75.04
国　債	(6,288)		(6,767)		(2,640)	
地方債	(7,119)		(7,115)		(1,026)	
社　債	(93,568)		(73,706)		(51,950)	
株　式	(53,851)		(50,351)		(49,893)	
外国証券	(163,657)		(164,648)		(138,100)	
その他の証券	(14,623)		(16,808)		(16,177)	
貸付金	7,262	1.91	7,259	1.97	255	0.07
保険約款貸付	(262)		(259)		(255)	
一般貸付	(7,000)		(7,000)		(—)	
有形固定資産	249	0.07	279	0.08	268	0.08
土　地	(13)		(13)		(13)	
建　物	(148)		(152)		(143)	
リース資産	(4)		(2)		(0)	
その他の有形固定資産	(82)		(110)		(109)	
無形固定資産	1,950	0.51	2,370	0.64	3,304	0.95
ソフトウェア	(1,812)		(2,203)		(3,184)	
ソフトウェア仮勘定	(114)		(144)		(96)	
その他の無形固定資産	(23)		(23)		(23)	
その他資産	11,933	3.15	20,402	5.53	29,500	8.53
未収保険料	(62)		(55)		(98)	
代理店貸	(2,259)		(2,251)		(2,571)	
共同保険貸	(120)		(88)		(73)	
再保険貸	(1,312)		(1,273)		(1,318)	
外国再保険貸	(168)		(523)		(538)	
未収金	(598)		(784)		(2,050)	
未収収益	(887)		(974)		(884)	
預託金	(879)		(845)		(864)	
仮払金	(833)		(1,020)		(1,503)	
先物取引差入証拠金	(—)		(1,000)		(4,000)	
金融派生商品	(4,803)		(—)		(766)	
金融商品等差入担保金	(—)		(11,583)		(14,831)	
その他の資産	(8)		(0)		(—)	
繰延税金資産	—	—	562	0.15	2,737	0.79
貸倒引当金	▲125	▲0.03	▲99	▲0.03	▲87	▲0.03
資産の部合計	379,358	100.00	368,905	100.00	346,204	100.00

(単位:百万円)

科目＼年度	2015年度 (2016年3月31日現在)		2016年度 (2017年3月31日現在)		2017年度 (2018年3月31日現在)	
	金　額	構成比 (%)	金　額	構成比 (%)	金　額	構成比 (%)
(負債の部)						
保険契約準備金	317,769	83.77	301,676	81.78	281,209	81.23
支払備金	(13,155)		(12,244)		(13,994)	
責任準備金	(304,614)		(289,431)		(267,215)	
その他負債	6,294	1.65	18,011	4.87	20,264	5.85
共同保険借	(139)		(104)		(98)	
再保険借	(1,638)		(1,786)		(1,868)	
外国再保険借	(2,710)		(1,206)		(91)	
未払法人税等	(101)		(170)		(146)	
未払金	(836)		(691)		(783)	
仮受金	(863)		(1,741)		(1,341)	
借入有価証券	(—)		(11,761)		(15,933)	
金融派生商品	(—)		(546)		(—)	
リース債務	(4)		(2)		(0)	
退職給付引当金	2,842	0.75	3,165	0.86	3,236	0.93
役員退職慰労引当金	250	0.07	247	0.07	344	0.10
賞与引当金	320	0.08	337	0.09	344	0.10
特別法上の準備金	6,595	1.74	7,141	1.94	7,537	2.18
価格変動準備金	(6,595)		(7,141)		(7,537)	
繰延税金負債	1,542	0.41	—	—	—	—
負債の部合計	335,614	88.47	330,580	89.61	312,936	90.39
(純資産の部)						
資本金	5,153	1.36	5,153	1.40	5,153	1.49
資本剰余金	4,903	1.29	4,903	1.33	4,903	1.42
資本準備金	(4,903)		(4,903)		(4,903)	
利益剰余金	6,302	1.66	6,705	1.82	3,428	0.99
利益準備金	(290)		(290)		(290)	
その他利益剰余金	(6,012)		(6,415)		(3,138)	
繰越利益剰余金	((6,012))		((6,415))		((3,138))	
自己株式	▲217	▲0.06	▲249	▲0.07	▲272	▲0.08
株主資本合計	16,141	4.25	16,512	4.48	13,212	3.82
その他有価証券評価差額金	30,991	8.17	25,757	6.98	21,673	6.26
繰延ヘッジ損益	▲3,388	▲0.89	▲3,944	▲1.07	▲1,619	▲0.47
評価・換算差額等合計	27,602	7.28	21,812	5.91	20,054	5.79
純資産の部合計	43,743	11.53	38,325	10.39	33,267	9.61
負債及び純資産の部合計	379,358	100.00	368,905	100.00	346,204	100.00

※2017年度　貸借対照表の注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりです。
   (1) 子会社等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によります。
   (2) 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日　日本公認会計士協会)に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法によります。
   (3) その他有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除きます。)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によります。
   なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
   (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によります。

2. デリバティブ取引の評価は、時価法によります。

3. 有形固定資産の減価償却は定率法によります。
   ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法は定額法によります。
   また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によります。

4. 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間(主に3年・5年)に基づく定額法によります。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
   破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。
   今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。
   また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の額を引き当てています。

7. 退職給付に係る会計処理の方法として、退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によります。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、翌事業年度に一時の費用として処理しています。

8. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

9. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。

10. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

11. ヘッジ会計の方法は、次のとおりです。

(1) ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによります。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりです。

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建債券
政策投資保有株式の空売り	国内株式

(3) ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクと株価の価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規程に基づいた運用を実施しています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は523百万円です。

13. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額および延滞債権額はありません。
破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸付金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

14. 消費税等の会計処理は主として税抜方式によります。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によります。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却をしています。

15. 保険契約に基づく将来の債務の履行に備え、責任準備金等を積み立てています。当初想定した環境・条件等が大きく変動し予期せぬ損害の発生が見込まれる場合には、責任準備金等の必要額が変動する可能性があります。
なお、保険業法施行規則第70条第3項の規定に基づき、販売中止となった積立傷害保険、積立介護費用保険、年金払積立傷害保険を対象に責任準備金を4,750百万円追加して積み立てています。

16. 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりです。
(1)責任準備金対応債券の当事業年度末における貸借対照表計上額は9,604百万円、時価は9,627百万円です。
(2)責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりです。
保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しています。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。
なお、当社の小区分は満期戻長期保険の払戻積立金を設定しています。

17. 担保に供している資産は次のとおりです。
株式　14,234百万円(注)
(注) 政策投資保有株式の空売りの担保として差し入れています。

18. 関係会社に対する金銭債務は14百万円あります。

19. 繰延税金資産の総額は10,603百万円、繰延税金負債の総額は7,865百万円です。
なお、繰延税金資産の総額の算出にあたって、評価性引当額628百万円を控除しています。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金6,123百万円、退職給付引当金906百万円、支払備金432百万円、価格変動準備金2,110百万円、有価証券305百万円および為替ヘッジ321百万円、政策投資保有株式の空売り308百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金7,865百万円です。

20. 1株当たりの純資産額は3,303円91銭です。算定上の基礎である純資産の部の合計は33,267百万円、普通株式に係る期末の純資産額は28,265百万円、期末普通株式数は8,555千株です。

21. 親会社株式の額はありません。

22. 子会社株式の額は174百万円です。

23. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除きます。)	13,842百万円
同上に係る出再支払備金	1,083百万円
差引(イ)	12,759百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	1,234百万円
計(イ+ロ)	13,994百万円

24. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	71,634百万円
同上に係る出再責任準備金	25,847百万円
差　引(イ)	45,786百万円
その他の責任準備金(ロ)	221,428百万円
計(イ+ロ)	267,215百万円

25. 上記における親会社、子会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

<金融商品に関する注記>

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険事業を行っており、資産の運用に当たっては、損害保険会社の事業が公共性、社会性の高いものであることを鑑み、安全性、流動性を重視しつつ中長期的な収益確保を目指すことを基本とし、債券、特に確定利付債での運用を中心にしています。また、運用に係る各種リスクの抑制を図るため、「統合的リスク管理方針」に定める資産運用リスクの「基本方針」に則り、厳正な運用をしています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、債券のほか、株式、投資信託および組合出資金をその他有価証券として中長期的目的で保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。なお、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場株式1,487百万円が含まれています。また、外貨建債券および投資信託を保有しており、為替の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（ⅰ）信用リスクの管理

当社は、個別取引に際しては、厳正に信用リスクの分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。

与信管理は、「資産自己査定基準」に従い、各関連部署により行われ、内部監査部がその手続きおよび結果の妥当性について検証をしています。貸付金は、銀行・政府保証および優良有価証券担保（国債等の債券・優良株式）の貸付を基本にしています。有価証券は「資産運用リスク管理規程」に基づき、発行体の格付け等を基準に銘柄の選別を厳しく行い、また、危険分散のため、同一銘柄への投資は過度に集中しないよう努めています。発行体の信用リスクに関しては、その信用情報や時価の把握に努め、適切な管理をしています。

これらの実施状況については資産運用リスク管理委員会を通じ、定期的に取締役会へ報告しています。

（ⅱ）市場リスクの管理

次のリスクについてはVaR等によりリスク量を把握し、適切に管理しています。その管理状況については資産運用リスク管理委員会を通じ、定期的に取締役会へ報告しています。

a. 金利リスクの管理

当社は、有価証券の残高、含み損益の把握に加え、保有債券の金利感応度分析等により、リスクの把握・管理をしています。また、「統合的リスク管理委員会（ALM分会）規程」において、金利リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、同規程に基づき、リスク管理部門であるコンプライアンス業務部、資産運用リスク管理部門である経理部および保険引受リスク管理部門である商品部は統合的リスク管理委員会（ALM分会）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握するとともに、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングをしています。

b. 為替リスクの管理

当社は、外貨建債券等については、投資額の総資産に対する割合を抑えながら、また、償還年月を分散することや為替ヘッジを行うことにより、為替リスクに対応しています。

c. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、「職務権限規程」および「資産運用リスク管理規程」に従っています。株式の多くは、営業と密接な関係のある政策目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、価格変動リスクの減殺を目的とし、信用取引を行うことがあります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。((注2)参照)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(Ⅰ)現金及び預貯金	50,437	50,437	−
(Ⅱ)有価証券			
責任準備金対応債券	9,604	9,629	24
その他有価証券	248,696	248,696	−
(Ⅲ)貸付金	255		
貸倒引当金(*1)	▲0		
	254	254	−
資産計	308,993	309,017	24
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	−	−	−
ヘッジ会計が適用されているもの	766	766	−
デリバティブ取引計	766	766	−

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

1. 現金及び預貯金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。

2. 有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価格等によります。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は、以下のとおりです。

(1) 売買目的有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券はありません。

(3) 責任準備金対応債券の当事業年度中の売却額は7,143百万円であり、売却益の合計額は55百万円、売却損はありません。また責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(Ⅰ)公社債	4,903	4,926	22
	(Ⅱ)外国証券	2,000	2,000	0
	小計	6,903	6,926	23
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(Ⅰ)公社債	700	700	▲0
	(Ⅱ)外国証券	2,000	1,999	▲0
	小計	2,700	2,700	▲0
合　計		9,604	9,627	22

(4) その他有価証券の当事業年度中の売却額は38,922百万円であり、売却益の合計額は4,973百万円、売却損の合計額は1,741百万円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価または償却原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価または償却原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(Ⅰ)公社債	38,811	37,472	1,339
	(Ⅱ)株　式	48,065	23,934	24,130
	(Ⅲ)外国証券	74,931	70,279	4,651
	(Ⅳ)その他	15,276	12,509	2,767
	小計	177,085	144,196	32,888
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(Ⅰ)公社債	11,201	11,201	▲0
	(Ⅱ)株　式	340	345	▲5
	(Ⅲ)外国証券	59,169	62,513	▲3,343
	(Ⅳ)その他	900	900	－
	小計	71,611	74,960	▲3,349
合　計		248,696	219,156	29,539

(5) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて16百万円減損処理しています。

(6) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

3. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

4. デリバティブ取引

注記事項を参照してください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(Ⅱ)有価証券」には含めていません。

種　類	貸借対照表計上額（百万円）
有価証券（＊1）	
(Ⅰ)非上場株式（＊2）	1,487
(Ⅱ)その他（＊3）	0
合計	1,487

(＊1) 当事業年度において、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて13百万円減損処理をしています。

(＊2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(＊3) 出資証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
預貯金	50,437	－	－	－
有価証券				
責任準備金対応債券				
国債	－	－	－	－
地方債	299	－	－	－
社債	5,304	－	－	－
外国証券	4,000	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	－	－	－	2,640
地方債	－	726	－	－
社債	5,323	11,892	17,407	12,022
外国証券	18,366	85,695	27,953	－
その他	－	1,042	410	－
貸付金（※）	－	－	－	－
合計	83,732	99,357	45,771	14,663

（※）貸付金のうち、期間の定めのないもの255百万円は含めていません。

② 損益計算書

（単位:百万円）

科目＼年度		2015年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）	2016年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	2017年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
		金額	金額	金額
経常損益の部	経常収益	90,157	99、136	91,387
	保険引受収益	86,053	92、665	82,559
	正味収入保険料	(32,196)	(36,619)	(37,005)
	収入積立保険料	(32,447)	(36,554)	(20,529)
	積立保険料等運用益	(4,080)	(3,377)	(2,798)
	支払備金戻入額	(—)	(910)	(—)
	責任準備金戻入額	(17,321)	(15,183)	(22,216)
	為替差益	(0)	(19)	(10)
	その他保険引受収益	(7)	(—)	(—)
	資産運用収益	3,962	6,284	8,555
	利息及び配当金収入	(5,943)	(5,575)	(5,717)
	有価証券売却益	(1,951)	(3,884)	(5,029)
	為替差益	—	—	528
	その他運用収益	(147)	(201)	(77)
	積立保険料等運用益振替	(▲4,080)	(▲3,377)	(▲2,798)
	その他経常収益	141	186	272
	貸倒引当金戻入額	(—)	(2)	(11)
	その他の経常収益	(141)	(183)	(260)
	経常費用	88,578	97,682	95,334
	保険引受費用	78,551	86,026	83,644
	正味支払保険金	(18,928)	(18,324)	(20,845)
	損害調査費	(1,282)	(1,420)	(1,616)
	諸手数料及び集金費	(6,069)	(8,258)	(8,515)
	満期返戻金	(50,924)	(57,905)	(50,790)
	契約者配当金	(89)	(86)	(83)
	支払備金繰入額	(1,235)	(—)	(1,749)
	その他保険引受費用	(21)	(30)	(42)
	資産運用費用	1,269	2,109	1,878
	有価証券売却損	(646)	(1,524)	(1,741)
	有価証券評価損	(511)	(522)	(29)
	その他運用費用	(111)	(61)	(107)
	営業費及び一般管理費	8,682	9,510	9,748
	その他経常費用	74	36	63
	支払利息	(0)	(0)	(—)
	貸倒引当金繰入額	(2)	(—)	(—)
	その他の経常費用	(71)	(36)	(63)
	経常利益	1,578	1,454	▲3,947
特別損益の部	特別利益	231	1	—
	不動産売却益	(231)	(—)	(—)
	その他特別利益	(—)	(1)	(—)
	特別損失	1,482	658	499
	固定資産処分損	(13)	(3)	(7)
	システム関連費用	(—)	(108)	(96)
	特別法上の準備金繰入額	(1,469)	(545)	(395)
	価格変動準備金繰入額	((1,469))	((545))	((395))
	税引前当期純利益	328	797	▲4,447
	法人税及び住民税	51	154	217
	法人税等調整額	▲209	87	▲1,538
	法人税等合計	▲157	242	▲1,321
	当期純利益	486	555	▲3,125

※2017年度　損益計算書の注記

1. 関係会社との取引による収益総額は6百万円、費用総額は331百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	50,675百万円
支払再保険料	13,670百万円
差引	37,005百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	25,657百万円
回収再保険金	4,811百万円
差引	20,845百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	11,345百万円
出再保険手数料	2,830百万円
差引	8,515百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除きます。)	2,498百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	680百万円
差引(イ)	1,818百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(ロ)	▲68百万円
計(イ+ロ)	1,749百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	3,064百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	3,021百万円
差引(イ)	43百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	▲22,259百万円
計(イ+ロ)	▲22,216百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	5,703百万円
貸付金利息	13百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	5,717百万円

3. 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は156百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	184百万円
利息費用	0百万円
数理計算上の差異の費用処理額	▲28百万円
計	156百万円

4. 当期における法定実効税率は28.24%です。

5. 1株当たりの当期純損失は364円80銭です。算定上の基礎である当期純損失は3,125百万円、普通株式に係る当期純損失は3,125百万円、普通株式の期中平均株式数は8,567千株です。

6. 関連当事者との重要な取引は下記のとおりです。

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	野村ホールディングス株式会社	(被所有) 直接14.61% 間接39.30%	資金の貸付	資金の回収 利息の受取	7,000 6	− −	− −

(注1) 取引条件および取引条件の決定方針等
貸付利率は市場金利をベースに設定し、貸付期間等についても一般の取引条件と同様に決定しています。
野村ホールディングス株式会社が、当事業年度中に当社株式を売却したことにより、関連当事者には該当しなくなっています。
また被所有割合は関連当事者に該当しなくなる直前の割合を記載しています。

7. 上記における親会社、関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

年度 / 科目	2017年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益または純損益	▲4,447
減価償却費	884
ソフトウェア除却損	96
支払備金の増減額（▲は減少）	1,749
責任準備金等の増減額（▲は減少）	▲22,216
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	▲11
役員退職慰労引当金の増減額（▲は減少）	97
賞与引当金の増減額（▲は減少）	6
退職給付の増減額（▲は減少）	70
価格変動準備金の増減額（▲は減少）	395
利息及び配当金収入	▲5,957
有価証券関係損益（▲は益）	▲3,295
為替差損益	▲528
有形固定資産関係損益（▲は益）	7
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（▲は増加）	▲1,172
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（▲は減少）	▲1,378
小　計	▲35,699
利息及び配当金の受取額	5,754
法人税等の還付額	134
法人税等の支払額	▲304
営業活動によるキャッシュ・フロー	▲30,114
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	▲37,707
有価証券の売却･償還による収入	94,777
貸付けによる支出	▲39
貸付金の回収による収入	7,036
デリバティブ取引による収支(▲は支出)	2,782
先物取引差入証拠金の純増減額(▲は増加)	▲3,000
その他	58
資産運用活動計	63,906
営業活動および資産運用活動計	33,792
有形固定資産の取得による支出	▲72
無形固定資産の取得による支出	▲1,838
投資活動によるキャッシュ・フロー	61,995
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	▲22
配当金の支払額	▲151
その他	▲1
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲175
現金及び現金同等物に係る換算差額	－
現金及び現金同等物の増減額（▲は減少）	31,705
現金及び現金同等物の期首残高	18,731
現金及び現金同等物の期末残高	50,437

(※)2016年度までは連結キャッシュ･フロー計算書を作成していましたが、2017年度より単体のキャッシュ･フロー計算書を作成しています。

※2017年度　キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預貯金	50,437百万円
有価証券	259,788百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	－百万円
現金同等物以外の有価証券	▲259,788百万円
現金及び現金同等物	50,437百万円

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

④ 株主資本等変動計算書

2017年度(自 2017年4月1日　至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本										評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						特別準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	5,153	4,903	―	4,903	290	―	6,415	6,705	▲249	16,512	25,757	▲3,944	21,812	38,325
当期変動額														
剰余金の配当							▲151	▲151		▲151				▲151
当期純利益							▲3,125	▲3,125		▲3,125				▲3,125
自己株式の取得									▲22	▲22				▲22
自己株式の消却														―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											▲4,083	2,325	▲1,758	▲1,758
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	▲3,277	▲3,277	▲22	▲3,299	▲4,083	2,325	▲1,758	▲5,057
当期末残高	5,153	4,903	―	4,903	290	―	3,138	3,428	▲272	13,212	21,673	▲1,619	20,054	33,267

2016年度(自 2016年4月1日　至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本										評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						特別準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	5,153	4,903	―	4,903	290	―	6,012	6,302	▲217	16,141	30,991	▲3,388	27,602	43,743
当期変動額														
剰余金の配当							▲151	▲151		▲151				▲151
当期純利益							555	555		555				555
自己株式の取得									▲31	▲31				▲31
自己株式の消却														―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											▲5,233	▲555	▲5,789	▲5,789
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	403	403	▲31	371	▲5,233	▲555	▲5,789	▲5,418
当期末残高	5,153	4,903	―	4,903	290	―	6,415	6,705	▲249	16,512	25,757	▲3,944	21,812	38,325

2015年度(自 2015年4月1日　至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本										評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						特別準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	5,153	4,903	―	4,903	290	―	5,679	5,969	▲65	15,960	37,956	▲10,020	27,935	43,896
当期変動額														
剰余金の配当							▲153	▲153		▲153				▲153
当期純利益							486	486		486				486
自己株式の取得									▲152	▲152				▲152
自己株式の消却														―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											▲6,964	6,631	▲333	▲333
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	333	333	▲152	180	▲6,964	6,631	▲333	▲152
当期末残高	5,153	4,903	―	4,903	290	―	6,012	6,302	▲217	16,141	30,991	▲3,388	27,602	43,743

※2017年度　株主資本等変動計算書の注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度期末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	8,970	—	—	8,970
優先株式	2,084	—	—	2,084
合　計	11,054	—	—	11,054
自己株式(注)				
普通株式	377	37	—	414
合　計	377	37	—	414

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加37千株は、既存株主からの買取り等による増加です。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年5月26日取締役会	普通株式	51	6	2017年3月31日	2017年6月30日
	優先株式	100	48	2017年3月31日	2017年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの
該当事項はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤ 1株当たり配当等

区分 ＼ 年度		2015年度	2016年度	2017年度
利益金に関する諸指標	1株当たり配当額	普通株式 6円 甲種優先株式 48円	普通株式 6円 甲種優先株式 48円	普通株式 一円 甲種優先株式 一円
	1株当たり当期純利益	44円28銭	52円84銭	▲364円80銭
	配当性向	13.55%	11.35%	―%

（注）1株当たり当期純利益は $\frac{\text{普通株式に係る当期利益}}{\text{期中平均株式数（加重平均）}}$ により算出しています。

⑥ 1株当たり純資産額

（単位:円）

区分 ＼ 年度	2015年度	2016年度	2017年度
1株当たり純資産額	4,468.12	3,866.61	3,303.91

⑦ 従業員1人当たり総資産

（単位:百万円）

区分 ＼ 年度	2015年度	2016年度	2017年度
従業員1人当たり総資産	732	716	634

【2】リスク管理債権

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度（2016年3月31日現在）	2016年度（2017年3月31日現在）	2017年度（2018年3月31日現在）
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	—	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—	—
合　計	—	—	—
貸付金残高に対する比率	—	—	—
（参考）貸付金残高	7,262	7,259	255

（注）各債権の意義は次のとおりです。

1. 破綻先債権
   破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸付金」といいます。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
2. 延滞債権
   延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外のものです。
3. 3ヵ月以上延滞債権
   3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権
   貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

【4】債務者区分に基づいて区分された債権

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年度	2016年度	2017年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	7,267	7,264	258
合　計	7,267	7,264	258

（注）各債権の意義は次のとおりです。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
   破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。
2. 危険債権
   危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
3. 要管理債権
   要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金です。（上記1および2に掲げる債権を除きます。）以下同じです。）および条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（上記1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除きます。））の額です。
4. 正常債権
   正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

【5】保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位:百万円）

区分＼年度	2015年（2016年3月31日現在）	2016年（2017年3月31日現在）	2017年（2018年3月31日現在）
（A）単体ソルベンシー・マージン総額	71,158	66,315	61, 091
資本金または基金等	15,989	16,360	13,212
価格変動準備金	6,595	7,141	7,537
危険準備金	50	83	152
異常危険準備金	10,996	12,173	12,951
一般貸倒引当金	14	14	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	33,915	26,716	24,561
土地の含み損益	▲6	▲6	▲5
払戻積立金超過額	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	3,601	3,832	2,680
（B）単体リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$	21,354	18,127	17,592
一般保険リスク（R_1）	2,795	2,819	3,130
第三分野保険の保険リスク（R_2）	0	0	0
予定利率リスク（R_3）	1,046	898	774
資産運用リスク（R_4）	16,051	13,011	12,518
経営管理リスク（R_5）	469	405	399
巨大災害リスク（R_6）	3,561	3,529	3,536
（C）単体ソルベンシー・マージン比率※ ［（A）／｛（B）×1/2｝］×100	666.4%	731.6%	694.5%

※「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（上表の（B））に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。

①保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除きます。）

②予定利率上の危険（予定利率リスク）
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除きます。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【6】時価情報等

① 有価証券

a.売買目的有価証券
該当ありません。

b.満期保有目的の債券
該当ありません。

c.責任準備金対応債券

(単位:百万円)

種類		2015年度(2016年3月31日現在)			2016年度(2017年3月31日現在)			2017年度(2018年3月31日現在)		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	57,406	57,781	374	29,879	30,029	150	4,903	4,926	22
	外国証券	1,901	1,902	0	—	—	—	2,000	2,000	0
	小　計	59,308	59,683	375	29,879	30,029	150	6,903	6,926	23
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,492	5,491	▲1	11,095	11,095	▲0	700	700	▲0
	外国証券	8,500	8,498	▲2	4,000	4,000	—	2,000	1,999	▲0
	小　計	13,992	13,989	▲3	15,095	15,095	▲0	2,700	2,700	▲0
合　計		73,300	73,673	372	44,974	45,125	150	9,604	9,627	22

d.子会社株式および関連会社株式
子会社株式の市場価格はなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

e.その他有価証券

(単位:百万円)

種類		2015年度(2016年3月31日現在)			2016年度(2017年3月31日現在)			2017年度(2018年3月31日現在)		
		貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	公社債	34,076	31,967	2,109	33,728	32,242	1,486	38,811	37,472	1,339
	株　式	49,997	27,468	22,529	46,182	25,564	20,618	48,065	23,934	24,130
	外国証券	116,576	100,072	16,504	113,785	101,567	12,218	74,931	70,279	4,651
	その他	11,665	8,636	3,028	13,550	10,648	2,902	15,276	12,509	2,767
	小　計	212,316	168,144	44,172	207,247	170,021	37,226	177,085	144,196	32,888
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	公社債	10,000	10,000	▲0	12,886	12,894	▲8	11,201	11,201	▲0
	株　式	2,248	2,538	▲289	2,609	2,724	▲114	340	345	▲5
	外国証券	36,679	38,127	▲1,448	46,863	48,595	▲1,732	59,169	62,513	▲3,343
	その他	2,958	3,000	▲41	3,257	3,465	▲207	900	900	—
	小　計	51,886	53,665	▲1,779	65,616	67,679	▲2,062	71,611	74,960	▲3,349
合　計		264,203	221,810	42,393	272,864	237,701	35,163	248,696	219,156	29,539

(注)当年度において、その他有価証券(時価を把握することが極めて困難であるものを除きます。)について16百万円(うち、その他16百万円)減損処理をしています。
なお、有価証券の減損にあたっては、時価を把握することが極めて困難であるものを除く有価証券については、時価の帳簿価額に対する下落率が50%以上の銘柄はすべて減損を行い、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理をすることとしています。
時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めていません。

f. 売却した責任準備金対応債券

(単位:百万円)

種　類	2015年度			2016年度			2017年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	16,968	270	9	12,891	164	—	7,143	55	—
外国証券	1,801	1	—	—	—	—	—	—	—
合　計	18,770	272	9	12,891	164	—	7,143	55	—

g. 売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種　類	2015年度			2016年度			2017年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	9,795	292	0	6,354	178	—	308	8	—
株　式	1,321	346	129	3,038	1,896	105	8,713	4,577	3
外国証券	36,336	1,040	483	43,238	1,338	1,419	27,198	355	1,391
その他	112	—	23	974	306	—	2,702	32	346
合　計	47,566	1,679	636	53,606	3,720	1,524	38,922	4,973	1,741

h.時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種　類	2015年度	2016年度	2017年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	174	174	174
株　式	174	174	174
外国証券	—	—	—
その他有価証券	1,430	1,385	1,313
公社債	—	—	—
株　式	1,430	1,385	1,313
外国証券	—	—	—
その他	0	0	0
(うち主なもの)			
優先株式	(　—)	(　—)	(　—)
出資金	(　0)	(　0)	(　0)

(注)　当年度において、その他有価証券で時価を把握するのが極めて困難と認められるものについて13百万円 (うち、株式13百万円) 減損処理をしています。時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し回復が見込まれない場合は、実質価額とその取得原価との差額の減損処理をすることとしています。

i. 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

種　類	2015年度				2016年度				2017年度			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
責任準備金対応債券												
国　債	－	4,587	498	－	－	4,191	－	－	－	－	－	－
地方債	－	6,377	－	－	6,079	299	－	－	299	－	－	－
社　債	9,208	41,545	682	－	22,294	8,109	－	－	5,304	－	－	－
外国証券	6,401	4,000	－	－	4,000	－	－	－	4,000	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの												
国　債	－	－	－	1,202	－	－	－	2,576	－	－	－	2,640
地方債	－	319	423	－	－	735	－	－	－	726	－	－
社　債	2,418	11,410	15,837	12,464	3,334	8,670	18,867	12,431	5,323	11,892	17,407	12,022
外国証券	6,222	89,492	55,862	－	9,057	105,734	43,366	－	18,366	85,695	27,953	－
その他	0	733	748	－	540	－	1,073	－	－	1,042	410	－
合　計	24,251	158,466	74,053	13,667	45,305	127,741	63,307	15,007	33,294	99,357	45,771	14,663

② 金銭の信託

a.運用目的の金銭の信託

該当ありません。

b.満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

c.運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

③ デリバティブ取引関係

a.重要なヘッジ会計の方法

（a）ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによります。

（b）ヘッジ手段は為替予約であり、ヘッジ対象は外貨建債券です。

（c）ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規定に基づいた運用を実施しています。

（d）ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。

b.デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

（a）ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

（b）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（株式関連）

該当ありません。

（為替関連）

（単位:百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	2015年度			2016年度			2017年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	為替予約取引売建米ドル	外貨建債券	121,865	—	4,803	119,639	—	▲546	97,851	—	766
合　計			——	——	4,803	——	——	▲546	——	——	766

（注） 時価については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しています。

【7】その他

① 当社は保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法第436条第2項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。また当社の財務諸表は当年度、前年度、前々年度ともに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて新日本有限責任監査法人の監査を受けています。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、2008年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

② 当社の2017年度に係る財務諸表に記載した内容が、すべての重要な点において適正に表示されていることを当社の経営者が確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

a. 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。

b. 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役会へ報告を行う態勢にあること。

c. 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

3 当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

当社および当社の子会社は、保険事業の一環として、当該事業を行っています。当社および当社の子会社の主な事業の内容と、関係会社の位置付けは次のとおりです。

〈事業内容〉

○ **損害保険事業および損害保険代理業**

当社は、損害保険事業を行っています。株式会社みらいの保険は、損害保険代理業を行っています。

〈企業集団等の概要図〉

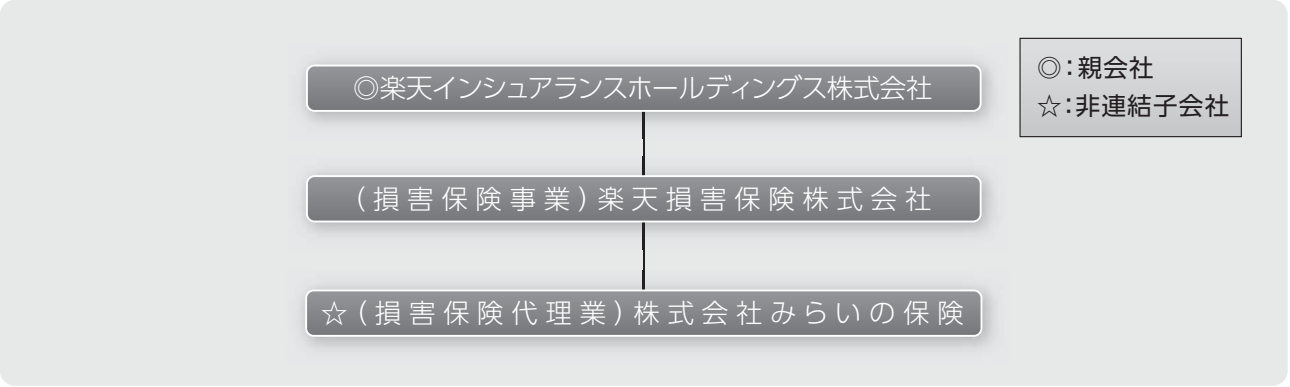

【2】子会社に関する事項

名　称	住　所	資本金	事業内容	設立年月日	当社が議決権に占める割合	当社の他の子会社等が議決権に占める割合
株式会社 みらいの保険	東京都千代田区 内神田1丁目 14番5号	100百万円	事務代行・損害保険および生命保険代理業務	1988年 9月29日	100%	－

(注)2017年度より、連結財務諸表等は作成していません。

楽天損保の現状2018

2018年7月発行

Rakuten 楽天損害保険株式会社

総合企画部

〒101−8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL（03）3294−2111（大代表）

Rakuten 楽天損害保険株式会社

東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL：03-3294-2111（大代表）
https://www.rakuten-sonpo.co.jp

VEGETABLE OIL INK

500301　2018/07 4,000(DPS)